

2009年度 研究報告書

ヨーロッパにおける多民族共存とEU

多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチ研究

2010年3月

編集 石川 達夫

神戸大学大学院国際文化学研究科附属
異文化研究交流センター



目次

はしがき iii

I 論文

チェコ国歌に潜んでいた矛盾——両大戦間チェコスロヴァキアの民族問題 3
石川達夫（神戸大学国際文化学研究科教授）

少数言語保全と言語記述の複数性——表記のゆれか、多様性のあらわれか 23
寺尾智史（神戸大学国際文化学研究科助教）

オスマン帝国の 1915 年「アルメニア人ジェノサイド」におけるフランスの認知問題
——EU、トルコ、フランス 41
松井真之介（神戸大学国際文化学研究科地域連携研究員）

II 講演

欧州の活性化——EU 地域の重要性とフランダースの実情 63
ベルナルド・カトリッセ（ベルギーフランドル交流センター館長）

ヨーロッパ統合の深層——政治・宗教・文化 75
ジル・フェラギユ（西パリ大学ナンテール／ラ・デファンス准教授）

III セミナー

第 1 回（2010 年 2 月 15 日） 97

報告 ヨーロッパにおける多文化共生——民族問題の予防の観点から
坂井一成（神戸大学大学院国際文化学研究科准教授）

報告 「ベルギー文学」の射程——民族意識とフランス語とオランダ語と
岩本和子（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）

第2回（2010年2月23日）109

報告 少数言語保全と言語記述の複数性——表記のゆれか、多様性のあらわれか
寺尾智史

報告 エスペラント運動と多言語共存思想
三浦伸夫（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）

第3回（2010年3月2日）121

報告 オスマン帝国の1915年アルメニア人ジェノサイドにおけるフランス国家の認知
問題——EU、トルコ、フランス
松井真之介

報告 チェコ国歌に潜んでいた矛盾——両大戦間チェコスロヴァキアの民族問題
石川達夫

はしがき

本報告書は、神戸大学大学院国際文化科学研究科附属異文化研究交流センター（Intercultural Research Center, 通称 IReC 【アイレック】）の2009年度研究部プロジェクト「ヨーロッパにおける多民族共存とEU——多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチ——」の活動をもとに編集したものである。

このプロジェクトの概要は、以下の通りである。

- (1) プロジェクト名：ヨーロッパにおける多民族共存とEU
——多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチ——

- (2) 代表者：石川達夫（地域文化論講座）

- (3) 分担者：三浦伸夫（異文化コミュニケーション論講座）
藤野一夫（現代文化論講座）
岩本和子（現代文化論講座）
坂井一成（異文化コミュニケーション論講座）
寺尾智史（地域文化論講座）
松井真之介（異文化研究交流センター地域連携研究員）

(4) プロジェクトの目的

国際化・グローバル化が進んでいく中で、国家を超えた人・物・情報の移動・交錯・交流が激しくなっている今日の世界において、多民族共存の問題に取り組む上で最も必要とされることの一つは、多民族共存の複雑な現象を、一つの民族に同一化した一つの視点ではなく、複数の民族の複数の視点から見ていく多視点的アプローチであり、さらにそれら複数の視点を何らかの意味で統合しようとするようなメタ視点的アプローチであろう。

この点で、ヨーロッパは歴史的に多民族が複雑に葛藤と融和を繰り返しつつ共存してきた地域として、豊富な事例を提供している。また現代のEUは、「多様性における統一」を基本理念として掲げ、近代国民国家の原理に制限を加えながら、加盟国すべての国語の公用語化やマイノリティの保護など、様々な先進的で興味深い試みを行っている。

したがって、今年度のプロジェクトは、昨年度のプロジェクト「多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究」を踏まえつつ、ヨーロッパに焦点を当てて、ヨーロッパにおける多民族共存の諸問題について欧州評議会やEUなどの理念・政策と絡めて研究を進め、多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチの確立をめざす。

(5) プロジェクトの必要性

多民族共存の問題をめぐって、今日特に重要な課題として浮かび上がってきているのは、異なる諸民族が同じ場所に「共存」はしていても、必ずしも十分な「相互理解」はしておらず、そのために互いの主張・立場・視点が噛み合わず、折り合わず、したがって十分な「相互理解」に基づいた平和的な「共生」のための条件が整っていないこと、そのためにひとたびテロや経済危機などが起こると、昨日までの隣人が途端に不気味で異質な「異邦人」と化してしまい、そこに思いもかけない民族的軋轢や衝突が発生するという問題である。

これは、いわゆる「多文化主義」の重大な欠陥としても指摘されている点である。即ち、「多文化主義」を標榜するオランダなどの国において諸民族集団が互いに干渉し合わない「自由」の中で相互理解を欠いたまま孤立的に自分たちの社会を築いてしまう「柱状化現象」が問題にされ、さらには、現代の精神疾患として増えている「解離性同一性障害＝多重人格」は「歩く多文化主義」（大澤真幸）だとして、社会のレベルでの「柱状化」した「多文化主義」は個人のレベルでの統合的人格を欠いた「解離性同一性障害」に対応するものとして問題にされている。

このような問題に取り組む上でまず必要なのは、多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチであろう。即ち、アプローチする者は、共存する複数の諸民族集団それぞれの主張・立場・視点を——どれか一つに自己同一化することを極力避けつつ——まず「多視点的」に理解するように努め、その上でそれらの主張・立場・視点を鳥瞰し、それらを噛み合わせ、折り合わせ、対話させうるような「メタ視点」を獲得するように努めることである。もちろん、このような「メタ視点」の獲得は極めて困難であろうが、しかしそれなしには「解離性同一性障害」的「多文化主義」の問題の克服もありえないであろう。

また、具体的な問題に照らし合わせてみても、例えばチェコにおけるドイツ人－チェコ人－ユダヤ人－ロマ人、ベルギーにおけるオランダ語系住民－フランス語系住民－ドイツ語系住民、フランスにおけるフランス系住民－アルメニア系住民－イスラーム系住民など、複数の主張・立場・視点が対峙してきた場において、実際に多視点的・メタ視点的アプローチが試みられ、ある程度の成果も上げていると言える。

そして様々な先進的な理念と政策を掲げてきた欧州評議会やEUは、ヨーロッパの多様な諸民族の主張・立場・視点を鳥瞰し、それらを噛み合わせ、折り合わせ、対話させうるような「メタ視点」を作りだし、ヨーロッパの多様な民族的諸「人格」を統合する「メタ人格」に多少ともなりつつあると言えるかもしれず、少なくともその注目すべき試みであると言えよう。それ故に、欧州評議会やEUの理念と政策を検討することも必要である。

(6) プロジェクトの活動計画

本研究は、国際化・グローバル化がますます進展する今日の世界において、近代国民国家の原理に規定された排他的な自言語・自文化中心主義の限界を自覚しつつ、多

民族の平和的共存のためには何が必要かを探求する前提として、多民族共存の場において生じる現象を一つの視点からだけでなく複数の視点から解読しつつ統合する多視点的・メタ視点的アプローチの確立をめざす。

その際、具体的なフィールドとして、歴史的に多民族が複雑に葛藤と融和を繰り返しつつ共存してきたヨーロッパを取り上げてその具体的な事例を分析し、また、「多様性における統一」を基本理念として掲げて様々な先進的試みを行ってきた EU に注目する。

したがって、本プロジェクトの活動としては、まず各メンバーが以下の研究活動を進める。

1. ヨーロッパにおける実際の多民族共存の場とそこで生じてきた諸問題について、通時的ないし共時的に、歴史と現状を分析する。
2. 欧州評議会やEU、さらにヨーロッパ各国や国連が、多民族共存、マイノリティと少数言語保護のために、いかなる理念を掲げ、いかなる政策を実施してきたかを分析する。
3. こうして、ヨーロッパの具体的な現実に即して、いかにして多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチが確立されうるかを考究する。

さらに、以上の課題をめぐって外部から研究者を招いて講演会・シンポジウム・セミナーなどを開催する。

そして、最終的なまとめとして、各研究員の研究成果と講演会・シンポジウム・セミナーなどの成果を研究報告書にまとめて、異文化研究交流センターのホームページ上で公開する。

2009年度に本プロジェクト主催で行った講演会およびセミナーは、以下の通りである。

1. 講演会：2009年12月11日（金）
演題：「欧州の活性化——EU地域の重要性とフランダースの実情」
講師：ベルナルド・カトリッセ（ベルギーフランドル交流センター館長）
2. 講演会：2010年1月25日（月）
演題：「ヨーロッパ統合の深層——政治・宗教・文化」
講師：ジル・フェラギュ（西パリ大学ナンテール／ラ・デファンス准教授）
3. 連続セミナー
第1回 2010年2月15日（月）
坂井一成「ヨーロッパにおける多文化共生」
岩本和子「『ベルギー文学』の射程——民族意識とフランス語とオランダ語と」

第2回 2010年2月23日(火)

寺尾智史「少数言語保全と言語記述の複数性——表記のゆれか、多様性のあらわれか」

三浦伸夫「エスペラント運動と多民族共存思想」

第3回 2010年3月2日(火)

松井真之介「オスマン帝国の1915年アルメニア人ジェノサイドにおけるフランス国家の認知問題——EU、トルコ、フランス」

石川達夫「チェコ国歌に潜んでいた矛盾——両大戦間チェコスロヴァキアの民族問題」

本プロジェクトの活動を通して、ヨーロッパにおける多民族共存とEUについて知見を深めることができただけでなく、EUと関わりの深い外国人研究者・活動家とも交流を深めることができた。また、講演会とセミナーには国際文化学研究科のみならず、他研究科や学外から参加者を集めることができた。特に学生・院生には、通常の授業では得られない貴重な研鑽の機会を提供することができたと確信する。

以下に、今年度のプロジェクトの活動と成果を公刊する。今年度の研究活動を、今後とも何らかの形で発展させていきたい。

石川 達夫 (神戸大学大学院国際文化学研究科教授・
異文化研究交流センター研究部長)

I 論文

チェコ国歌に潜んでいた矛盾

——両大戦間チェコスロヴァキアの民族問題——

石川 達夫

はじめに

多民族共存の問題を考える上で、民族運動とナショナリズムの問題は避けて通ることができない。

ヨーロッパを代表する多民族国家であったハプスブルク帝国は、18世紀後半に生じた民族運動（チェコの場合は「チェコ民族再生運動（České národní obrození）」と呼ばれる）と19世紀を通じて高まってきたナショナリズムの力によって1918年に最終的に解体し、さらにハプスブルク帝国の後継国家である、より小規模の多民族国家チェコスロヴァキアとユーゴスラヴィアも1989年の「東欧革命」以後、多分にナショナリズムの力によって解体していった。

チェコ人がハプスブルク家の支配を脱して約300年ぶりに独立を回復し、1918年に建国したチェコスロヴァキア共和国（両大戦間のいわゆる「第一次共和国」）は、チェコ人のほか、スロヴァキア人、ドイツ人、ハンガリー人などが住む多民族国家であったが、寛容なマイノリティ保護法¹を備えていたと評価され、外国人亡命者を手厚く保護したことでも知られ²、東欧の中で唯一高度な民主主義を実現し維持した国家として賞賛される³。だが、そのような共和国とて、決して民族問題を解決できたわけではなかった。それどころか、

¹特に「チェコスロヴァキア共和国憲法」の第6章「民族的、宗教的、人種的マイノリティの保護」およびそれとセットになった「言語法」（共に1920年2月29日発布）。Cf. „Ústava Československé republiky (1920. 29. únor),“ „Jazykový zákon(1920. 29. únor),“ in Zdeněk Veselý, ed., *Dějiny českého státu v dokumentech* (Praha: Epoque, 2003).

²1921年から政府主導の「ロシア人支援活動（Ruská pomocná akce）」が開始され、ロシア（後にソ連）からの亡命者への大規模な支援が行われた。そのおかげでロシア人やウクライナ人などは、チェコスロヴァキアで自分たちの言語で教育や文化などを享受することができた。

特に大統領を務めたマサリクや首相を務めたクラマーシュは、支援活動に私財まで投じていた。またマサリクの娘アリツェは、チェコスロヴァキア赤十字の代表として、この活動において重要な役割を果たした。Cf. Anastasia Kopřivová, *Středisko ruského emigrantského života v Praze* (Praha: Národní knihovna ČR, 2001), s. 7-11.

³例えばカール・ポパーは、マサリクが大統領を務めたチェコスロヴァキア共和国は、「おそらくかつて存在した最良かつ最高の民主主義国家の一つ」であったと述べている。カール・ポパー『開かれた社会とその敵——第2部 予言の大潮』小河原誠・内田詔夫訳（未来社、1980年）、307頁。

I 論文

ナショナリズムを基盤として打ち立てられたこの国は、チェコ人とスロヴァキア人との間の軋みに加えて、人口の約4分の1をも占めるドイツ系住民と「チェコスロヴァキア人」との間に深刻な対立を抱えており、主としてナチスの圧力と3つの構成要素の間の遠心力によって最終的に分解してしまった。そしてその「遠心力」とは、ナショナリズムの力であったと言って良い。ここに、多民族国家における多民族共存とナショナリズムとの関係の問題性と困難さが典型的に見られると言える。

本稿では、多民族国家チェコスロヴァキアにおけるこのような多民族共存とナショナリズムとの関係の問題性と困難さを、国家の重要な象徴であるチェコ国歌の分析を通じて考察する⁴。

1

1918年のチェコスロヴァキア独立から現在に至るまで、チェコ国歌は「わが故郷はいずこ？ (Kde domov můj?)」という歌である。この歌は、チェコ民族再生運動期の劇作家ヨゼフ・カイェターン・ティル(1808~56)の戯曲『フィドロヴァチカ、あるいは怒りもなく争いもなく——プラハの生活による4場面』(1834年)の中で老いた盲目のヴァイオリンひきマレシュが故郷の姿を幻視してうたう歌であり、ティルの詩に作曲家のフランチシェク・シュクロウプ(1801~62)が曲を付けたものである。

Kde domov můj? Kde domov můj?
Voda hučí po lučinách
bory šumí po skalínách,
v sadě skví se jara květ –
zemský ráj to na pohled!
A to je ta krásná země –
[: česká země – domov můj! :]

Kde domov můj? Kde domov můj?
V kraji znáš-li bohumilém
duše útlé v těle čilém,

⁴ ちなみに、チェコ出身の作家ミラン・クンデラは、大民族と小民族の相違が国歌に表れているとして、次のような興味深い指摘をしている。「小民族とは何か？ 私はこう定義すればいいと思う。小民族とは、その存在自体がいつでも疑問に付されうる民族である。小民族とは、消滅してしまうこともありえ、またそのことを自覚している民族である。フランス人やロシア人やイギリス人には、自民族の生き残りそのものについて問うような習わしはない。彼らの国歌は、ただ栄華と永遠だけを歌っている。しかしながら、ポーランドの国歌は、『ポーランドいまだ滅びず……』という詩句で始まるのだ」。Milan Kundera, "The Tragedy of Central Europe," *New York Review of Books*, 26 April 1984, 35-36.

mysl jasnou, znik a zdar
a tu sílu, vzdoru zmar:
to je Čechů slavné plémě –
[:mezi Čechy – domov můj! :]⁵

わが故郷はいずこ？ わが故郷はいずこ？
草原に水がささやき、
岩のそこここに松がざわめき、
園には春の花が輝く——
その眺めは地上の樂園！
そしてそれは、あの^{うま}美し国——
（チェコの国——わが故郷！）

わが故郷はいずこ？ わが故郷はいずこ？
君知るや、神の^よ嘉みせし地で、
澁刺たる体に細やかな心、
^{きと}聡しき頭、繁栄を導く、
そしてその力、圧迫を撥ね返す。
それは、チェコ人の栄えある種族——
（チェコ人の間に——わが故郷あり！）

歌詞は素朴であり、曲はなかなか美しい。19世紀前半に作られたこの歌は、チェコ・ナショナリズムの高揚と共に熱愛されるようにさえなり、チェコ人はこの歌に熱い思いを込めてきた。現在では「公式ヴァージョン」が定められており、その演奏をWEBサイト⁶から自由にダウンロードして様々な機会に用いてよいことになっている。

ところが、チェコ人の伝統あるこの「高尚」で「威厳に満ちた」国歌をめぐるのは、いろいろと驚くべきことがある。

それはまず、この歌が元々入っていた『フィドロヴァチカ』という戯曲は、チェコ民族の栄光を讃えるために作られたスメタナのオペラ『リブシェ』のような、いかにも祝典的で威厳に満ちた作品ではなく、「フラシュカ (fraška)」と呼ばれるジャンルの喜劇であり、かなり滑稽な作品だということである。しかも、1834年に書かれたこの戯曲は、実はそれほど成功を収めたわけではなく、初演の3週間後に再演されたきり全く上演されなくなり、

⁵ *Kde domov můj: Varianty a parafráze* (Praha: Paseka, 2004), s. 11. この詩はティル自身が幾つかのヴァリエーションを作っているが、これは「決定版」とされるテキストである。

⁶ <http://www.hrad.cz/cs/ceska-republika/statni-symboly.shtml>

I 論文

作者自身でさえこの作品を評価していなかったというのである⁷。また、戯曲の中でこの歌をうたうマレシュは、最後の第4場で何やら唐突に一瞬登場するだけの脇役中の脇役であり、この歌をうたう以外には台詞もほとんどしゃべらないのである。さらには、そもそもこの詩そのものも、凡庸なものであると言わざるをえないであろう。

それにもかかわらず、この詩に曲をつけた歌はチェコ人の間に非常に広まって「民族賛歌」という格を与えられ⁸、人々に涙させるほどの感動を与えるようになった。異国で暮らすチェコ人たちを感涙させたという報告もたくさん残されており、第一次大戦中はロシアで対オーストリア＝ハンガリー反乱軍となった「チェコスロヴァキア軍団」と呼ばれるチェコの兵士たちを感涙させたという⁹。

そして、第一次大戦末期の1917年に、80年あまり忘れられていた『フィドロヴァチカ』がプラハのヴィノフラディ劇場で新しい演出のもとに再演され（この頃、国外に亡命したT・G・マサリクが指導者となって、「チェコスロヴァキア軍団」を武器に独立運動が展開されており、チェコの独立が復興される望みがあった）、劇の中で盲目の老人が「わが故郷はいずこ？」を歌う段になると、突然客席にざわめきが起こり、劇場にいた人々はみな立ち上がって、胸を打たれて涙を流す聴衆がアンコールを求め、舞台と客席の人々みながこの歌を唱和したという。この年、『フィドロヴァチカ』はなんと70回も上演され、翌1918年にハプスブルク帝国が崩壊してチェコスロヴァキアが独立すると、「わが故郷はいずこ？」はついにチェコ国歌となったのである¹⁰。

ところで、『フィドロヴァチカ』という戯曲の滑稽さのかなりの部分は、この作品で描かれている世界が言語的・民族的混沌の世界であり、その中で言語的遊戯が行われる、と

⁷ 上演を見た演劇批評家でプラハ大学美学教授アントン・ミュレルは、日刊紙『ボヘミア』での批評において、若い作者ティルは、チェコでチェコ語を話さないことは恥だという一種の固定観念に捕らわれていて、すべてがこの観念の周りを回っている、と批判した。作者ティルはこの戯曲の原稿を焼いてしまったとさえ言われたが、実際には1862年に家族が保管していることが分かった。Cf. Vladimír Macura, *Český sen* (Praha: Nakladatelství Lidové noviny, 1998), s. 50. Robert Sak, „Česká ‚Píseň písni‘ v historickém kontextu,“ *Státní hymna České republiky v proměnách doby* (Praha: Úřad vlády České republiky: Národní muzeum: Národní divadlo: Český rozhlas, 2008), s. 27, 40. Markéta Kabelková, „Kde domov můj,“ in *Státní hymna České republiky v proměnách doby*, s. 76-77.

⁸ 1851年に出版されて以来多くの版を重ね、チェコ人が集う様々な機会に歌われた『チェコ社交歌集』（ヨゼフ・ボイスラフ・ピフル編）において、1859年の第4版で「民族賛歌(národní hymna)」の地位を与えられていたのは、チェコの古い宗教歌「主よ、我らを生き残らせたまえ」であったが、1863年の第5版ではもう「わが故郷はいずこ？」になっていたという。Cf. Karel Šima, „Národní slavnosti šedesátých let 19. století jako performativní akty konstruování národní identity,“ *Český časopis historický*, 2006, č. 1, s. 90-91.

⁹ Cf. Macura, *Český sen*, s. 48, 50.

¹⁰ ヤン・ヴェーニグ『プラハ音楽散歩』関根日出男訳（晶文社、1989年）、270頁参照。

「わが故郷はいずこ？」は1920年の政府の決定において国歌とされ、1930年の決定においてその第一連を国歌とすると厳密化された。ただし、憲法において国歌を国家の象徴に含めたのは1990年になってからであり、チェコとスロヴァキアが分離して1993年に発効したチェコ共和国憲法においても国歌がチェコ共和国の国家の象徴に含められている。Cf. Sak, *op. cit.*, s. 40-42. *Dějiny českého státu v dokumentech*, s. 442.

いうことに由来する。この戯曲には、ハプスブルク帝国内で多民族・多言語共存状態にあった当時のチェコの状況を反映して、チェコ人、ドイツ人、ユダヤ人、さらには何人かはっきりしない人間が登場し、台詞はチェコ語、ドイツ語、妙なドイツ語の混じったチェコ語、妙なチェコ語の混じったドイツ語、さらにはフランス語やイタリア語などがまぜこぜになったチェコ語で語られる。ドイツ語は台詞全体の約3分の1をも占めているので、ドイツ語の分からない観客——当時のチェコの上層階級や知識人はドイツ語ができるのが普通であった——にはそもそもこの劇を理解することさえできず、チェコ語とドイツ語の両方が分からなければ、この作品の滑稽さもまた分からない。

言語的混沌から生じる滑稽さを含んだ台詞の例は、幾らでも挙げるができるが（日本語に正確に訳すことはほとんど不可能である）、例えばチェコ語に妙なドイツ語を混ぜて話すチェコ人女性マスチールコヴァーは、次のように言う。

Nestydíš se, mluvit na ewentlich ulici s člověkem, který nestojí ani na první štafli bildunku?¹¹

教養 [bildunk=ドイツ語 Bildung] の初歩的段階 [štafle=ドイツ語 Staffel がチェコ語化した俗語的表現] にもいない人間と、ひょっとして [ewentlich 俗語的なドイツ語?] 通りでしゃべるなんて、恥ずかしくないの？

また、ドイツ語に片言のチェコ語を混ぜて話すドイツ人男性オンドジェイ（アンドレアス）は、次のように言う。

Ano – vyspím; tak vinšovat jemnostpany – Pozor ! – Ich habe die Ehre, einen guten Morgen zu wünschen.¹²

はい、目覚めます。そうして皆様に望みます [vinšovat=ドイツ語 wünschen がチェコ語化した俗語的表現] ——注意してください！ [ここまでがチェコ語] 私は、朝の挨拶を申し上げられれば光栄なのです。

そして、オンドジェイがチェコ人の少女二人にドイツ語の挨拶を教えようとする、彼女たちはそれを真似して実に滑稽な発音をする（これはもはや日本語には訳出できない）。

オンドジェイ

– einen – guten – Morgen – （アイネン・グーテン・モルゲン）

¹¹ Josef Kajetán Tyl, *Fidlovačka aneb žádný hněv a žádná roačka: Čtvero obrazu dle života pražského* (Praha: Státní nakladatelství krásné literatury, hudby a umění, 1958), s. 41.

¹² *Ibid.*, s. 73.

I 論文

イールカ

– aijen – morten – gugen (アイイェン・モルテン・グゲン)

オンドジェイ

– zu wünschen. (ツー・ヴェンシェン)

二人

– cuvinči! (ツヴィンチ!)

イールカ

Hahaha, cuvinči! Aijen – ere – gurjen – já už umím německy! (ははは、ツヴィンチ！
アイイェン・エレ・グルイェン——私、もうドイツ語できるわ!)¹³

また、何人かよく分からない（別言すれば民族性をほとんど喪失した）チェコ人男性ドゥデクは、チェコ語にフランス語やドイツ語その他を混ぜて、次のように言う。

Byla to malinkej – comment to říkat? – malinkej špás jenom –¹⁴

それは、ちょっとした——なんと（comment フランス語）言ったっけなあ？——ちょっとした冗談（špás=ドイツ語 spaß がチェコ語化した俗語的表現）にすぎません……

また驚くべきことに、チェコ人の間に広まった、この『フィドロヴァチカ』の中の「わが故郷はいずこ？」という詩は、数多くのヴァリエントや改作をも生み出した。そのような作品を集めた『わが故郷はいずこ？——ヴァリエントと改作』¹⁵という本には 60 以上の作品が収められている。のみならず、この詩は他のスラヴ人の間にも広まり、各スラヴ語の翻訳やヴァリエントをも生み出したのである。それを調べたパータの『スラヴ諸語の翻訳とヴァリエントにおける「わが故郷はいずこ？」』によれば、この詩が 1839 年にクロアチア語に訳されたのを始めとして、スロヴェニア語、セルビア語、ブルガリア語、ポーランド語、上ソルブ語、下ソルブ語、ロシア語、ベラルーシ語に翻訳や改作されたという¹⁶。実は、そもそもティルの詩自体が、決してオリジナルな作品ではなく、詳細については省略するが、先行する様々な作品を踏まえているのである¹⁷。

¹³ *Ibid.*, s. 74.

¹⁴ *Ibid.*, s. 170.

¹⁵ *Kde domov můj: Varianty a parafráze* (Praha: Paseka, 2004).

¹⁶ Cf. Josef Páta, „Kde domov můj“ v slovanských překladech a obměnách (Praha: nákladem vlastním, 1934), s. 4-18.

¹⁷ Cf. Macura, *Český sen*, s. 49. Pavel Spunar, „Paradisus et partia,“ in *Kde domov můj: Varianty a parafráze*, s. 103. Milada Součková, „Locus Amoenus: An Aspect of National Tradition,“ in Peter Brock, *The Czech*

ところで、盲目の老人を取り巻く現実世界は、チェコ人やドイツ人やユダヤ人や何人か分からない者たちが混じり合い、チェコ語やドイツ語などが入り交じる言語的混沌と民族的非自明性の世界だが、そのような雑然たる現実世界の中から、盲目の老人が——まるでその現実には耐えかねたかのように——唐突に歌いだす歌によって忽然と立ち現れる「わが故郷」＝純粋な「チェコ人の国」のヴィジョンは違う。それは、チェコ人の間にある夢の祖国であり、チェコ人の「栄えある種族」の住む理想郷である。そしてそれは、目に見える現在の世界ではない——ということつまり、過去か未来の世界であり、過去の世界であると同時に未来の世界でもあると言えよう。すなわち、現在にとっては到達しがたい理想の世界（＝未来）の像が過去に投影され、それを潤色して神話的な過去の像になったものである。このような「失樂園」の表象は、一方では哀しみを呼び起こすが、他方では未来に投影されて民族の明るい未来を約束し、人々を鼓舞する。マツラによれば、この歌はしばしば宗教的なパースペクティブにおいてコラール＝賛美歌として、ミサとして、祈りとして捉えられたというが¹⁸、それも、過去の「失樂園」であると同時に未来の理想郷でもある表象という性格から来ていると言えよう。そして、そのような理想の「祖国」という主題が、多くの変奏を生み出したのである。

ティルの詩を他のヴァリエーションや改作と比べたときに際立つ特徴は、この詩が非常に抽象的だということである（これがこの詩の「凡庸さ」の一つの原因とも言えよう）。ティルの詩には、「チェコ」以外には固有名詞が一切出てこず、具体的な場所や時代や人間を特定するような言葉がないのである。もう一つの特徴は、この詩が現実の否定的な面を一切反映していない、完全に肯定的なものだということである。このことは、逆に現実の否定的な面を誇張した（ボレスラフ・ソコルによる）次のような改作と比べると際立つ。

KDE LEV ZTRATIL ZUBY

Kde domov můj? Kde domov můj?
 Zákony kde píší kyje,
 kde rakouská provincie,
 němčina kde úřední,
 kde couváme den ke dni.
 Ach to je ta krásná země,
 [: země česká, domov můj!:]

Kde domov můj? Kde domov můj?
 V kraji znáš-li poněmčilém

Renascence of the Nineteenth Century (Toronto: University of Toronto Press, 1970), pp. 28-32.

¹⁸ Cf. Macura, *op. cit.*, s. 50-52.

I 論文

duch otrocký v těle shnilém,
starých práv úplný zmar,
lev už ztratil zuby stár;
to je Čechů slavné plémě,
[: mezi Čechy domov můj! :]¹⁹

獅子²⁰が歯をなくした所

わが故郷はいずこ？ わが故郷はいずこ？
棍棒が法を書いている所、
オーストリアの田舎のある所、
役所のドイツ語のある所、
日ごとに我らが退く所、
ああ、それがその美し国、
(チェコの国、わが故郷！)

わが故郷はいずこ？ わが故郷はいずこ？
君知るや、ドイツ化した地で
腐った体に奴隷の魂、
古き権利は完全に打ち砕かれ、
獅子はもはや老いて歯をなくした、
それがチェコ人の栄えある種族、
(チェコ人の間にわが故郷あり！)

このような否定的な表象が人々を強く感動させ、人々の間に広く流布し、国歌にまでなることはありえないのは自明であろう。

ティルの詩は、言語的混沌と民族的非自明性の現実世界にあって、現実の否定的な面を捨象した全く肯定的な「失樂園」のイメージによって、実は現実の否定面を言外に意識させつつも、全く肯定的な祖国と民族の（再）創造——「失樂園」の回復——のための呼びかけとなり、促しとなったのではなからうか？ そしてそれはまさにチェコ・ナショナリズムにぴったりのものだったのであり、成功作とは言えない『フィドロヴァチカ』という戯曲中の「わが故郷はいずこ？」というむしろ凡庸な詩に、誰にでも親しみやすいメロディーを付けた歌だけがチェコ人の間に広まり、ついには国歌にまで昇格したという、この詩＝歌の意外な大成功の秘密は、まさにそこにあるのではなからうか？

¹⁹ *Kde domov můj: Varianty a parafráze*, s. 69.

²⁰ 獅子は、チェコ王国の紋章に使われている象徴である。

2

後に国歌となったティルのこの詩には、実は大きな矛盾が潜んでいたと考えられる。それは、この詩が、異なる二つの祖国概念、祖国についての二つのイデオロギーを表象化したものだということである。

プラハから始まった 30 年戦争（1618～48 年）の初期の「ピーラー・ホラ（白山）の戦い」（1620 年）でチェコ・プロテスタント勢力がハプスブルク皇帝とカトリック勢力に致命的な敗北を喫した結果、チェコは実質的にハプスブルク家にほとんど独立を奪われた。そして、亡命を余儀なくされた大量のプロテスタント系チェコ人の代わりに外国人（主としてドイツ人）が大量に入り込み、チェコ国内の残ったカトリック系チェコ人もドイツ化していき、チェコ語とチェコ文化はさげすまれるようになって衰退していき、ドイツ語とドイツ文化が圧倒的に優勢になっていった。そのような状況の中で、18 世紀後半にチェコ語とチェコ文化を再生しようとしたチェコ民族再生運動が始まった時、半ばドイツ化していたチェコ人にとって、チェコ人とはどのような民族なのか、またチェコ人の祖国はどのような国なのか、よく見えなかった。

チェコ民族再生運動について興味深い研究を書いたマツラによれば、チェコ民族再生運動以降のチェコ人のアイデンティティに特徴的なのは、民族の存在への自明ならざる眼差し、自らのアイデンティティについての了解の問題性（疑わしさ）である。マツラによれば、「我々はイギリス人である、なぜならイギリス人だからだ」とか、「我々はフランス人である、なぜならフランス人だからだ」といった「自然な」了解の仕方とは異なり、チェコ人のアイデンティティには選択の意識が伴い、「我々はチェコ人である、なぜならそう決意したからだ」という了解の仕方をしている。これは覚醒しつつある小民族一般の意識の特徴というわけではなく、例えばスロヴァキア人はチェコ人よりももっと小さな民族であるにもかかわらず、やはり「我々はスロヴァキア人である、なぜならスロヴァキア人だからだ」という了解の仕方をしている。このようなチェコ人のアイデンティティ意識の特徴は、19 世紀初頭にはまだ存在の見通しがつかなかったチェコ民族が、当時の必要性和可能性をも超えるほどの要求を掲げたことと関係があり、そこではアイデンティティとその属性（祖国・民族・言語）は単に受容されるものというよりも創造されるものであったという²¹。

マツラが指摘しているようなチェコ人のアイデンティティの非自明性・問題性の意識は、ユングマンやパラツキーなど、チェコ語を母語としながらドイツ語の中で教養と文化を身につけたが、それにもかかわらずドイツ世界に完全に同化せずにチェコ世界（言語・文化・民族・祖国）を（再）創造しようとした、主として市民階級出身の「覚醒者」（＝チェコ民族再生運動の推進者）たちに典型的なアイデンティティ意識と言えよう。というのも、ドイツ化していたチェコ貴族はエスニックなアイデンティティにほとんど無関心で

²¹ Vladimír Macura, *Masarykovy boty a jiné semi(o)fejetony* (Praha: Pražská imaginace, 1993), s. 11.

I 論文

あったし、またチェコ語話者であった農民や下層市民の大部分も、民族的に覚醒し始める前は、自分が何人であるかということに悩まされずに、問題性以前の世界に暮らしていたからである。

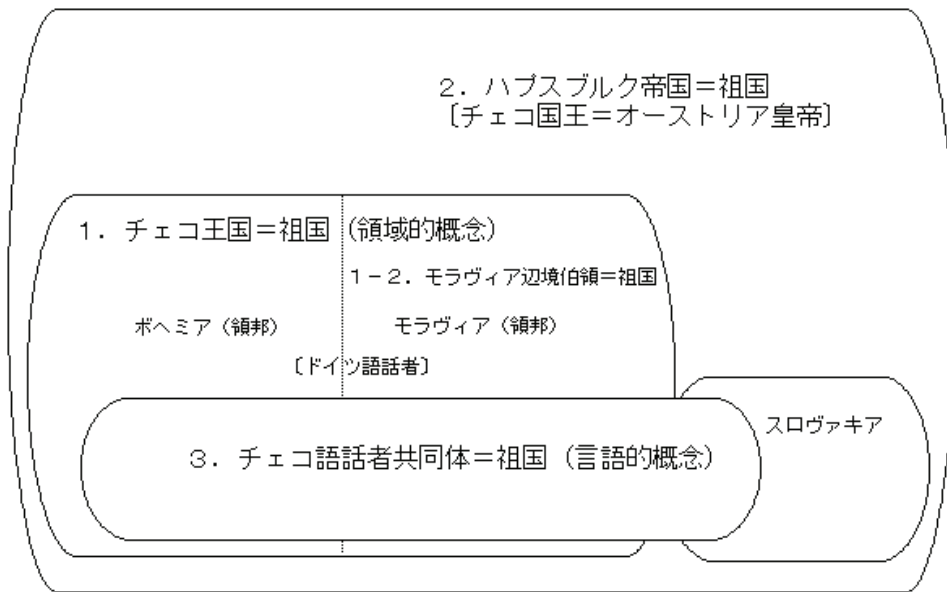
このような事情に加えて、またそれと関係して、チェコ民族再生運動初期以来チェコの歴史の見直しがなされつつあったこともあり、彼らにとってチェコの民族と祖国は自明なものではなく、(再)創造されるべきものであった。つまり、「覚醒者」たちにとってはチェコの民族と祖国がどういう姿をしているのか、あるいはしているべきなのかがはっきりとは見えず、それゆえに民族の自画像と祖国の風景画を描くように試み、よく見えない民族と祖国の姿を探し求め創り出さねばならなかったのである。

チェコ民族再生運動期には、パラツキーの『チェコ民族史』を始めとして盛んにチェコの歴史が書かれたが、それらはまさに、このような民族の自画像と祖国の風景画の試みだったと言える。また、フォークロア——民謡、民話、ことわざ、習俗など——の収集が盛んに行われたが、それらもそうだったと言える。エルベンは「チェコ民族の体系的な絵」を描くことを自らの課題とし、収集したフォークロアの素材から最終的には『チェコ民族の習俗』という統合的な著作を完成させようと意図していた——それは実現しなかった——が、これは歴史の分野におけるパラツキーの『チェコ民族史』に相当する、フォークロアの分野におけるチェコ民族の自画像の試みだったと言えよう。そして、このことはもちろん、歴史書やフォークロア的著作だけに当てはまることなく、(それらに続いた)芸術作品にも当てはまる。

この点で典型的なのが、まさにティルの「わが故郷はいずこ？」という詩なのである。つまり、この詩の第一連はまさに祖国の(あるべき)風景画であり、第二連はまさに民族の(あるべき)自画像であると言えよう。

ところが、ここで問題なのは、チェコ民族再生運動期に重要な役割を果たした「*vlást* ヴラスト(祖国ないし故郷)」概念は当時、曖昧で重層的なものだったということである。

「*vlást* ヴラスト(祖国ないし故郷)」は、第一に主として領域的な概念として用いられ、チェコ人もドイツ人も区別されずにその住民であるチェコ王国を指した。当時チェコ王国は形式的にはまだ存在していたが、実質的にはほとんどハプスブルク家の属領と化しており、啓蒙専制君主の中央集権主義によってその傾向はさらに強められた。そのような中でハプスブルク帝国皇帝の中央集権主義に対抗するために、「祖国」としてのチェコ王国がクローズアップされてきたのである。さらに、封建的諸制度が解体し、領主の領土に縛り付けられていた農奴が解放され、住民が移動するようになるにつれて、複雑な歴史を持つ巨大な多民族国家に住む人々の所属する場所としての「祖国」の概念が問題になってきたと考えられる。この「祖国」の領域的概念においては、モラヴィア辺境伯領を「祖国」ないし「故郷」と見なす意識も一部には存在した。



vlast (祖国) 概念の重層性

第二に、「祖国」の概念は、チェコ国王が同時にハプスブルク帝国皇帝であるという人格的同一性に基づいて、ハプスブルク帝国を「祖国」と見なす概念へと拡張された（特にナポレオン戦争の際に）。ただし、この「祖国」概念はチェコ人の中にはそれほど広まらなかった。

第三に、「祖国」の概念は逆に、（ドイツ語話者と区別される）チェコ語話者の共同体という言語的概念へと限定・縮小された（ただし、この概念においては、初めのうちスロヴァキア語をチェコ語の方言と見なす言語観にしたがって、「祖国」がスロヴァキア人にも広げられた）。この場合、「祖国」は地理的に規定されるものというよりも、言語・文化的に規定されるものと言える²²。そのような「祖国」の言語・文化的な概念は、すでに1806年にヤン・ネイエドリーが「祖国愛について」において次のようにはっきりと打ち出している。

祖国は、自分の子供たちを分け隔てなく等しなみに愛する、普遍的な母である。[…]
 …] 祖国は、子供たちが自分の母に対してそうするように、すべての住民が滅びさせまいと努める国である。[……]

自らの祖国、すなわち自らの母語と自民族の慣習を心から熱く愛することが [各人の義務である]。

²²Cf. Felix Vodička et al., *Dějiny české literatury II: Literatura národního obrození* (Praha: Akademie, 1960), II, s. 126.

I 論文

我々チェコ人は、かつては多くの民族にとって芸術と学問の教師であったのに、今やこれほど深く落ち込んで、自らの自然な言葉をなおざりにし、遠くや近くの民族、異民族や言葉では親類の民族に対して、永遠の恥辱になるのであろうか？²³（傍点引用者）

ここで祖国はチェコ語話者の目に見えない「想像の共同体」であり、その祖国は住民を貧富や身分の差にかかわらず、「母」のように（チェコ語を話す）同じ子供として等しなみに抱擁するのである。そして、もしもチェコ語が消滅すれば——国土が存続していようとも——チェコ人の祖国も消滅してしまうのである。逆に言うと、国土を奪われても、チェコ語話者の共同体が残っていれば祖国も存続している、ということになる。

この第三の「祖国」の概念は「言語民族主義」の伸張と共に広まることになるが、この概念においては、一つには、チェコ語よりもドイツ語の方がよくできるような「チェコ人」をどのように捉えるべきか、つまり（ドイツ人とは異なる）チェコ人の「チェコ性」とは一体何なのかという問題が生じた。またもう一つには、チェコ語話者の「想像の共同体」としての「祖国」は具体的な場所としては一体どこなのかという問題が生じた（ティルの「わが故郷はいずこ？」の中の言葉「チェコ人の間に——わが故郷あり！」を参照）。

ティルの「わが故郷はいずこ？」は、チェコ人に自分たちの民族と祖国について、先に例示した「わが故郷はいずこ？」の改作に見られるような否定的な表象ではなく、肯定的な表象を与えた。それは、チェコ民族再生運動初期にさげすまれていたチェコ語の格上げと同じく、チェコ人としての自己蔑視の克服と自尊心の回復に役立ったと考えられる。そして実は、このことこそ——それがいかなる手段によって為されるのかということとは別として——さげすまれた小言語と小文化が内に崩潰せずに持ちこたえるために、おそらくは最も肝心なことなのである。なぜなら、言うまでもないことだが、言語はそれ自体が生きているわけではなく、それを用いる人々がいて初めて生き続けられるからである。人々が母語をさげすみ放棄するようになれば、その言葉は生命力を失っていき、やがては死に至るのである。チェコ民族再生運動が生み出した、民族と祖国とその起源などについての表象は——その虚構性や非現実性は別として——そのような自己蔑視の克服と自尊心の回復という機能を果たし、小言語と小文化が——外圧のみならず内圧にもさらされて——崩潰することを防ぐのに役立ったのだと言えよう。

しかしながら、『フィドロヴァチカ』に描かれたような、クレオール的とも言える現実の言語的混沌と雑然さの方が、実は自然であり、世の常態であり、望ましいときえ言えるかもしれない——小言語がさげすまれて衰滅することさえないならば……。『フィドロヴァチカ、あるいは怒りもなく争いもなく』という題名の後半の「あるいは怒りもなく争いもなく」という部分はふつう注目されず、この題名を挙げる時には省略されてさえしまうのだが、実はこの後半部分は、そのような混沌として雑然とした世界の中での方が人々

²³Jan Nejedlý, „O lásce k vlasti,“ in Jaromír Plch, *Antologie z české literatury národního obrození* (Praha: SPN, 1978), s. 90-91.

は「怒りもなく争いもなく」暮らしていけることを示唆していると解釈できるかもしれないのである²⁴。そして逆に、現実を見ることのできない盲目の老人が純粋なチェコ語で「わが故郷はいずこ？」と歌って幻視する、純粋なチェコの「失樂園」と「理想郷」の表象は——未来において、もしも本当に「失樂園」が回復され「理想郷」が実現された暁には——その純粋主義が異質なものの排除の論理を発動させる危険を胚胎しているとさえ言えるのである——「言語民族主義」という純粋主義が……。なぜなら、「チェコ人（＝チェコ語話者）の間に——わが故郷（＝祖国）あり！」というのは、裏を返せば、「わが故郷（＝祖国）の中に——ドイツ人（＝非チェコ語話者）なし！」ということを意味するからである。

3

チェコ民族再生運動は、強大なドイツ語・ドイツ文化に圧迫された弱小のチェコ語・チェコ文化を「再生」ないし再創造してそれを消滅から守ったという、言語・文化の擁護の興味深い事例を提供していると同時に、その運動から一種の自衛として発展したナショナリズムが、自足的、自己閉鎖的、さらには排他的な傾向さえ示し、それがいかなる弱点になりうるかというアポリアをも提示している。そして、まさにチェコの場合のように「言語民族主義」に基づいて樹立された国家の原理的弱点を典型的かつ象徴的に示しているのが、ティルの「わが故郷はいずこ？」という、チェコスロヴァキア独立後に国歌とされた歌なのだと思うのである。

考えてみれば、ティルの「わが故郷はいずこ？」の第一連（「チェコの国——わが故郷！」）は、先の図で示した *vlast*（祖国）概念のうち 1 の領域的概念——すなわち現実的な国土——に対応し、第二連（「チェコ人の間に——わが故郷あり！」）は 3 の言語的概念——すなわち目に見えない「想像の共同体」——に対応している。別言すれば、第一連は「領邦の愛郷主義」²⁵の表象化であり、第二連は「言語民族主義」の表象化と考えられる

²⁴ ちなみに作家のネルダは、東ボヘミアの町ヘジュマヌーフ・ムニェステツを訪れたときに、れっきとしたチェコ語を話しながらも自分はチェコ人でもドイツ人でもなく「中立人 (*neutrál*)」だと言う宿屋のお上のことを書いている。Cf. Macura, *op. cit.*, s. 54-55. 民族的宣伝によって民族意識をかきたてられていない人々の中には、このような「中立」的なアイデンティティ意識を持っている者たちがいたのである。また、民族意識は地域的にも差があり、強力な民族運動が展開されていたボヘミア地方では住民の民族意識が強かったが、モラヴィア地方とシレジア地方では 20 世紀初頭まで、民族・政治的な意識に先行する領域的な意識が広がっていたという。例えばチェシーン（ポーランド語名チェシン）地方では、1921 年の調査でも、ポーランド人とチェコ人とドイツ人の民族性の間の過渡的なエスニック集団という意味での「シレジア人」と自らを見なした者が 47,314 人もいたという。Cf. Jirí Kořalka, *Češi v habsburské říši a v Evropě 1815-1914: Sociálněhistorické souvislosti vytvoření novodobého národa a národnostní otázky v českých zemích* (Praha: Argo 1996), s. 139.

²⁵ バロック時代以降強まった、民族に関係なく自分たちの領邦（チェコ王国とモラヴィア辺境伯領）を愛し重んじるイデオロギー。

I 論文

のである。つまり、第一連と第二連は異なるイデオロギーと祖国概念を表象化していて、そこにはズレがあり、この歌は矛盾を孕んでいると言えるのである²⁶。

しかし、その矛盾は、「わが故郷はいずこ？」を純粋なチェコ語で歌った盲目の老人には気づかれなかった。なぜなら、第一に、当時においてチェコの祖国と民族の概念には非自明性が濃厚につきまとっていて、第一連と第二連との間のズレは明確に意識されなかったからである。第二に、盲目の老人は、チェコ人のみならずドイツ人（さらにはその他の民族）も住んでいる領域的な *vlast*（祖国）は国境によって画されていることが見えなかった——あるいは見なくてすんだ——し、そもそもチェコスロヴァキア独立以前はこの地の住民にとって国境というものがそれほど大きな意味を持っていなかったからである。第三に、当時はチェコ人が独立国家を樹立するなどということは想定外だったからである。

しかしながら、1918年にチェコスロヴァキアという独立国家が樹立されることになると、チェコ語話者の言語的・文化的・精神的共同体としての目に見えない故郷＝祖国が、国境によって画された目に見える国土と重ね合わされるならば、そこから「チェコスロヴァキアの中にドイツ人なし」という排除の論理が発動しうるようになった。「チェコ人の間に——わが故郷あり！」というように表象化された祖国には、ドイツ人の居場所はなく、スロヴァキアに住んでいたハンガリー人の居場所もなく、スロヴァキア文語を確立してチェコ人とは異なるアイデンティティ意識を持つようになっていたスロヴァキア人の居場所さえない。

このため、「チェコ人の間に——わが故郷あり！」と歌う第二連を除いて、第一連だけを国歌として歌い、さらにスロヴァキア人のために「タトラ山の上に稲光が走り」という

²⁶ ティルの友人の作家カレル・ボレスラフ・シュトルフ（1812～68）は、『フィドロヴァチカ』が発表されたのと同じ1834年に「*vlast* 祖国」と「*domov* 故郷」とを区別して、「*vlast* 祖国」を「*národ* 民族」と同一視し、「*domov* 故郷」を「*země* 土地」と同一視して、次のように述べたが、ティルはこの見解に賛意を表した。「一つの民族の、一つの高い目的に向けた、共同的な援助、相互的な愛——それに基づくのが祖国（*vlast*）であり、それが祖国の本質である。[……] それは我々の祖国（*vlast*）であるが、我々が住んでいる土地（*země*）ではない。なぜなら、悪しき敵は我々を土地から追い出すことができるが、追い出された民族が過酷な運命の荒野を長年さ迷ったとしても、自らの祖国を失うことはなく、多分もっと美しい祖国に到達するだろうからである」。Cf. Ferdinand Strojšek, „Jazykové zvláštnosti naší hymny,“ *Naše řeč*, 8, ročník 18, 1934.

このシュトルフの見解においては「*vlast* 祖国」と「*domov* 故郷」とが区別されているので、ティルの詩の第二連の「*mezi Čechy – domov můj!*（チェコ人の間に——わが故郷あり!）」の意味については解釈が分かれうるかもしれないが、国を失ったユダヤ人やポーランド人を想起させるようなシュトルフの「*vlast* 祖国」＝「*národ* 民族」観からすれば、やはりティルもチェコ人と祖国とを同一視していると解釈できるであろう。少なくとも、作者ティルの意図とは関係なく、この詩はそのように解釈されるようになったと考えてよいであろう。

別の民族賛歌²⁷を、「わが故郷はいずこ？」の直後に続けて——もちろんスロヴァキア語で——歌うこととし、この二つの歌をセットにして「チェコスロヴァキア国歌」とした（1993年のチェコスロヴァキア分裂後は、それぞれの歌がチェコとスロヴァキアそれぞれの国歌になった）。また、チェコスロヴァキア国内のマイノリティとなったドイツ人とハンガリー人のために、「わが故郷はいずこ？」の第一連の歌詞のドイツ語版²⁸とハンガリー語版を作って、彼らにも歌えるようにした（民族と国家との相違を明確に意識していたマサリクは、非チェコ系住民への配慮からこの「チェコスロヴァキア国歌」に反対し、新しい国歌を作ることを提案したが、マサリク大統領の絶大な権威をもってしてもそれを変えることはできなかった²⁹）。

しかしながら、このような措置にもかかわらず、ティルの「わが故郷はいずこ？」の第一連と第二連との間にあったズレと矛盾は、潜在的に残存したと思われる（つまり、第二連に表象化されたイデオロギーと祖国概念は、消え去ったわけではなかった）。そして、直接にはナチス・ドイツがチェコスロヴァキアの国境を外側から押し潰そうとしたことへの反動として、第二次大戦後、今度はチェコ人が内側から、チェコ語話者の「想像の共同体」としての目に見えない故郷＝祖国を押し広げて、国境によって画された目に見える国土と一致させ、このズレと矛盾を解消しようとする力が噴出したのであろう。その力が、（ナ

²⁷ 歌詞は次の通り。

Nad Tatrou sa blýska,	タトラ山の上に稲光が走り、
hromy divo bijú.	雷鳴が激しく轟く。
Zastavme ich bratia,	<small>はらから</small> 同胞よ、それをとどめよう、
veď sa ony stratia,	何となれば、それは消え失せて、
Slováci ožijú.	スロヴァキア人は生き返るだろう。

²⁸ ドイツ語版は、以下の通り。

Wo ist mein Heim?
 Mein Vaterland?
 Wo durch Wiesen Bäche brausen,
 Wo auf Felsen Wälder sausen,
 Wo ein Eden uns entzückt,
 Wenn der Lenz die Fluren schmückt:
 Dieses Land, so schön vor allen,
 Böhmen ist mein Heimatland.
 Böhmen ist mein Heimatland.

²⁹ マサリクは 1919 年に次のように述べている。「我々はドイツ人に、スロヴァキア人の国歌に感激するように要求することはできない。我々の『わが故郷はいずこ？』は、しかるべき修正を施せばドイツ人も歌うかもしれないが。我々には、国家に所属するすべての者にふさわしいような、新しい人民の国歌が必要である」。Cf. Sak, *op. cit.*, s. 40-41. またマサリクは、政府がチェコ人とスロヴァキア人はもちろんのこと、ドイツ人とハンガリー人とルテニア人（ルシーン人、カルパティア・ウクライナ人）も参加できる国歌のコンクールを催す必要があり、そして国歌の歌詞は国家の一体性と、共和国と民主主義への愛について語るようなものであるべきだと考えていた。Cf. Eva Broklová, „Charakter německé politické kultury v Masarykově pojetí,“ in Marie L. Neudorflová, ed., *Češi a Němci v pojetí a politice T. G. Masaryka* (Praha: Masarykův ústav AV ČR, 2004), s. 109.

チス協力者としての) ドイツ系住民の「odsun移動」、すなわち国外への強制移住の際に働いたのだと思われる。大戦直後の全般的混乱の中で、多くのドイツ人が「移動」の際に劣悪な環境に置かれ、赤痢などの伝染病によって——場合によってはチェコ人からのリンチを受けて——死亡し、しかも「移動」させられたのは——全般的な混乱の中でナチス非協力者だったことを証明するのは困難であったこともあり——必ずしも国家反逆罪を問われるべき明確なナチス協力者だけとは限らなかった。そうだとすれば、この時、かつて盲目の老人が幻視した理想の楽園は現実の地獄へと化したと言えるのではなかろうか？ そしてその原因は、目に見えない「創造の共同体」を目に見える国土と同一視する発想そのものに潜んでいたと言えるであろう。さらに言えば、これは決してチェコだけの特殊性ではない。スミスが『ネイションとエスニシティ』において示したように、「すべてのネイションは、領域的原則とエスニックな原則³⁰ [……] の双方の刻印を帯び」、この二元性を持つネイション概念そのものに、「固有の不安定さがつきまとっている」³¹ (傍点引用者) ののである。

先にも指摘したように、両大戦間の多民族国家チェコスロヴァキア第一次共和国は、寛容なマイノリティ保護法や外国人亡命者の手厚い保護や高度な民主主義で知られる。1918年の独立当初この共和国に非協力的で敵対的さえあったドイツ人も、マサリク大統領の働きかけのもとで1926年には入閣して、チェコ人・ドイツ人・スロヴァキア人が共同で政府を形成するようにさえた。そして、特にナチズムが台頭してくるとプラハではチェコ人とドイツ人が一致協力してナチズムに対抗しようとする気運が高まった。これについては、カフカの親友であったユダヤ系ドイツ語作家マックス・ブロートが、次のように証言している。

プラハにおける社交生活と芸術生活には当時、特徴的なところがあった。すなわち、チェコ人のサークルとドイツ人のサークルは、確かに大部分、それぞれの民族だけで閉鎖的に社交を行っていたのである。だが、多くの例外もあった。第一次共和国[一九一八—三八年]の最後の頃に関係は改善し、万里の長城は打ち抜かれた。接点はたくさんあった。ナ・プシーコピエ通りの一つの宮殿の中に、両方の言語に開かれていて、政府によって援助されていた「社交クラブ」があった。さらに、ドイツ人はチェコ人の劇場やコンサートに通い、チェコ人もその逆をしていた。チェコ人の生活におけるあらゆる文化的出来事(劇場・音楽・美術・文学)については、もちろん幾つかの(全部のではないが)ドイツ語新聞・雑誌に常に詳しく報告されていた。そして、その逆もまた行われていた。「俳優クラブ」は、演劇の上演を企画するに当たって、近代初期のチェコ文

³⁰ 「エスニックな原則」とは、この時代のチェコの場合、言語共同体を「民族」と見なす「言語民族主義」の原則になる。

³¹ アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティ——歴史社会学的考察』巢山靖司他訳(名古屋大学出版会、1999年)、176-177頁。

学から古い喜劇『チェコ人とドイツ人』を選んだ。この戯曲は、一つか二つの役が […] ドイツ語で書かれ、その他の役がチェコ語で書かれている、という点で面白かった。両民族の間の誤解を無邪気なやり方で示すのだが、その誤解はしかし最後には、少なくとも身近な仲間内では、友愛の牧歌によって克服されるのだった。ナチスの侵略前夜の、共和国のすでに危機的な数ヶ月、ミュンヘンの屈服 [1938 年の「ミュンヘン協定」] の数ヶ月前に行われた上演は、プラハにセンセーションを巻き起こした。[……] 劇場の切符は売り切れで、上演が繰り返された。[……] 注目すべきは、見事なドイツ語を話す、チェコ語劇場の卓越した俳優ヴィドラ氏が、この戯曲におけるドイツ人の役を演じ、他方、ドイツ語劇場の俳優・演出家タウプ氏が、舞台上で美しいチェコ語を話したことだった。古い無邪気な笑劇を政治問題とし、双方の側で多くの善意が示されたのである。

32

1939 年のナチスによるチェコスロヴァキア侵略に際して、ナチスに賛同しないドイツ人や外国人の多くは国外に脱出したが、国内にとどまったドイツ人の中にはナチスに抵抗した者も決して少なくなかった（彼らの多くは処刑されたり、強制収容所に送られたり、結局国を去ることを強いられたりした）。このようにチェコスロヴァキア国民が団結してナチスの侵略に敢然と立ち向かう可能性がなかったわけではないにもかかわらず、現実にはチェコスロヴァキアはナチスに完全に解体されることになってしまったのである。

1918 年の独立から僅か約 20 年でナチスの侵略を受けるという悲運に見舞われ、国内における諸民族の友好・協力関係が十分に発展する時間がなかったことは間違いないが、それにもかかわらず、やはりナチスの影響下で諸民族が分裂していき、最終的には多民族国家が解体した大きな原因の一つとして、「わが故郷はいずこ？」という詩に表象化された祖国概念の矛盾があったと考えられるのである。

おわりに

ナショナリズムは自らの言語や民族という偶然性だけに自足しようとする傾向を半ば必然的に持つ。しかしながら、そのように自足する限り、自民族の範囲を越える民族間関係・国際関係において生じる破局的危機を克服することはできない。

直接にナチスによる惨劇を経験し、その後のチェコの長い悲劇の歴史を体験したチェコの哲学者ヤン・パトチカ（1907～77）は、『チェコ人とは何か？』（1973 年頃）において、チェコ・ナショナリズムについて次のように述べている。

³² Max Brod, *Der Prager Kreis* (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1979), S. 177.

I 論文

近代ナショナリズムは、私には概して何やら過去の残り滓で遺物のように思える。中世の普遍性たるキリスト教は、あらゆる言語的・文化的・地域的個別主義の上に、それらにアーチをかけて結びつける、より高いものとして打ち立てられていたのだが、それがなくなった後に残ったのは、アーチを架けられていたところのものであった。それはすなわち、特殊性、民族性、個々バラバラな言語と文化である。そして人々は、それより高いものを知らなかったので、自分たちがその中で生きること慣れていたところのものを、人間性の具体的な器官、さらには直接に源泉とした。確かに、我々の故郷は事実上の偶然性の中にあり、偶然性なしに生きることはいかなるわけでもない。しかしそれでは、個別的で偶然的なものしか存在しないのなら、あるいはそれだけが我々みなに共通のものであるのなら、我々はいかにして他者と出会うことができるであろうか？ [……] ハプスブルク帝国の中に、このようなヨーロッパの「遺物」が集中していたのである。³³ (傍点引用者)

そして、第一次大戦におけるオーストリア＝ハンガリーの敗戦と共にハプスブルク帝国から独立したチェコスロヴァキア共和国の成立をチェコ系住民の多くが「自らの民族的願望の実現」と捉えたことが、この国家にとって致命的なものとなった、とパトチカは断じた³⁴。

このパトチカの引用に繋げて言うならば、宗教的な面で諸民族を繋げていたキリスト教会を代表するローマ教皇に、世俗的な面で対応するのがハプスブルク帝国の皇帝であったと言えよう。つまり、ハプスブルク帝国においては皇帝が一種の「メタ人格」となって、諸国家の（国王に代表される）諸人格を（まがりなりにも）統合していたと考えられるのである。そして、キリスト教が力を失い、ハプスブルク帝国が崩壊し、諸人格を統合する「メタ人格」としてのローマ教皇が後退し、ハプスブルク皇帝が消え去ったとき、人々は諸人格を統合する「メタ人格」を見だしあぐね、諸民族を団結させ、諸人格を統合することがきわめて難しくなったのだと言えよう。

ただし、チェコスロヴァキア第一次共和国の場合は、チェコ人を母、スロヴァキア人を父とし、ドイツ語で教育を受けてドイツ文化に深く親しみ、反ユダヤ主義との闘いによってユダヤ人たちの共感も得ていたマサリクが、この「メタ人格」にかなり近い役割を果たしていたと言える。

ここで言う「メタ人格」とは、「メタ視点」と言い換えてもよい。つまり、共存する複数の諸民族集団それぞれの視点・立場・主張を——どれか一つに自己同一化することを極力避けつつ——まず「多視点的」に理解するように努め、その上でそれらの視点・立場・主張を鳥瞰し、それらを噛み合わせ、折り合わせ、対話させうるような「視点」の謂いである。両大戦間のチェコスロヴァキア第一次共和国は、今日、多文化主義国家において諸

³³ Jan Patočka, „Co jsou Češi,“ in *Sebrané spisy*, sv. 13 (Praha: Oikoymenth, 2006), s. 303.

³⁴ Patočka, „Co jsou Češi,“ s. 320-321.

民族集団が互いに干渉し合わない「自由」の中で相互理解を欠いたまま孤立的に自分たちの社会を築いてしまう「柱状化」と言われる状態に近かったと考えられる。しかしながら、先のブロートの証言にも示されているように、「柱状化」を克服しようとする試みもある程度成功した。また、チェコスロヴァキア建国当初から「わが故郷はいつこ？」をチェコ国歌とすることに反対して、「国家に所属するすべての者にふさわしいような、新しい人民の国歌が必要だ」と主張していたマサリク大統領は、今にして思えば、当時としては例外的で先駆的に、かなりの程度にこのような「メタ視点」＝「メタ人格」の持ち主であったと言えよう。

ジョージ・バーナード・ショーは、もしもヨーロッパ連邦を造るとしたら、その大統領たるべき人はマサリクだと主張したが³⁵、それはヨーロッパ連邦にはまさに、ヨーロッパの多様な諸民族の主張・立場・視点を鳥瞰し、それらを噛み合わせ、折り合わせ、対話させうるような「メタ視点」＝「メタ人格」の持ち主が必要だと考えたからではなかろうか？

両大戦間チェコスロヴァキアの経験は、今日の欧州連合を考える上でも、さらに一般に多民族共存の問題を考える上でも参考になると思われる。

汎ヨーロッパ主義を唱えて「EUの父」とも呼ばれるリヒャルト・クーデンホーフ＝カレルギー（1894～1972）がチェコに領地を持っていたドイツ系貴族であり、マサリクと同じくコスモポリタンのウィーン大学で哲学を学んだことは、恐らく偶然ではない。ヨーロッパを代表する多民族国家ハプスブルク帝国の伝統から出てきた人物と言えよう。

³⁵ Cf. Otakar Odložilík, "Masaryk's Idea of Democracy," *The University of Toronto Quarterly*, Vol. XXI, no. 1 (Oct., 1951), 1.



「わが故郷はいずこ？」の図像（2点とも1940年代初頭）

出典：Státní hymna České republiky v proměnách doby (Praha: Úřad vlády České republiky: Národní muzeu : Národní divadlo: Český rozhlas, 2008).

少数言語保全と言語記述の複数性

——表記のゆれか、多様性のあらわれか——

寺尾 智史

1. 問題の所在

2009年3月2日、IREC セミナー「言語多様性の消滅と保存」において「スペイン・ポルトガルにおける少数言語保全——言語多様性保全のジレンマとその超克」と題して発表した。その質疑応答の中で、「表記のゆれはどうするのか？」という質問をいただいた。

その回答に代えて、IREC 報告書『多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究』所収「イベリア半島における「コミュニケーションの正常化」と CEFR（ヨーロッパ言語参照枠）の弱小少数言語保全への適用可能性」の中で筆者は次のように記した。

弱小の少数言語の保全において、CEFR に限らず、言語能力評価や言語教育に関する既存の仕組みを導入する際には、複数のつづりや発音に寛容な前提を組み入れる、言語内部の多様性を理解していることをその言語の言語能力の一部として評価対象にするなど、少数言語集団の中の多様性についてあらかじめ担保するような仕組みを合わせて組み込む必要があるだろう。こうした配慮が必要なのは、ただでさえ少なくなった話者集団間に無用な反目を生まないための少数言語保全運動における作法を持つことが不可欠であると同時に、今日、これらの言語に対して外部から関心を持たれる大きな理由の一つが、ミクロな多様性を保持していることに他ならないからである。（寺尾 2009：18、一部加筆）

それでは、そもそもどうして「表記のゆれ」は問題とされるのか？ それは言うまでもなく、われわれが普段付き合っている多くの言語において表記は画一的で、ひとつの言語であるのに表記が多様であることは異様だと感じるからである。

この感覚はいかに形成されたのだろうか。そのことについて振り返ることなしに「表記のゆれ／多様性」の正邪を問うのは不可能である。以下、考察をこころみる。

ヨーロッパ、特にローマ・カトリックによる「正統性ヒエラルキー」の影響下に長年おかれた西欧・中欧地域では、コミュニケーションが抱えている原罪として、規範への依存

I 論文

が挙げられる。この「地域」とは、単に現在ローマ・カトリックが勢力を保つ地域に限らない。16世紀以降、ルターに代表される新教勢力が伸長した地域を含む。

規範への依存の「規範」とは、取りも直さず、神の御詞がアルファベット（＝ローマ字）に書き写されたラテン語である。

この「正統性ヒエラルキー」、別の言い方をすれば、「クリスンダム」*Christendom* が強固なあいだは、アルファベットはラテン語と結合していた。アルファベットは表音系文字で、内実としては単に「音に即した記号の集合」でありながら、意味がわかろうともわからなくとも、さらに文字が読めようとも読めまいとも、すべての信者の間で「霊的存在」の座をほしいままにしていたのである。

地域によって違いはあるが、少なくとも千年近い「ローマ・カトリック（宗教）＝ラテン語（言語）＝アルファベット（文字）」の分かち難い結合によって、「——うつろいゆくことがあたりまえの——表音をベースとした文字が——変わることもなき——神性の拠り所となる」という人間の歴史で極めて特異なかつ矛盾極まる状況が生み出されたのである。

「ラテン語の従者としてのアルファベット」という構図が千年続くという経験によって、西欧の言語文化は（そしてそれを真剣に後追いしようとする世界の諸地域では）「文字で書かれるものは意味・音声とも統一的なスタイルで貫かなければならない」というジレンマを原罪として抱え込むことになったのである¹。

非識字者、文字を書く習慣のないものにとって、「神性を帯びた飾り」でしかないアルファベットと、それで書かれ神父の「読経」や聖歌として発音を耳にすることだけのラテン語だけの世界は、記録の媒体を極端に制限された、表現活動においてまさしく「暗黒の中世」であっただろう。近年における西洋史の場ではあらゆる方面から「暗黒の中世」に光明を見つけようと躍起になっているところがあり、その関心と注視によって多様な成果がもたらされ中世史のダイナミズムが明らかになりつつある。しかし、民衆の声は口承文学の域にとどめ置かれ、その再現は特殊な例外を除いて非常に困難な「サバルタン」、すなわち「声なき声」に留まっていた。

他方、社会のごく一部のエリートは、ラテン語で書き続けた。もちろん、原始キリスト教時代のラテン語と中世ラテン語とでは、統語上の単純化（「退化」とされることも多い）が起こっており、見かけ上の変化は明瞭ではある。しかし、規範としてのラテン語の地

¹ 音声系文字を使った言語文化として、ラテン語の対極にあるのが、ギリシア語とその書記の関係であろう。ギリシア語の場合、ギリシア正教が広範な影響を得る中世まで宗教的な規範の地位を持たず、書き手、もしくは書き手が所属するコミュニティの発音体系・音素体系に準じて自由に音声系文字が用いられてきた。このため、古典・現代間の差異はもとより、古典古代期においても地理的、経年的に書記上の大きな変化が起こった。一方、インド亜大陸におけるサンスクリット、イスラーム世界におけるアラビア語は宗教規範と結びついたことでローマ・カトリック・クリスンダムのラテン語と同様の規範的ドメインを得たともいえるが、サンスクリットは地域差、社会階層差のあるインド社会すべてを覆う言語規範とはならなかったこと、アラビア語の場合は書字が母音については発音方法を規制しないこと等、個々の背景により言語多様性に柔軟な対応が可能なシステムを内包もしくは付帯しており、中世における包括的かつ硬直的な「ラテン語の1000年」の状況とは異なる。

位・威信は不変かつ不動のものだったと言えるだろう。一方、俗ラテン（諸）語と呼ばれる、その当時、少なくとも聖職者などエリート階級の間で日常話されていた、書きことばよりも大幅に変化が進んだ多様なことばが話されていたことが、わずかに、ラテン語で書かれた書物の行間の落書き、民間レベルの証文および慣習法の条文、寄進文、ごく散発的に現れる（欧州各地の）王室の勅撰詩歌・散文集などから伺い知れるが、社会において規範的な地位を占めることはなく、ただでさえ限定されていた「書く機会」はラテン語に占有されていたと考えてよい。印刷どころか、紙さえ入手困難な当時のメディア状況としては、なおさらのことである。

しかし、中世末期以降、ラテン語の中でこの堅牢なラテン語世界を打ち破る動きが現れはじめた。その先陣を切ったのが、ラテン語のお膝元であるフィレンツェでの出来事である。イタリア半島では中世以降多くの都市国家に分かれていたが、その中でフィレンツェを中心とするトスカーナ地方は、メディチ家に代表される商人、資産家、銀行家等を集積された富で潤っていた。その富をパトロネージュとしてサロン文化が発達したが、そこで本腰を入れて「話しことばを文字化する」という、ラテン語世界の秩序を覆す実験が行われたのである。その中で傑出した作品を残したのが、ダンテ（1265～1321年）、ペトラルカ（1304～1374年）、ボッカチオ（1313～1375年）である。

彼らが書いた作品は「不朽の名作」として読み込まれ、模倣され、単語の一つ、動詞の活用の一つまで解析され、それぞれの成分が新たな規範として利用された。こうした「作品の規範化」、そしてそれを分析する文法の出現という経緯を経て、のちのイタリア語が構築されていくのである。

規範的「作品」が先陣を切って出現し、これが規範文法のもとになるという経緯をたどった言語には、イタリア語以外にドイツ語がある。ドイツ語の場合、ルターが自分の母語の発音に即して訳した新・旧約聖書が当時黎明期を迎えてきた印刷術によってばらまかれ、地理的に広範で言語的に多様性に富むドイツ語世界の一部に規範として広まったのである。逆に言えば、印刷術という新しいメディアの出現によって、ローマ・カトリック・クリスダムムの持つラテン語の権威性をとりくずしたことがルター派、ドイツ語規範が広まる大きな原動力となったのである。一方、この後、印刷によって増殖する「正しい綴り字」は、ドイツ語のみならず、規範的言語が多様性に門を閉ざし、新たな権威的言語を構築する大きな契機となった。

スペイン語、フランス語の場合は、ラテン語に対抗することばの規範として、規範化の当初からこれらのことばの「擁立」が明確に意識されたことがその特徴である。

イタリア半島の場合、まさに『俗語（詩）論』を記したダンテのように「俗語」の可能性を予見した先覚者はいたが、その鋭敏な感覚にも増して記念碑的な文学作品の力が規範化の潮流を作り出した。一方でルターの場合は、ローマ・カトリック・クリスダムムからの離脱は宗教理念にまで貫かれたもので、言語改革は「じかに祈る」という宗教改革という究極の目的の付随でしかなかった。

I 論文

しかし、イベリア半島やガリアでは、宗教権力の本拠地ローマから遠く、しかも新教やイスラームの攻勢に疲弊しつつも、少なくとも主流派はローマ・カトリック世界に留まった。このためローマ・カトリック・クリスダムとの距離の取り方は、教・政一致から政治部門の分離・自治を目指したものであり、条件闘争的なあり方が現実的であった。そしてその核となったのが「宗教上の言語ラテン語」と「統治用の言語」との分離・併用だったのである。

スペイン語の場合、その規範化への取り掛かりが、それを意図した人物によって明確に記されているところにその語史の特質がある。その人物こそがネブリハ（1441～1522年）である。俗語についての世界最初の本格的文法書と言われる *Gramática de la lengua castellana* 『カスティーリャ語²文法』（1492年）には、パトロンであるイサベラ女王を諭す口調で、この意図がくどいまでに記されている。

そして一世紀後、この言語で書かれた作品『ドン・キホーテ』（前編 1605年、後編 1615年）は全欧で爆発的な人気を博し、スペイン語の威信を高めるに留まらず、ヨーロッパ人に小説というスタイルがそれまでの俗語を規範として高めることに大いに効果があることを知らしめた。『ドン・キホーテ』の作者のセルバンテス（1547～1616年）は晩年 *Novelas Ejemplares* 『模範小説集』（1613年）を記したが、著名な作家の文章が後世にどのような影響を与えるか、知り尽くしていた故の作品であろう。

一方のフランス語は、1550年に最初の文法書が現れる。それが Louis Maigret による *Tretté de la Grammaire français* である。その出現はスペイン語に半世紀遅れるが、フランス語の場合目立つのは、どの国よりも早く、1634年に宰相リシュリュー（1585～1642年）によって *Académie française* が設立されたことである。国家が後押しする形で国家言語に関する学術団体が設立されたこの事蹟は、国家が明確な形で言語政策に明確に乗り出した最初の例として挙げることができるだろう。

しかし、ここで注意せねばならないのは、フランスにしても、スペインにしても、当時の言語政策とは、ローマ・カトリック・クリスダムに一部寄り添いながら、そのミニチュアを、王政を頂点に据えて仕立て直すことだった点である。すなわち、クリスダムをラテン語が象徴しているのと併存する形で、それぞれの王国でそれぞれの「選ばれたことば」が権威性の象徴として文字に表されるようになった、ということである。

その一方で、王国の版図に住む、圧倒的に多数の文字を読めない庶民は「いずれにしろ読めないアルファベット」で書かれる言語の一部がラテン語からその他のことばに変わっ

² カスティーリャ語とは、スペイン北部、非ロマンス系言語のバスク語の分布西縁で接していた俗ラテン語がバスク語との言語接触の中で分化したことばで、現在は「スペイン語」の呼び名を勝ち取っている言語。最初は古カスティーリャ地域（現在のブルゴス県、ラ・リオハ地方）、すなわち上記の言語接触地域のみで話されていたが、カスティーリャ王国のレコンキスタとともにイベリア半島中央部全体に広がった。ネブリハが文法書を書いた当時はカスティーリャ王国とアラゴン連合王国が一つとなった当時であり、その時点では「スペイン語」は存在しなかった。

でも、それまでの言語生活が急変することはなく、自分たちのコミュニティのことばで話す生活は連綿と続いたのである。

しかし、そのような状況が数世紀続いた後、まずフランスで変化が生じた。それがフランス革命である。一般的にフランス革命によってフランス絶対王政が倒されたことが注視されるが、もう一つ、革命運動はフランス絶対王政の背後にある巨大な旧体制を打ち破ろうとしたのである。それが、ローマ・カトリック・クリスダムである。彼らは、キリストの後継者たるローマ教皇を中心に回っている慣習・制度をすべて放棄しようとした。

客観的に見れば、自らの「フランス性」を基盤に、すでに王政によって形成されつつあった新たなフランス独自のヒエラルキーを確立、逆説的に言えば「絶対化」して、クリスダム（＝教会権威）から訣別する行為だったのである。実際、ナポレオン帝政、その後の政治状況の推移は、フランス革命の旗印だったはずの共和主義の完遂とは程遠いが、他方「フランス性」の制度化はますます増進してゆく。

フランス革命以後、ことばの面でも、多様な言語が話されていた国土すべてフランス語に置き換え、徹底する実験が始動する。そうした実験の両輪が、兵役と教育であったことは言うまでもない。教育の浸透によって、非識字者は少数派となった。

イベリア半島では旧体制との訣別はフランスほど劇的な展開を見せず緩慢な歩みであったが、それでも教育制度の浸透によって、文字を知らない人々は着実に減っていった。

今まで見たすべての言語を通じて言えるのは、そのタイミングに早い、遅いはあっても、領域の中の下位階層、周縁地域の住民に識字を図る場合、その教育方法は常にこれまで飾りに過ぎなかった規範的書きことばの押し付けが繰り返されたことである。

ただし、フランスにおいてさえ、フランス語母語話者のみでフランス国土が覆いつくされてしまうことは以前においても無かったし、現在は移民の流入によってますます実現困難となっている。

また、イベリア半島では、ポルトガルでは 20 世紀後半になっても国民の半数が非識字者であったし、半島周縁部、山間部ではごく近年まで住民にとって文字が「権威性を示す飾り」に過ぎず、文字によってつながれた「国家語」が自分の言語生活とは直接関係ない人々が残された。

これらの人々のことばについて、現在その地域に通用する「国家語」が成立する以前から話されていた言語かどうかで、「一次方言」・「二次方言」という分け方が存在する。しかし、書きことばとしての物証がほとんどないこれらの地域のことばが、「国家語」から直に影響を受けて成立した「新しい方言」なのか、それ以前の「古い方言」なのか、判然としない場合が多い。

翻って、中南米のように広大な旧植民地で広まっているスペイン語の中の多様性のような場合、その時系列的展開から推論して「二次方言」と決めつける場合がある。しかし、中南米に移民した多くの半島出身者が非識字者であり、彼らの話したことばが、上述の通

I 論文

り「一次方言」か「二次方言」かを決定づけられない以上、やはり不確かな決め付けであると言える。

以上、ローマ・カトリック・クリスダムスの規範言語としてのラテン語、そしてこれに対抗する形で書記言語となったもとの俗語について概観した。

ここまでで明らかなように、ラテン語が千年にわたって言語規範だった地域においては、まさにラテン語が「不変・不動であること」に権威性を維持したのと同じく、ラテン語に代わって書記言語になった言語も、その権威性をラテン語の地位にまで高めるため、つとめて規範的で、言語の中の多様性と見なされる現象に対し柔軟性を持ち得なかった。こうした、言語運用に関する硬直的で非妥協的な原則は、それがインテリの言語にとどまっている間は、非識字者との言語スタイルを分かちステイタス、差別的標識として使われた。そして後に、教育、識字を通じて規範言語の普及が始めると、今度は一方的に規範言語の「正しさ」を教え込むというスタイルが徹底され、言語多様性を押し潰すことになったのである³。

ラテン語以降、このような言語状況の中使われてきたアルファベットは、本来「音声に即した文字を記すことができる」客観的な特性をもっているにも関わらず、全く逆に「硬直的な並びしか許さない文字に即して自らの言語を改造することを強いる」すなわち、アルファベットで書かれた規範的な読みそして言語を、文字を習得した人間に押し付けるといふ独裁的な性格を不可分に負うようになってしまったのである。

こうした文字意識が、西洋における、もしくは西洋以外でも西洋の方法論にしたがって展開しようとする少数言語保全運動に対しても「規範の問題」という桎梏を与え続けているのである。次にこうした実例を、イベリア半島の弱小少数言語であるアラゴン語とミランダ語の場合で見てみる。

2. アラゴン語分布域に訪れた「おせっかいな規範判定人」

2.1. アラゴン語とはどんなことばか

アラゴン語が現在分布するとされる地域は、ピレネー山脈南麓、スペインのアラゴン自治州北端部の地域（以下、「ピレネーアラゴン」と略）に限られている。アラゴン自治州は内陸州であり、それぞれ言語多様性を有するスペインのカタルーニャ自治州、ナバラ自治州に東西を挟まれた州である。また、まさにアラゴン語が分布する州北端はピレネー山脈をはさんでフランスと接する。アラゴン語がどのような言語かを概括するには多様なア

³ 「正書法」と訳される *orthography* (ラテン語 *orthographia* を語源) も、「正統」を指す *orthodox* と同根のことばであることに注意されたい。*ortho-*とは、「まっすぐな」、「真実の」、「正しい」を意味するギリシア語語幹から来ている。「正書法」ということば自体に強い規範性が内包されていると言える。

アプローチが可能であるが、ここでは、まず、アラゴン語が「言語」か〈方言〉か、というこれまでの議論を切り口として、アラゴン語の姿をうつし出す。

アラゴン語は、王立スペイン語アカデミー（略称RAE、「王立言語アカデミー」と通称されることもある）といったスペイン中央の「正統的な」スペイン言語学の立場から言えば、〈スペイン語アラゴン方言〉として分類されている⁴。しかし、言語学的特徴を挙げれば、本来、スペイン語とアラゴン語との言語境界がはっきりしていた一方で、時にカタルーニャ語と分布が重なりあう、アラゴン自治州北東部リバゴルサRibagorza地方における輻輳した言語特徴境界線からうかがえるように、カタルーニャ語との境界は、その言語学的特徴において明確でない点が多い。このため、もしアラゴン語を〈方言〉に留め置くとするならば、それがスペイン語の〈方言〉なのか、現在は言語であることが常識となっているカタルーニャ「語」の〈方言〉なのかが問題になってしかるべき「ことば」である（ただし、スペインにおける方言学の流れから、こうした議論は起こっていない）。一方、カタルーニャ語、スペイン語双方に当てはまらない言語学的特徴も持ち、そのうち一部はピレネーの峰を越えて、国境の向こう側のオック語、もしくはその下位変種として扱われることの多いガスコニュー語、さらに細かい区分であるベアルン語と共通する特徴⁵、また、近隣の言語には見られない特徴もある。

痕跡として一部の言語特徴が残るといった程度ではなく、「広範な言語学的特徴が母語として継承されてきた場所」という前提に立てば、アラゴン語の現在の分布域はピレネー山脈南麓の谷々に位置する集落に限られる。この分布域は、東西 110 キロ、南北 60~70 キロの東西に長い帯状になっているが、その言語特徴は一定でなく、ピレネー山脈を深く刻むエブロ川支流の谷ごとに言語的多様性がある。それぞれのことばの特徴は、谷を隔てる峠を越えるごとにグラデーション状に移り変わる。このような遷移が積み重なり、アラゴン語の分布域とされる地域のことばの東縁と西縁とを比較すると、発音、統語、語彙に一定の違いが見受けられる。こうした多様性が成立したのは、隣接し接触する複数の言語からの言語的干渉が影響している。特に、谷の下流側に居住するスペイン語話者との接触のあり方と度合いは言語変容に大きく作用している。また、アラゴン語話者のいる谷どうしの交流が限定されているため、谷ごとに独自の言語変容を経ている。

現在、アラゴン語は、アラゴン州内のピレネー各谷での過疎化の急速な進行によって、話者が残っている集落であってもその高齢化が進んでおり、加速度的に話者を失いつつある。そのスピードは一般的に分布の西部地域で著しく、カタルーニャ語と接する東部地域で緩やかである。東部地域において、話者の減少が他地域に比べ緩慢なのは、冬場のスキー場をはじめとする観光産業の立地によって地域の人口減少が比較的小幅であること⁶、

⁴ スペイン語方言学のマニュアルである Alvar [Dir.] (1996)においても *Dialecto aragonés* と扱われている。なお、編者アルバルは、王立スペイン語アカデミーの会長職にあった（1988~1991年）。

⁵ ピレネー山脈の南北での言語の異同について調査研究したものに、Rohlf (1957)などがある。

⁶ アラゴン語分布域東部における観光産業の立地は、人口減少に歯止めをかけている一方、主にスペイン

I 論文

アラゴン語話者に比べその言語使用にわだかまりが少なく、母語で自らすすんで発話する能動的母語話者が多いカタルーニャ語分布地域に隣接することが考えられる。

2.2. ドイツからやってきた「おせっかいな規範判定人」

筆者は、2006年5月に、アラゴン州北部、ピレネーアラゴンの中心都市ウエスカにある、アラゴン語保全運動の中心的組織アラゴン語評議会 *Consello d'a Fabla Aragonesa* を訪ねた。その際、筆者の他にミュンヘンのルートヴィヒ・マクシミリアン大学 *Ludwig-Maximilians-Universität München* の言語学教室に所属する研究員で、大学が組織する *Linguistisches Internationales Promotionsprogramm (LIPP)* というプログラムのもと、アラゴン州都サラゴサに居を構えながら、ピレネーのアラゴン語が残るとされる集落を回っている訪問者がいた。彼は、集落の住人を対象に行っているアンケートの中で、あらかじめ録音しておいた住民の発音を聞かせて、「アラゴン語っぽいか?・スペイン語っぽいか?」「洗練されているか?・田舎っぽいか?」、さらには、ピレネーの各谷で変化する語彙のどれが、自分にとって一番ふさわしい形かをたずねており⁷、実際評議会内でも評議会のメンバーをインフォーマントとしてつかまえ、こうした作業を行っていた。

このアンケートをするにあたっての依頼文は以下の通りである。

アラゴン語の公用語化の可能性を考えるうえで、公用語建設において、どの選択肢があな
なたの立場を代弁しますか?

彼は、アラゴン州出身者もしくはその子孫でもなく、ましてやアラゴン語母語話者でもないにもかかわらず、この調査票によって「公用語化するには多数決でアラゴン語の多様性をひとつに糾合せねばならない」という、彼の思い込む「アラゴン語正常化」の方向性を披瀝している。しかも彼は「言語学教室でフリウリ語⁸をサポートしたときはうまくいき、いまフリウリ語があるのは、われわれに負うところ大だ。なのに、アラゴンの人たちはもともと非妥協的なうえ、こうしたアンケートに対しても概して非常に非協力的で、こんなことではアラゴン語の将来は危うい」と言う。

彼は、今日においてなお、このような調査者の主観に阿った言語観のもと、調査者の意図する正常化を打ち立てるために言語調査をしている。

語を母語としている、国外を含む他地域からの人口流入を促しており、これがアラゴン語使用に負のインパクトを与えている可能性も大きい。

⁷ 項目の第一項は、規範スペイン語では *el* となる、男性定冠詞について、*lo / o / ro* のどれがよいかを訊ねるといったもの

⁸ イタリア北部・アルプス南麓地域に話者を持つロマンス諸語の少数言語

彼の態度は、「言語になる」には一つの規範に集約、確立されなければならないというクリスダム以来の言語観に、現在においても支配されている人間がいることを如実に示している。

このように、弱小の少数言語でさえ、フランス語・スペイン語等、現在、国家語どころか国際言語として一定の地位を得るに至った大言語と同じように画一性を持った規範が不可欠であると信じられている状況があり、この意味で、少数言語であろうと、大言語であろうと、内部の言語多様性が尊重され、存続することは大きな困難をともなう状況となっている。

3. 『ミランダ語彙集』をめぐって

3.1. ミランダ語について

ミランダ語は、ポルトガル北東部内陸、トラズ＝ウズ＝モンテス *Tras-os-Montes* 地方の最東端、ブラガンサ *Bragança* 県内のミランダ地域 *Terra(s) de Miranda* で話されているイベロ＝ロマンス諸語の一つである。次頁の【図 1】に示した通り、ポルトガル国境のスペインとの国境線沿いに分布している。

現在の話者は、移民を合わせて見積もっても 2 万人を超える事はない少数言語である。一方、1999 年、ポルトガル共和国の「ミランダ語言語法」が制定され、国家が公認する言語となったが、言語法の性格と実効範囲は地理的にも社会的にも限定されており、「公用」されるには至っていない。

このことばは、19 世紀末、ポルトガルの言語学者・民俗学者であったレイテ・デ・ヴァスコンセロシユ J. Leite de Vasconcel(l)os によって本格的に記述され、その言語学的特徴から、スペインの言語（文献）学者メネンデス＝ピダル R. Menéndez Pidal の論文「レオン方言」*Dialecto leonés* によって「レオン方言」（アストゥリアス＝レオン語）の「下位方言」と同定された⁹。

しかし、記述したヴァスコンセロシユ本人も「レオン方言」との類縁性に気付きながら、当初は「共通方言」と記載した¹⁰。「レオン方言」を基層としながら、ポルトガル語、スペイン語と長い期間接触し、これらの言語の特徴も引き継いだとみなしたからである。

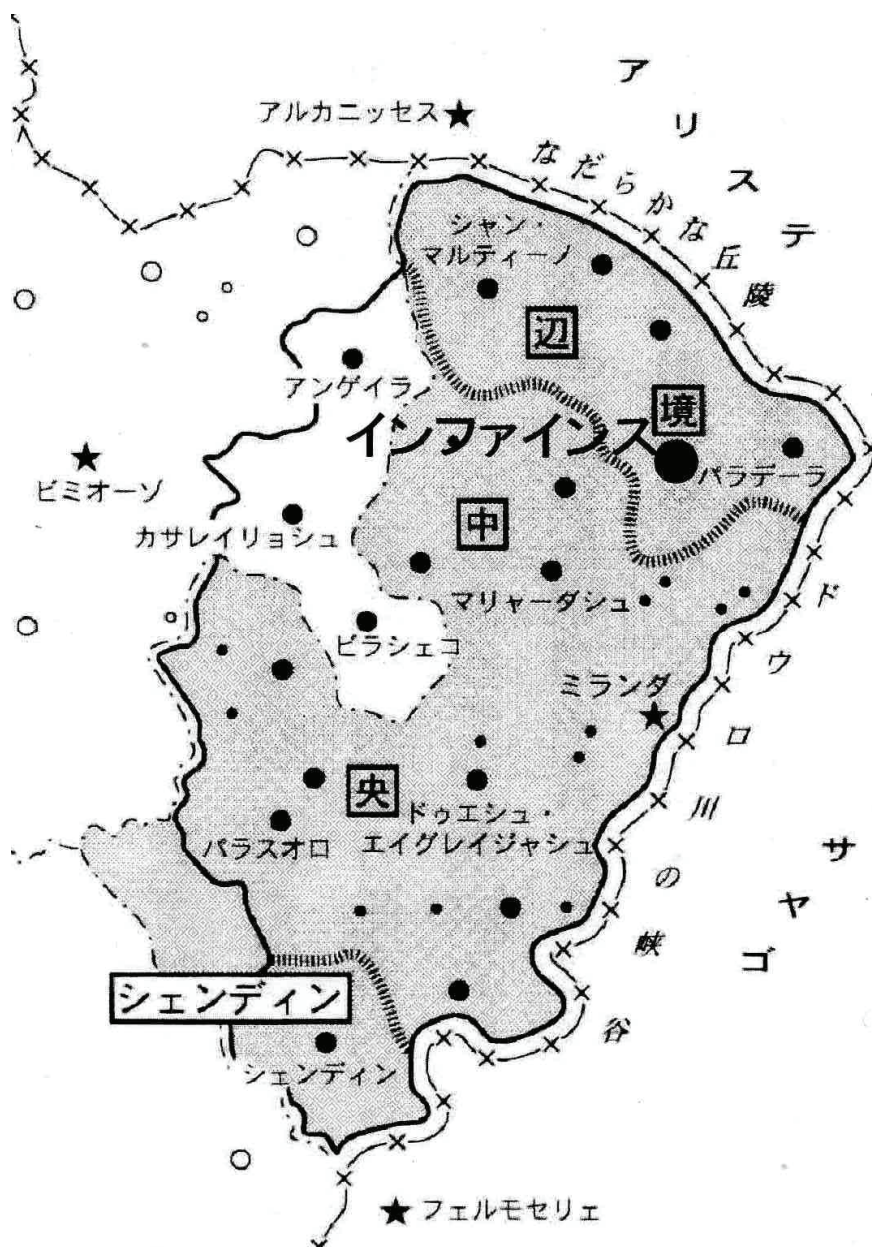
3.2. 分析資料について

今回分析の対象とするのは、Moisés Pires, *Pequeno Vocabulário mirandês-português* (2004: Câmara Municipal de Miranda do Douro)、2004 年、ミランダ市役所から出版されたモイ

⁹ Menéndez Pidal (1906=2006), 132.

¹⁰ Vasconcel(l)os (1900/1901), Vol. II, 72-73.

ゼス・ピレスによる、『ミランダ語—ポルトガル語小語彙集』（以下、適宜「本書」と略）である。この刊行物は、本文 540 ページ、補遺等をあわせると 559 ページに及び、見出し語数約 11,000 の「小辞典」と呼んで差し支えのない体裁である。見出し語の語義表示も、訳語を掲げるのみの体裁ではなく、重要語彙や編者の思い入れのある語彙には、例文も含め多くの解説が付されている。



【図1】ミランダ語分布域周辺地図

モイゼス・ピレスは、1920年代初頭、ミランダ市域内のインファインス *Infainç* 集落（ポルトガル語でイファネシュ *Ifanes*）生まれ（【図 1】参照）の人である。この集落で幼少期を過ごす、つい近年まで、利口な少年がその頭脳を生かす唯一の手段であった、聖職者として道を歩むため、青年期以降はミランダ語域外の聖職者養成学校に寄宿し、そして修道院生活を送った神父であり、修道士である。ポルトガル北部内陸、レグア市ポイアーレスのサレジオ会初等神学校に入学し、ローマのサレジオ会経営の大学に学んで神学士となり、1948年に聖職者として叙階されると、リスボン近郊エストリルのサレジオ会高等神学校の教師として、ポルトガル語、ラテン語、ギリシア語をはじめとする語学を講じた。ミランダ語に関しては、1995年から99年の『ミランダ語正書法約定』のメンバーになっている。本書の出版後わずか数ヶ月にして83歳でポルトにて亡くなっている。

彼は、ミランダ語が置かれた現状を深く憂慮した上で、「ただ私の記憶に思い浮かぶすべてのミランダ語語彙を刻みたかった」（8ページ）という。

このため、「本書」では、いくつかの参考文献からそこに載録されている語彙が引用されてはいるものの、彼が幼少期を過ごしたインファインスで話されていた生の語彙がその構成の中心であり、編集の根幹を成している。

インファインスはミランダ語域内では、「辺境変種」が話されるとされる。これは、この集落から数キロ先に位置する国境線がなだらかな丘陵で、中央変種と違い、ドウロ川の深い峡谷でスペイン側と隔てられることなく、往来が容易であったことに由来する（【図 1】参照）。

さらに、校閲者でやはり神父のアンテロ・フェレイラ *Antero Ferreira* についても、「辺境変種」が話される集落の一つに数えられるサン・マルティーノ *San Martino*（ポルトガル語で *São Martinho* サン・マルティーニョ）出身であり、ミランダ語の全体観からすれば、「辺境変種」に偏った編集になることはやむをえない。

こうした「偏向」は、他のミランダ語研究家、特に正書法に遵守した「標準的なミランダ語書記」に気を配っている人々から「あれはインファインス集落限りの、もしくは辺境変種の語彙集にすぎない」という批評を受けることになったが、しかし、一方で、次の二点から考察や分析に値する価値を持っている。（1）ミランダ語記述は、これまで、先駆かつ最も重要な研究である *Leite de Vasconcelos*、長年保全活動を率いてきた *José Maria Mourinho* とも、その調査の軸足を、*Dues Igrejas*（ポルトガル語 *Duas Igrejas*）という一つの集落においたため、ミランダ語の正書法形成にこの集落のことは重用される一方で、他の集落のことは、特に中央変種、すなわち「標準的」ではないとされる辺境変種、シェンディン変種¹¹のそれぞれが置き去りにされる傾向があった。その中で、本書によって辺境変種を中心とする語彙が体系的に残されたこと。（2）編者が正書法に準拠しつつも、

¹¹ シェンディン村はミランダ語が話されるとされる集落のうちで最も人口が多いが、ミランダ語の規範的変種と音声、語法が大いに異なる。このため、ミランダ語正書法制定にあたってはシェンディンのことば（シェンディネーシュ）の扱いが議論となっている。

I 論文

実際に記憶に残り、耳にした音に忠実であることにも配慮している。そのため、正書法を遵守したならたった一つの見出しになるはずの語彙でも二通り、場合によってはそれ以上の語彙が採録されている。このため、幅広い音が生き残っており、悪く言えば「表記が大いにゆれており、ミランダ語辞典としては問題がある」のである。しかし、上記の特徴をもつ本書であるからこそ、「言語接触の舞台としてのミランダ語」の姿を抽出するのに有益な手がかりを多く含んでいる。

このような視点から、以下、語彙を分析し、その結果について考察する。

3-3. 語彙分析とその結果

本論では、ミランダ語の特徴として挙げられる語形 L->Lh-, E- / I-> Ei-, O- / U-> Ou-に関わる、見出し項目 L、E および I、O および U を分析する。

(1) 語頭の L-

本書における見出し語の語頭が L-となっている語彙は、466 で、そのうち、Lh-の語形を取るのは、296 例、63.5 パーセントを占める。また、同じ語彙で L- / Lh-の二形とも見出し語として掲げられているのは、下記の 10 組に限られる。

ladron / lhadron (泥棒)、ladroneira / lhadroneira (女泥棒)、lambada / lhambada (ビント)、lambon / lhanbon (大食漢)、lambona / lhambona (女性の大飯喰らい)、larica / lharaita (空腹)、lembra-me / lhembra-me (私は覚えている)、lion / lhion (ライオン)、liona / lhiona (雌ライオン)、lucifer / lhucifer (魔王)

また、Lh-の語形を伴わない主な語彙は、Lampion (ランプ)、Lecre (扇子)、Legibre (文字が読める)、Legal (法的な)、Legion (軍団)、Lei (法)、Letra (文字)、Libra (リブラ：貨幣単位)、Limon (レモン)、Lindo (美しい)、Lomear (<Nomear ; 名付ける)、Loreiro (月桂樹)、Louja (店)、Luxo (豪華な) などである。

(2) 語頭の E- および I-

本書における見出し語の語頭が E-となっている語彙は 238、I-は 53 で、その合計は 291 である。一方、語頭が Ei-となっているのは 220 で、E- / I-合計の 75.6 パーセントを占める。およそ四分の三にあたる。

E-, I-を語頭に持つ見出し語のうち、I-と合わせて Ei-の語形も採録されている語彙は Infainç / Einfainç / Einfanheç 一組のみであるが、これは、編者の出身地イファインス集落を指す地名である。

一方、第一音節にアクセントのない語彙で、Ei-の語形を伴わない形のみ示されている語彙は、Ibéria (イベリア)、Isquero (ライター)、Israiel (イスラエル)、Istituto (協会) 等わずかである。

(3) O- および U-

本書における見出し語の語頭が O-となっている語彙は 263、同じく、U-は 78 で、その合計は 341 である。一方、語頭が Ou-となっているのは 202 で、O- / U-合計の 59.2 パーセントを占める。

O-, U-を語頭に持つ見出し語のうち、Ou-の語形と O- / U-の語形双方が採録されている語彙は次の 7 組であった。

obeiro / oubeiro (卵巣)、obreiro / oubreiro (職人)、olhar / oulhar (見る)、olor / oulor (におい)、oloroso / ouloroso (においのする)、urbano / ourbano (都会の)、utilizar / outelizar (利用する)

一方、第一音節にアクセントのない語彙で、Ou-の語形を伴わない形のみ示されている語彙は皆無であった。

3-4. 考察

本分析で明らかなのは、ミランダ語がポルトガル語ではなく、アストゥリアス=レオン語の変種であると分類されてきた理由の一つである語頭の Lh[ɫ]- < L-が、编者自身の内察、インフォーマント（主にイファインス古老）調査の結果として、主に近代国家がもたらしたと考えられる制度に関連する語彙には伴わない傾向が強い。これに対し、近隣言語との比較において、ミランダ語独特の特徴とされる Ei- > E- / I-, Ou- > O- / U-に関しては、元来この現象を引き起こさない、語頭にアクセントが置かれる例 (Erro, Isto, Ócalos, Unha, Uólho など) を除けば、Eiducaçon や Ounibersidade など、主にポルトガル語域起源と比定される、近代国家がもたらした制度に伴う語彙も含め、そのほとんどが、本書では、ミランダ語の特徴とされる形態で発音されると省察されている。また、上記条件が当てはまりポルトガル語域と共通する語頭語形のみを残すと省察された語彙は、上記【a】に示したように、E- / I-では I-のみで地名、現代語、学術語に当てはまるものがわずかに見える一方、O- / U-に関しては見当たらない。

この結果として、言語接触によって流入してくる近隣言語の語彙を取り入れ、定着させる際に、ミランダ語の Lh-は、その形態を変化させる音韻変化がすでに終了していると考えられる一方、Ei- / Ou-に関しては、音韻変化が残存しており、特に Ou-に関してはその傾向が強いと考えられる。

3-5. 先行研究との照応とまとめ

Lh-に関しては、それが言語系統を分ける重要な項目と考えられたため、比較言語学的関心を伴ってはじまったミランダ語研究史の当初から、重要な言語特徴としてとらえられた。

I 論文

例えば、ミランダ語研究の端緒をつくった、Leite de Vasconcelosの『ミランデーシュの言語学的研究』において、Albino Moraes Ferreira著『ミランダ方言』¹²への、9 ページに互る批判が見られるが、その中で、以下のように書いている。

ポルトガル語の‘leque’（扇子）を、アルビーノ・フェレイラ氏は、その著作の 72 ページに、‘theque’と訳すが、しかし私は（これに当たる単語を）ミランダの地で‘lecre’と聞いた。この‘theque’という語形には私は奇異さを覚える、というのも [……] ポルトガル語の語彙‘leque’は比較的最近のものであり、語頭のl音はlhに発達するとは判じられない。ポルトガル語の古い語彙で‘leque’を指したのは、古いスペイン語と同様に‘abano’であり、現代スペイン語では縮小辞を伴って‘abanico’として用いられ、現代ポルトガル語においても、[‘leque’は] ‘ventarola’という語彙と同様に用いられ、日本南部の群島の名前である「琉球」を語源としている。メンデス・ピントMendes Pintoの『東洋巡礼記』第 225 章にポルトガルインド副王に対する日本国王の贈答に言及して、『彼に 100 扇の阿波産‘Lequios’を贈った』とある。‘leque’という語彙は、恐らく、15 世紀から 16 世紀にかけての東洋との我々の交渉の時代までしか遡れ得ず、だからこそミランデーシュではlh-形を取らないと解釈できるのである¹³。

ヴァスコンセロシュも、19 世紀末の段階で、そのかなり以前に Lh-は語頭に流音を持つ新しい語彙を自らの音にあわせる音韻変化が終了していることを察していたことがわかる。それは、現在でも、「Lula（イカ）は海のものだから、ミランダ語でも Lhula ではなく、Lula だ。」と現在のミランダ語話者が内省するのと合致する。

一方、これまで見たように、Ei- / Ou-に関しては、ヴァスコンセロシュが言語調査をした 19 世紀末を超えて、*Fala charra*（いやしいことば）というミランダ語の低いステータスが非識字者の農牧民たちにもはっきりと認識されるに至り、しかもミランダ語自体が徐々に衰退していた 20 世紀の半ばでも、音韻変化の法則が残っていることが本書を検討することで明らかになった。

確かに、正書法一辺倒の辞書の方が、コンパクトかつ明解なつくりになるかもしれない。しかしそうした編集方針では、L-で始まる文字は、近現代の技術語も含めすべて、古典的な発音に準じ、ミランダ語であることがより際立つ Lh-で書かれる事になるだろう。しかし反面、実際の言語使用から操作された記述がまかり通ることになるであろう。

『ミランダ語—ポルトガル語小語彙集』のように、規範主義に囚われない編集方針で編まれた出版物によって、少数言語が本来持っている言語内の多様性が明瞭にわかるのである。

¹² Albino Moraes Ferreira, *O Dialecto mirandes* (Lisboa: Imprensa de Libanio da Silva, 1898).

¹³ Vasconcel(l)os(1900/1901), Vol. I, XVI-XVII.

4. 日本語の文字文化と「規範」

以上、ヨーロッパ周縁部で話される少数言語について、規範主義の色濃い影響とそれがもたらす結果について見たが、こうした言語観は、人間が言語、特に書きことばを使いこなす上で普遍的かつ必然の展開なのであろうか。

これについて日本語を例に考えてみる。

ローマ・カトリック・クリスダム周辺で国家語の地位を獲得した言語と比べると、日本語は圧倒的に書記のぶれが大きい。よく指摘されるように、漢字、ひらがな、カタカナという三つの書記体系を混ぜて書く、ということにとどまらず、漢字には音読みと訓読みがあり、訓読みの場合、漢字+送り仮名にするか、ひらがなのみで書くかも自由度が高い。なお、訓読み漢字は音読みよりさらに表意性が強い（訓の読みと漢字の表音性が乖離している）が、これをひらがなで書いてしまえば、逆に表音性が強い書き方となる。

このように、共時的に見て、日本語の書記法は厳しい規範によって権威から制限されているわけではなく、ある程度融通がきくようになっている。

しかし、このような書記方法でさえ、西洋の規範主義の影響を受けて選択の幅が小さくなっていると言える。江戸時代の長い間、ひらがなの書き方でさえも、例えば「故」の場合、「定家仮名遣い」の「ゆへ」、「歴史的仮名遣い」の一般的な形「ゆゑ」など、多くの異型が共存していた。

また、言語多様性が文字化されることもごく一般的である。中にはこうした書記スタイルを文学として昇華させた作品もある。例として、織田作之助『夫婦善哉』（1940年）、灰谷健次郎『太陽の子』（1979年）、近年では川上未映子『乳と卵』（2008年）などを挙げることができる。こうした作品は、例えば、プロヴァンス語で書いたミストラルの『ミレイオ』（1859年）のように、アルファベットが用いられる西洋では、読者が極端に限られることを承知で「少数言語の文学」として独立したジャンルを主張していかなければ正当な評価を受ける可能性は低いであろう。

日本語の表記においても、個別的に見れば、明治期に言文一致運動が起こったこと、戦後、旧仮名遣いが撤廃されたことのように、それまでの慣習的書記法が規範化し、変革が唱えられる事態も経験している。しかしそれは規範性と結合したアルファベットがその表記で言語多様性を規制、整理してしまったような強制力は持たなかったのである。

5. ことば／表現の再身体化に向けて

ここまで、ローマ・カトリック・クリスダムと結合したラテン語の書記が言語多様性とどのように乖離し、ラテン語に倣って規範性の確保にいそしんだ西欧の各国語が、いかに多様性を抑圧、破壊したかについて見た上で、その圧力のもとわずかに残った少数言語

I 論文

の内部多様性でさえ、言語保全を制度化する過程で平準化されてしまう恐れが強いことについて述べた。

こうした状況下、自分のことばが大言語の中の言語多様性の一部として扱われることはもとより、少数言語の言語多様性の一部として扱われたとしても、それを消失する危険性を持つ。

さらに現在、規範的文字とそれを媒介する印刷ばかりでなく、ラジオ、テレビ、マルチメディアといった、規範的言語音そのものを撒き散らす媒介に日々耳を晒している中、ことばや表現の身体性、自分のことばを認識し、守ることはますます困難になっている。また、労働力移動が常態化し、国際結婚など当たり前の状況となっており、自分の属性がどこにあるのかますます不明瞭になっている。

それでは、「ことばの再身体化」、すなわち、「規範」から自分のことばを奪還し、「ことばの身体性の確保」する、すなわち、自分の言語を「規範」に掠め取られないようにするにはどうすればよいのだろうか。

結局、学童期の頃から、自らの言語や表現の身体性を確保することが、異なる他者を認識し認める原点となり、柔軟で自由な思考を保つ上でいかに重要かを教育した上で、自分自身のコミュニケーション手段としてふさわしいものをじっくり選び取ってもらいたいのではないだろうか。

他方で、誰もが富にアクセスできるようなコミュニケーションの通用性を仮託する手段を確保しておく必要がある。現実的となってきた手法として注目して良いのは、携帯可能で安価な多言語／汎言語翻訳（同時通訳）機械の開発¹⁴であろうが、一方で、記録性、視覚性、経済性などで簡略化した漢字、エスペラント、国際手話にも大きな可能性が残っている¹⁵。

こうした努力とともに、少数言語継承をさらに促進することによって、西欧における「アルファベットの使われ方」に端を発した表記問題に拘泥することのない言語多様性保全の道が開かれるのではないか。

【参考文献】

アジェージュ(2004=2000)『絶滅していく言語を救うために—ことばの死とその再生』白水社

奥村明俊ほか(2007)「携帯端末用多言語自動通訳システムの実用化技術に関する研究開発」第21回(2007年度)独創性を拓く先端技術大賞、企業・産学部門、経済産業大臣賞:1-14. (<http://www.business-i.jp/sentan/jusyou/2007/nec.pdf>)

¹⁴ 開発の現状については、奥村ほか(2007)を参照。

¹⁵ 簡略化した漢字、エスペラント、国際手話については、その媒体としての可能性を検討した寺尾(2010)を参照。

- カルヴェ(2006=1974)『言語学と植民地主義—ことば喰い小論』三元社
- 木村護郎クリストフ、渡辺克義[編](2009)『媒介言語論を学ぶ人のために』世界思想社
- クルマス(1993)『ことばの経済学』大修館書店
- 古賀文子(2006)「「ことばのユニバーサルデザイン」序説—知的障害児・者を取りまく言語的諸問題の様相から」『社会言語学』VII:1-18.
- 渋谷謙次郎、小嶋勇[編著](2007)『言語権の理論と実践』三元社
- 寺尾智史(2007a)「ミランダ語の成立—「単一言語国家」とされたポルトガルで認知された言語」『多言語社会研究会 年報』3号:120-133.
- (2007b)「言語観の日欧比較文明論」比較文明学会『比較文明』23:205-222.
- (2008a)「弱小の少数言語・アラゴン語が問いかけるもの——生き残りの可能性とその意味をめぐって——」『社会言語学』VIII:41-59.
- (2008b)「ポルトガルの少数言語ミランダ語——その特徴と保全の現状——」月刊『言語』2008年7月号:90-96.
- (2009)「イベリア半島における「コミュニケーションの正常化」とCEFR（ヨーロッパ言語参照枠）の弱小少数言語保全への適用可能性」神戸大学大学院国際文科学研究科異文化研究交流センター研究報告書『多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究』1-22.
- (2010)「少数言語と教育——他律性が強いイベリアの弱小少数言語を起点に——」東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究『多言語状況の比較研究・第5回研究会記録報告本体』1-30. (<http://sites.google.com/site/aamultilingualism/cicle5>)
- バジオーニ(2006=1992)『ヨーロッパの言語と国民』筑摩書房
- 山本真弓[編著]、臼井裕之、木村護郎クリストフ[著](2004)『言語的近代を超えて』明石書店
- Alvar, Manuel** (1969) *Variiedad y unidad del español*, Madrid: Prensa Española.
- (Dir.) (1996) *Manual de dialectología hispánica: el español de España*, Barcelona : Ariel.
- Arnal, M. Luisa & Vicente Lagüéns** (2006) 'La contribución de los investigadores extranjeros a la dialectología aragonesa', in José-Carlos Mainer & José M. Enguita (Eds.), *Cien años de Filología en Aragón*, Zaragoza: Institución Fernando el Católico, 149-183.
- Brissos, Ana Cristina** (2003) "António M. Mourinho (1917-1996) e o ressurgimento do folclore mirandês", in *Vozes do Povo : A Folclorização em Portugal*, Oeiras: Celta Editora, 483-492.
- Buesa Oliver, Tomás** (1989) *Estudios filológicos aragoneses*, Universidad de Zaragoza.
- Mairal Buil, Gaspar** (1996) *La identidad de los aragoneses*, Zaragoza: Egido Editorial.
- Menéndez Pidal, Ramón** (2006=1906) *El dialecto leonés*, León: El Búho Viajero.
- Mourinho, António Maria** (1988) "O Dialecto mirandês como vector cultural no Nordeste Transmontano", in *Brigantia* Vol. VIII No.3-4, Bragança: Assembléia Distrital.

Nagore Laín (2005) 'Pordaños en la normalización del aragonés entre 1974 y 2004: codificación, uso público, estatuto jurídico', in *Revista de Gestión Pública y Privada* 10, 165-197.

Peiró Arroyo, Antonio (2002) *El aragonesismo*, Zaragoza: Institución Fernando el Católico.

Rohlf, Gerhard (1957) *Manual de filología hispánica*, Bogotá: Instituto Caro y Cuervo.

Vasconcelos, José Leite de (1900/1901) *Estudos de philologia mirandesa Vol. I, II*, Lisboa, Imprensa Nacional.

Waquet, Françoise (1998) *Le latin ou l'empire d'un signe*, Paris: Albin Michel.

オスマン帝国の 1915 年「アルメニア人ジェノサイド」におけるフランスの認知問題

—EU、トルコ、フランス—

松井 真之介

はじめに

フランス国家は 2001 年 1 月 18 日に《フランスは 1915 年のアルメニア人ジェノサイドを公式に認知する》という法案を国民議会で再可決し、同年 1 月 30 日に法律として公布した。この法律はこの一文のみの宣言的なものであり、トルコという言葉のみならず、オスマン帝国という言葉すら出てこないものであった。発表された当時、メディアから「象徴的認知」といわれたこの法律には、実刑に関する条項は存在しない。

もちろんこれはフランス国内に向けて宣言された法律であるが、このことが国際的に報道されたとき、直接の加害者でも被害者でもないフランス国家が、歴史的なものとして扱われても全く不思議ではない 85 年前の事件についての見解をなぜ今になって表明したのか、しかも国際的な場ではなくなぜわざわざ国内へ向けてなのか、驚きをもって迎えられた。しかもそれは「ジェノサイド」が誰によって行われたか、このジェノサイドにフランスはどのような立場で臨むのかについては一切触れられていないという非常にニュートラルな条文であり、その真意について多くの憶測を呼んだ。

その後 2006 年 10 月 12 日には《1915 年のアルメニア人ジェノサイドを否定する行為に最高 1 年の懲役刑もしくは 45,000 ユーロの罰金刑を科す》という法案を国民議会で可決した。2001 年時の法律とは違い、今度は否定する行為に関して実刑が下されることとなった。しかしその後上院で否決されたため、法律として公布されていない。

以上はフランスの事例であるが、1915 年にオスマン帝国によって引き起こされたといわれている「アルメニア人ジェノサイド」は、ほぼ 1 世紀前の事件であるにもかかわらず、それをジェノサイドであると認知するか否かでいまだに世界各地で取りざたされている。しかも、この問題を取りあげるのは当事者中心ではなく、例えばフランスなど、直接関係のなかった国々や市町村などの地方公共団体、その他各種団体であり、一種の政治問題となっている場合が多い。本報告では、現在最も政治的に取り上げられて、その影響も最も大きいとされるフランスによる認知問題に関して、「歴史的事件」と見られているこの事件を、なぜ今直接の当事者ではないフランスが公式認知を行うのか、なぜ「象徴的認知」

I 論文

にとどまらず、その否定行為に対して実刑まで課そうとしているのか、また公式認知をすることが、いかなる影響をひきおこすのか——これらの問題について、EU やトルコ共和国の反応を観察しつつ論ずる。

1. 「アルメニア人ジェノサイド」とは

1.1. 「ジェノサイド」とは

「アルメニア人ジェノサイド」とは、1915 年にオスマン帝国の政権党であった「統一と進歩委員会」（通称「青年トルコ党」）の主導の下、帝国領内のアルメニア人の一掃を目的として行われた組織的虐殺と追放を指す、とされている。ここでまず、「ジェノサイド」とは何を指すのか、次に「アルメニア人ジェノサイド」といわれる事件がどのようなものであるかの説明をしたい。

ジェノサイドという言葉は、ナチスによるユダヤ人虐殺に関するテーマを扱うときに現われることが多いが、まだ広く一般に浸透した言葉とはいいがたい。この言葉の歴史は比較的新しく、1944 年にユダヤ系ポーランド人の法学者ラファエル・レムキンが、「民族、種族」を意味するギリシア語の接頭辞 *genos*（ゲノス）と、ラテン語で「殺す」という意味の *cidium*（キディウム）に由来する接尾辞 *cide*（キデ）を繋いでこの言葉を案出したのがはじまりである。ナチスの犯罪に対して考案し使用したこの造語は、早くもその 4 年後の国連第 3 回総会で採択された「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」（通称「ジェノサイド条約」）において、以下のように定義されている。

本協定においては、ジェノサイドとは、国民的、民族的、人種的あるいは宗教的集団を、全体的あるいは部分的に絶滅させようとの意図を持ってなされた以下の諸行為のいずれかを意味する、すなわち、

- (a) 当該集団の構成員を殺害すること
- (b) 当該集団の構成員に重大なる身体的あるいは精神的傷害を惹起すること
- (c) 当該集団に、全体的であれ部分的であれ、その物理的破壊をもたらすように企てられた生活条件を意図的に負わすこと
- (d) 当該集団内での出産を妨害しようと意図された諸手段を強制すること
- (e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移管すること

この定義によると、行為がなされる対象は民族に限らず、その行為は殺戮に限らないということが確認できる。1915 年のアルメニア人に起こった事件について、日本語でよく使

われる訳語——「民族大虐殺」や「集団殺害」——では事件の一部しか表せない側面があるので、本報告では「ジェノサイド」という言葉をそのまま使うことにする。

1915年の青年トルコ党によるオスマン帝国内のアルメニア人の大虐殺は、以上の定義を踏まえて「ジェノサイド」と呼ばれている。では、どうしてオスマン帝国に居住していたアルメニア人はジェノサイドにいたるまでの迫害を受けたのであろうか。

1.2. 「アルメニア人ジェノサイド」の背景

この問題の背景として、まず「アルメニア問題」の存在を説明しなければならない。アルメニア問題とは、オスマン帝国が19世紀末に抱えていたいわゆる「東方問題」の一つで、この問題がジェノサイドの淵源となっているといえよう。具体的には、アルメニア人の民族意識の高揚にともなう一連の自治権獲得運動にたいするオスマン帝国による弾圧、迫害という行動と、その結果生じた国際政治上の諸問題を指す。もともとはオスマン帝国の内政問題だったが、1877～1878年にかけての露土戦争を終結させたサン・ステファノ、ベルリン両条約によって外交上の問題となっていた。というのも、1879年のベルリン条約でその強制力は弱まったものの、両条約ではアルメニア人をはじめとする帝国領内の少数民族に対する改革を実行することを強制され、それを怠るとロシアをはじめとする列強が介入する圧力をかけていたからである。

しかしこの当時、オスマン帝国の末期はアルメニア人のみならず、ギリシア人やブルガリア人など、いずれも民族反乱と独立運動が発端となって帝国内の様々な民族が迫害、虐殺されたが、なぜアルメニア人だけがジェノサイドにいたるまでになったのであろうか。

国内的な理由としては、アルメニア人をはじめとする少数民族は青年トルコ党の標榜するトルコ民族主義に合わないため、政治的に排除すべき存在であったことがあげられる。彼らの標榜するトルコ民族主義はもともと、多民族、多宗教、多言語社会であるオスマン帝国の枠組を維持しつつ早期の中央集権化を推進するため、トルコ人をヒエラルキーの頂点とする立憲政府を樹立する、というオスマン主義に基づいたものであり、アルメニア人を含むオスマン帝国の多元社会を否定するものではなかった。しかしジェノサイドが起こる5年前の1910年頃にはそれは汎トルコ主義に変化しており、その目的は国内の少数民族をトルコ化することにはじまり、最終的には、トルコを核としアジアのすべてのトゥラン族（トルコ系諸族）の統一をはかることであった。必然的にアルメニア人をはじめとする少数民族は同化をはじめとする何らかの圧力をかけられることとなった。

また、オスマン帝国内のアルメニア人勢力に対する脅威に対する反応もあげられよう。オスマン帝国のアルメニア人は、首都コンスタンティノープルを中心とした帝国西部では、主に経済の分野で活躍する者・家が多かった。例えばドゥジアン家は帝国造幣局、ダディアン家は火薬、製鉄、製糸といった系列を握り、カヴァフィアン家は首都の造船所を経営していた。工場経営者の多くもアルメニア人であり、帝国金融への影響も大きかったとい

I 論文

われている。19世紀にはアルメニア人銀行家とアルメニア人商人が徴税請負権や貿易権を獲得し、帝国経済の中心になっていた。また、帝国のスルタン、アブデュル・ハミト2世の財政顧問として長年信頼されていたハゴプ・ザリーフィもアルメニア人である。このように経済の分野での活躍といっても、それは時に帝国の政治に影響するほどのものであったことがわかる。「トルコ化」に変質した20世紀初頭のトルコ民族主義にとって、このようなアルメニア人の影響力は非常に危険なものとして映ったことは容易に想像できる。

帝国東部に関していうと、東部のアルメニア人は農民がほとんどであり、実際の社会的影響力というものは見えにくいだが、アルメニア人の人口的な問題は無視できなかった可能性はある。例えば、1912年のオスマン帝国の東部6州のアルメニア人人口は合計1,018,000人を数え、これは6州全体の人口2,615,000人のうち38.9%を占めていた。アルメニア人につぐ人口を占めるのはトルコ人の25.4%、次いでクルド人16.3%であった。つまり、東部6州ではアルメニア人は人口の4割近くを占め、最も人口の多い集団だったのである。宗教別にみると、アルメニア人とギリシア人などを含めたキリスト教徒は45.2%を占め、他方イスラーム教徒はトルコ人、クルド人などで45.1%を占めており、両教徒はほぼ同数であった。少なくともこの6州では、アルメニア人は決して少数派ではなく、むしろ人口的には多数派だったのである。このことも、次にあげるロシアの南下問題ともからみ、オスマン帝国にとっては脅威であった可能性が大いにある。

対外的な理由としては、アルメニア人がロシア南下の契機になる脅威であったことがあげられる。アルメニア人はオスマン帝国領のアナトリア半島からロシア帝国領のカフカス地方、そしてペルシア領西北部にわたって居住し、数百年にわたって国境で分断された状態が続いていた。オスマン帝国側は、アルメニア人の民族統一を理由に帝国東部に住むアルメニア人がロシア領のアルメニア人と結託する恐れを抱き、彼らが第一次世界大戦でロシア側に加担することと、その結果次第では東部にロシア軍が侵入し、占領され、ロシア領に組み込まれることを恐れていたのである。

そして、第一次世界大戦の勃発により、国際世論、特にこれまで東方問題で干渉してきた欧米列強がオスマン帝国の国内問題に深く介入する余裕がなくなったという状況も、ジェノサイドをなすがままにした要因になった。

このように、国内外の状況ともにジェノサイド実行の絶好の機会であり、「アルメニア人ジェノサイド」はこのような背景のもとに実行されたのである。

1.3. 「アルメニア人ジェノサイド」の過程

オスマン帝国内のアルメニア人への迫害は、1915年のジェノサイドでピークを迎えたが、実はそれまでも大規模な殺戮は2度起こっていた。1つ目は1894年から1896年にかけての帝国東部を中心に行われた大量虐殺である。この、2年間にわたる断続的な虐殺では殺害、亡命、餓死、凍死などあわせて、オスマン帝国から40万人のアルメニア人が減少したといわれる。しかしこの一連の虐殺は計画的にアルメニア人全滅をもくろんだ虐殺では

ないとされ、オスマン帝国側からの不当な扱いに対するアルメニア人の反乱への報復、無差別攻撃であるとされているため、ジェノサイドといういわれ方はされていない。

2つ目は1909年、地中海沿岸のキリキア地方の都市アダナで行われた虐殺である。ここではアルメニア人がトルコ人を殺したといううわさからアルメニア人に報復を加えようとする動きが広がり、他のキリスト教徒も迫害の対象となり、結局アルメニア人、アッシリア人、ギリシア人合わせて21,000人もの犠牲者を出した。そのうちアルメニア人は19,500人であり、犠牲者はほぼアルメニア人で占められている。ここでは以上の2つの事件とも、「官憲に逆らった」もしくは「反乱を起こした」などの「治安を乱す行為を行った」ということが虐殺の理由になっていることを確認しておきたい。

1915年のジェノサイドは、最初から非常に計画的に行われた。まず、1914年の8月、政府内では非公開でアルメニア人ジェノサイドを実行する具体的な方策を確定する会議が開かれた。オスマン帝国は10月に第1次世界大戦に参戦したあと、ジェノサイドを実行し始める。まず、1915年の2月頃から政府内のアルメニア人官吏の解雇・投獄、軍隊内のアルメニア人を強制的に過酷な労働部隊に配置変更させ、衰弱死させるなど、アルメニア人勢力を弱体化させることから始まった。4月24日、首都コンスタンティノーブルのアルメニア知識人600人が逮捕されたのを機に、組織化された方法による追放と虐殺が始まる。まず健全な成人男性を招集し、そのまま監獄へ放り込むか、町から連れ出して人気のないところですぐに銃剣で殺す。反抗したり、逃亡したりする力を持っている男性を最初に手早く抹殺するのである。次にそのような力のないとされる女性、子供、老人に対しては、衰弱死をもくろんでシリアの砂漠へ強制移住させたり、教会に集めて火を放って焼き殺したりするといった方法がとられた。海に近い町では、労働の現場に行くという名目でアルメニア人たちを船に乗せて生きたまま海中投棄した。

このような事例から、1915年のジェノサイドはなるべく弾薬や刀剣を使わない低コスト志向の性質を持つことが分かる。そしてその年の秋にはジェノサイドはほぼ終了していたという迅速さ、実際にはかなり不完全だったとはいえ、ジェノサイド直後に実行された報道管制と国内通信網の一部遮断という情報流出への対策もこのジェノサイドの計画性を如実に示しているといえよう。そして1916年、内相タラートはトルコ人が妻や使用人として使っていたアルメニア人を追放するという布告を出す。「反乱を起こしたから」というのではなく、「アルメニア人であること」がいまや完全に追放の理由になっていることがこの布告からも窺える。

なお、この時に虐殺や追放から生き延びたアルメニア人たちが、アメリカやフランスをはじめとして、世界中に離散することになるのである。

1.4. 「アルメニア人ジェノサイド」の見方

「アルメニア人ジェノサイド」といわれる事件が、例えば認知問題など、今でも取りざたされるのは、この事件に対する見方がさまざまだからである。ここで、被害者側のアル

I 論文

メニア人の見解、そして当時オスマン帝国内にいてそれを外部に伝えた欧米人の証言、そして実質的に加害者にあたる立場となるトルコ人の見解をみてみよう。

まずアルメニア人側は、この事件は青年トルコ党指導部の命令による意図的な民族撲滅計画による虐殺、追放であり、れっきとした「ジェノサイド」であるとしている。そして、その犠牲者は 150 万人であると宣言している。

欧米人の証言については、駐コンスタンティノーブル米大使ヘンリー・モーゲンソウをはじめ、第一次世界大戦でオスマン帝国の同盟国であったためにオスマン帝国軍に同行してきたドイツ人使節、ドイツ人使節、従軍司祭、その他にも当時オスマン帝国領内で宣教活動を行っていたプロテスタントの宣教師や赤十字関係者など、さまざまな目撃証言と報告がある。

それらをもとに 1916 年には、イギリスの歴史家アーノルド・J・トインビーが外務大臣の依頼で調査書を編集し、それは『オスマン帝国におけるアルメニア人の処遇』という題名のブルーブック（政府刊行書）として出版されている。そこでは早くもオスマン帝国の行為に対して公的に非難をしている。前述のモーゲンソウも 1919 年に『モーゲンソウ大使の実話』という題名でこの事件について書籍を出版しており、記録としても少なくない量のものが存在している。

その後に歴史家たちによって検証されたり、出版されたりしたものも含め、欧米によるこの事件への見解を総合すると、欧米はアルメニア人側に寄った立場で、これは意図的なジェノサイドであり、いずれもオスマン帝国の残虐行為を非難する論調のものがほとんどであるといつてよい。犠牲者数はアルメニア人の主張する 150 万人という数をうのみにしているものもあるが、歴史家たちの検証によってだいたい 100 万人から 120 万人程度ではないかと推算されており、その数をとっていることが多い。

では、オスマン帝国の事実上の後継国家となったトルコ共和国の見解はどうであろうか。トルコ共和国がこの事件に対してとり続けている見解や態度は、一貫してネガシオニズムと呼ばれる「否認政策」と無視である。そしてトルコ共和国が「否認」する理由は以下のとおりである——1915 年の事件はアルメニア人の反乱が原因であり、1915 年 5 月 17 日の法令の《戦時中において軍責任者は、あらゆる反乱や抵抗を抑圧することができる》という権限を実行に移しただけであり、この虐殺は計画的なジェノサイドではなく反乱鎮圧であった。また追放に関しては、第一次世界大戦時の《国内の混乱から避難させるため》という、青年トルコ党が当初出したアルメニア人集合命令の理由をそのまま受け継ぐと同時に、前述の法令の《軍指揮官は、スパイや裏切り者を軍や地方自治体から追放できる》という権限を実行に移しただけである。そして、この問題については 1919 年から 1920 年にかけてすでに裁判が行われており、多数の者に死刑を宣告している。それに加えて、アルメニア人の「殺戮」(massacre)——ジェノサイドとは言っていない——というのは前政体が行った歴史的な事件であり、現政体は責任を負う必要はない。

このように現在のトルコ共和国政府はアルメニア人ジェノサイドの事実を認めておらず、時には「無視」によってこの問題に関わることを忌避することがある。しかも、最近は変わりつつあるものの、トルコ共和国内では現在もこの問題について発言や議論することさえもタブー視されている。

ちなみにトルコ共和国側が推算する犠牲者数であるが、この事件を「ジェノサイド」だと認めていないにも関わらず、処刑者 30 万人、移動途中の死亡者 30 万人の計 60 万人が犠牲になったことは認めている。しかしトルコ共和国側は、これは戦争災害であり、全人口に対して死亡した割合はトルコ人の犠牲者と変わらないので、アルメニア人の犠牲者だけが不必要にとりざたされることはおかしいとしている。

このように、アルメニア側、欧米側、トルコ側それぞれ見解が異なること分かるが、ジェノサイドであるか否かという点においては、アルメニアと欧米の認知主義とトルコ共和国側の否認主義が対立している状況にあるといえる。

1.5. 忘れられた「アルメニア人ジェノサイド」

では、「アルメニア人の殺戮」を第一次世界大戦の戦災とするオスマン帝国は、戦後その殺戮に関して裁かれたのだろうか。1919 年に第一次世界大戦は終戦を迎え、トルコは敗戦国となった。1915 年のジェノサイドの首謀者たちは同時に第一次世界大戦におけるオスマン帝国の戦争責任者でもあり、1919 年には連合国の圧力で彼らを裁くための戦争裁判も開かれたが、その多くはすでにドイツなど国外へ逃亡しており、実際はほぼ欠席裁判という形であった。

しかし、戦後処理のために 1920 年、連合国とトルコの間で交わされたセーヴル条約では、1918 年に旧ロシア帝国領のアルメニアに独立したアルメニア共和国の独立を認める条文と、ジェノサイドの計画者を告訴し処罰すると同時に、オスマン帝国のアルメニア人の諸権利を保証する内容があった。ところが、セーヴル条約に代わった 1923 年のローザンヌ条約ではその問題には触れられておらず、アルメニア人については単に「信仰上・人種上の権利を保証する対象となる少数民族」の一つとしてしか語られていなくなっていた。結局、アルメニア人ジェノサイドについての責任追及はなされないことになったのである。それに加えて 1922 年から 23 年にかけて起こった、ケマル・アタテュルクによるトルコ革命によるオスマン帝国の瓦解、新生トルコ共和国の成立により、アルメニア人ジェノサイドはさらに追求される機会を失っていく。ちなみに、連合国の圧力が弱まると今度はトルコ国内で戦争裁判の「再考」が叫ばれた結果、これまでの判決はすべて無効とされ、「犯罪人」は全員無罪となった。結局トルコ共和国においてはジェノサイドの責任追及どころか、戦争責任すらきちんと問われなかったのである

またこの頃、重大な国際犯罪を犯した国家および個人の刑事責任を追及するための常設の国際刑事裁判所設立の構想が国際連盟内で持ち上がっており、これがアルメニア人ジェノサイドに関する責任追及を行なうことのできる唯一の国際機関になりえたかもしれない

I 論文

が、結局設立そのものが見送られたため、こちらにおいてもジェノサイドに関しての責任追及はついでなされることはなかった。連合国を中心とする当時の国際社会はオスマン帝国を非難する意思はあったものの、本格的に制裁を実行する算段はなかったのである。こうして、オスマン帝国によるアルメニア人ジェノサイドは忘れ去られることになる。

《結局、今誰がアルメニア人のことなんか口にするだろうか?》——これはヒトラーが、1939年に語った言葉である。この言葉は、アルメニア人ジェノサイドに対する当時の国際的無関心を見事に言い当てているといえる。ヒトラーはアルメニア人ジェノサイドの高度に組織化された方法に興味をもち、実際に参考にしたといわれているが、彼は結局第二次世界大戦中にユダヤ人ジェノサイドを遂行するのである。

第二次世界大戦の終戦とほぼ同時期に、レムキンによって「ジェノサイド」の語が発明され、1948年のジェノサイド条約締結の議論の中で1915年のアルメニア人の事件についても言及され、かろうじて完全な忘却から救われはしたものの、この言葉はもっぱら「ナチスによるユダヤ人大虐殺」を指すものとして使われるようになった。また、戦後処理のために開かれた非常設のニュルンベルク国際軍事法廷や極東国際軍事法廷によって、国際犯罪を国際法廷で裁く試みがようやく実現し、常設の国際刑事裁判所設立に向けても国際社会が動き出したが、国家主権に関する各国の意見の相違と冷戦の深刻化にともない、1954年に準備作業を凍結することとなった。アルメニア人ジェノサイドは再び国際的無関心にさらされることになる。

アルメニア人ジェノサイドが表舞台に出てくるのはおそらく1965年が最初であろう。表舞台に出したのは、連合国でもトルコでも国際社会でもなく、アルメニア人自身である。この年はジェノサイドから50年目に当たり、世界中のアルメニア系住民たちが初めてアルメニア人外部に向けてデモ行進など、大々的な記念行事を行ないはじめた年でもある。なかでもソヴィエト・アルメニア共和国の首都エレヴァンでのジェノサイド50周年記念デモは大規模なもので、15万人という参加者数はそれまでにソヴィエト連邦内で行われたデモ行進の記録を塗り替えるほどだった。こうしてアルメニア系住民たちは自分たちの先祖が受けたジェノサイドを国際的に、そしてトルコ共和国に認知させようと活動を始める。一方で、無関心を続ける国際社会に失望した一部のアルメニア系住民たちは、自分たちの先祖が受けたジェノサイドに対する関心と呼び戻し、注目を集めるためテロ行為に走ることになる。

1973年、トルコの要人をねらった暗殺事件がアメリカでおこった（ヤニキアン事件）。この事件はジェノサイドの被害を受けてアメリカに逃げてきたアルメニア人グルゲン・ヤニキアン老人が個人で計画実行したものだったが、これを嚆矢としてアルメニア人秘密組織によるテロが頻発するようになる。ペイルート、ロンドン、パリの三都市で「トルコに対する武力報復宣言」がアルメニア人の秘密組織によって同時に発表され、アルメニア人によるテロ活動の礎石となる。

1973年から1984年にかけては、一部のアルメニア人過激分子による世界中でのテロ活動が認知の手段として登場する。特にアルメニア系住民の勢力が強く国際的に影響力の大きい二都市——ロスアンゼルス、パリ——に事件は集中しているが、その他ではマルセイユ、バイロート、ロンドン、ジュネーヴ、ブリュッセル、オタワ、ローマ、アムステルダム、ストックホルム、ウィーン、ベルン、マドリード、リスボン、フランクフルト、ベオグラード、アンカラと、その活動は広範囲にわたる。

アルメニア人のテロ活動は当初、トルコに対する武力報復であり、対人テロにおいてはトルコ人しか標的にしていなかった。実際1973年から1983年の10年間だけで45人ものトルコの外交官や政治家がアルメニア人のテロの標的とされ、うち34人が暗殺されている。しかしこのテロ活動は、対個人テロから1915年のジェノサイドを国際的認知の風化から救うための「宣伝テロリズム」に変化しており、それは1982年を境に個人攻撃から無差別攻撃に変化した。これは、アルメニア・テロリズムの主要な組織であるASALA（アルメニア解放秘密部隊 *Armée Secrète Arménienne de Libération de l'Arménie*）の性格——単なる報復ではなく、テロによって恐怖を煽り立て、各国政府の注意をアルメニア人の要求、つまりジェノサイドの認知に向けることを目標とする政治テロ的性格——によるところも大きい。彼らはトルコ政府関係者だけでなくソヴィエト連邦政府やフランス政府などもテロの標的にしており、アルメニア人テロ活動家の目的がトルコ要人への個人的報復からジェノサイドの国際的認知を重視するようになったことのアラワレであるといえる。

方法はともあれ、こうしてアルメニア人ジェノサイドはすこしずつ認知されるようになってくるのである。

2. 「アルメニア人ジェノサイド」の認知

2.1. 重要な3つの国際的認知

そしてアルメニア人によるテロが終息するのとほぼ同時期に、アルメニア人ジェノサイド認知に関して3つの決議がなされる。

第1の決議は1984年、ヨーロッパの法律家・学者を中心とする民間団体「常設民衆法廷」によって出された、第一次世界大戦中のオスマン帝国によるアルメニア人大虐殺への有罪判決である。原告はパリの「少数者の権利グループ」、アメリカ・ケンブリッジの「カルチュラル・サヴァイヴァル」、西ドイツ（当時）・ゲッティンゲンの「被迫害者のための協会」の3団体、被告は「オスマン帝国政府」である。トルコ共和国には代表者の出廷もしくは公式見解の提出を促したが、何の返事もないまま欠席裁判となった。

結局常設民衆法廷は、要約すると《アルメニア人は、個人的にも集団的にも国際法に則って考慮されるべき民族集団である。1915年から17年にかけての追放や虐殺によるアルメニア人根絶は、1948年のジェノサイド条約に抵触する時効不適用の犯罪であり、オス

I 論文

マン帝国の当時の政権党であった青年トルコ党は有罪である。同時にアルメニア人ジェノサイドは「国際的な犯罪」であり、トルコ共和国は、オスマン帝国との不連続性を口実にこの罪を逃れることはできず、責任を負うべきである。その責任とは、まず公式にジェノサイドの事実を認め、その結果アルメニア人が損害を被ったことを認めることである。国際連合の機関とその構成員はジェノサイドの認知を要求し、アルメニア人を援助する権利を有する」という旨の判定を出し、青年トルコ党を有罪とし、トルコ共和国の認知責任を要求した。しかしこの裁判はあくまでも民衆法廷であり、刑罰の実効力はないことを確認しておきたい。

第2の決議は1985年、国際連合の少数民族保護・差別防止小委員会における、1915年のアルメニア人ジェノサイドの再検討決議である。もともと1973年、国連人権委員会に世界各地のジェノサイドに関する報告書が提出されていたが、この中の「パラグラフ30」で、アルメニア人大虐殺が国際機関においてはじめて「ジェノサイド」という言葉を使って表現されていたのである。しかし、「パラグラフ30」の採択決議はトルコ共和国の圧力により1978年まで引き延ばされ、結局この項は削除されていた。そして、1985年に歴史家ベンジャミン・ウィテカーが「パラグラフ30」をもとに、アルメニア人ジェノサイドの再検討を提案したのである。

常設民衆法廷とは違い、この決議にはトルコ共和国もオブザーバーとして参加していた。トルコ共和国は妨害やロビー活動を展開したが、結局、アルメニア人ジェノサイド問題の再検討を継続するという形で決着した。しかしこの後、国連人権委員会ではこの問題を本格的には取り上げておらず、ウィテカー提案はまだ効力を持っていないことになっている。

第3の決議は、1987年ストラスブールの欧州議会において可決された、オスマン帝国時代のアルメニア人ジェノサイドをトルコ政府が承認することをトルコ共和国のEC（当時）加盟の前提条件とする、「1987年6月18日決議」である。もともと欧州議会では、1981年からアルメニア人ジェノサイドの問題を検討しようとしており、1984年からは欧州議会政治委員会がヤーク・ファンデミュールブルッケを長としてこの問題を調査していた。そうして1987年、この決議の2か月前の4月14日にトルコ共和国がECへの加盟申請をしたことを受け、ファンデミュールブルッケ報告をもとにしてこの決議がなされたのである。この決議の目的は、加盟に関してトルコが以下の4条件——①1915年のアルメニア人ジェノサイドの認知、②クルド問題の解決、③キプロス島北部からのトルコ軍撤退、④トルコ国内における人権の尊重と民主化——に従うことを提示することであった。

トルコ政府はNATO（北大西洋条約機構）脱退をほのめかし、この決議がアルメニア人によるテロ行為を助長するものとして反対の意思を示した。しかし結局、欧州議会では賛成68、反対60、保留42でかろうじて認められた。決議の内容は《72年前にオスマン帝国によってアルメニア人のジェノサイドが行われた事実を現トルコ共和国政府が認知することをEC加盟の前提条件にすべきである。ただし現在のトルコ共和国がこの問題に関して

責任を取れないことと、この認知が現政府の批判にはつながらないことを確認する》というものであった。

これ以後、トルコの EC/EU 加盟が欧州/EU 議会の議題に上る際、定期的に 1987 年 6 月 18 日決議が有効であることが確認されており、近年では 2005 年 10 月に開催された欧州議会でも同様に確認と決議がなされたが、トルコ共和国はまだ承認していない。

このように 1980 年代半ばの数年間で、少なくともヨーロッパにおいてはアルメニア人ジェノサイドの積極的認知の流れが高まったことが分かる。しかし、この 3 つの国際的認知は、議題を取り上げた各機関の性格、取り上げた目的、関わることでできた人間のバックグラウンド、強制力の違いによってさまざまな段階の結果をもたらしたが、いずれも国際的に大きな実効力を持ってきたとはいえない。トルコ共和国による認知がまだなされていないのは、その証拠であろう。しかしこの認知を礎石として、冷戦構造の後退、第二次大戦以降の諸戦争やジェノサイドに触発されて高まった人権思想、そしてその後ろに隠されていたマイノリティの権利保護運動や「歴史の見直し」運動の流れと合わせ、アルメニア人ジェノサイドは「20 世紀最初のジェノサイド」として遅まきながらやっと一般的にクローズアップされつつある。

この後欧米では、まず市町村など地方公共団体がアルメニア人ジェノサイドを認知していく流れになる。

2.2. フランスにおけるジェノサイド認知宣伝と認知

ではここで、本報告が中心としたいフランスのアルメニア人における認知宣伝と、その反応としてのフランス政府による認知、これらの過程がいかなるものであったか具体的にみてみよう。

フランスにおいてもやはり、ジェノサイド 50 周年の 1965 年が転機になっている。まず、CDCA（アルメニア問題擁護委員会 *Comité de Défense de la Cause Arménienne*）というジェノサイド認知を活動目的にした団体が結成されたのがこの年である。そして、共産党の議員ギー・デュコロネを中心としてジェノサイド認知法案がはじめて議会で提出されたのもこの年である。これ以降、アルメニア人たちは CDCA を核として、議員への陳情やロビー活動を積極的に行い、ジェノサイド認知法案は主に左派系議員によって定期的に議会で提出されている。

この陳情が功を奏し、議員が個人的にジェノサイド認知を宣言する動きもみられるようになる。例えば 1981 年には、当時大統領候補となっていたフランソワ・ミッテランがジェノサイド認知に向けて行動を起こすことを宣言したり、他にもクロード・シェイソン外相（1981 年）やガストン・デフェール内相（1982 年）、ピエール・モーロワ首相（1982 年）など、現役閣僚がジェノサイド認知への支持を表明したりしている。ミッテランは大統領に就任した後 1984 年にも、ジェノサイドの認知に対する支持を表明している。

I 論文

1973年から1984年にかけてのアルメニア・テロリズムも、結果的にジェノサイドをフランス社会に知らしめる要因になったといえよう。先述したようにアルメニア人の過激派によるテロは、大規模なアルメニア人コミュニティがあり、かつ国際的な影響力の大きいロスアンジェルスとパリに集中していた。とりわけパリでは1980年から1983年の間に8件のアルメニア人テロ事件が起きたほどであった。また、1975年10月に駐仏トルコ大使のイスマイル・エズが暗殺されたり、1979年12月には駐仏トルコ観光局長イルマズ・チョルパンが暗殺されたり、1981年9月にはトルコの刑務所に収容されているアルメニア人政治犯の釈放を要求してトルコ大使館が過激派に占拠されて約40人が人質になったり、1983年7月にはオルリー空港のトルコ航空搭乗カウンター付近の乗客ロビーで爆弾テロが起き、死者8名、負傷者60名を出すなど、パリでは深刻な被害を出したのも多かった。

フランスのアルメニア系コミュニティの、テロに対する反応はいたって冷ややかなものであった。彼らはテロ活動に対するコミュニティの関与を否定するだけでなく、フランスにおいて自分たちが築いてきた「統合のモデル移民」という地位を危うくするものとしてむしろ不快感を表明した。しかし、アルメニア・テロの犯人グループの一部はフランスのアルメニア系コミュニティの成員であり、その拠点もアルメニア人諸団体の建物の一室であることが多かったため、一時期フランスのアルメニア系住民は頻発するテロの積極的な加担者と見られた。

アルメニア人コミュニティの組織的な活動としては、CDCAを中心とした団体による議員への陳情やロビー活動とともに、毎年4月24日の「ジェノサイド記念日」デモ行進があげられよう。4月24日というのは、1915年にコンスタンティノープルでアルメニア人知識人が一斉逮捕された日であり、アルメニア人たちはこの日をジェノサイドがはじまった日として、アルメニア人コミュニティがある都市では毎年デモ行進をしている。このデモ行進では、ジェノサイド認知問題を支持し、アルメニア系住民にシンパシーを寄せる非アルメニア系の代議士が少なからず参加しており、マスコミの取材も多く、認知活動としては一定の成功を収めているといえよう。

このような宣伝活動があつて、フランス政府は本格的にジェノサイド認知の動きに入る。毎年4月24日付近に政府に出されていた議案はそれまで票を集められなかったが、1994年末に「4月24日委員会」が設立され、これが閉塞した状況を打破する契機となった。これはアルメニア人コミュニティ各種諸団体の統合機関であり、ジェノサイド記念日の式典を大体的に行うことと、フランス政府によるジェノサイド認知要求に目的をしぼった団体である。そして1997年の議会解散から選挙、そしてコアピタシオンへの流れの中でこの議案がクローズアップされ、1998年について国民議会で審議されることとなった。そうして1998年5月29日、国民議会はジェノサイド認知法案を可決した。その後1999年3月に上院で審議される予定だったが、コソヴォ問題の対応審議が優先されたため、ジェノサイド認知審議は延期された。結局2000年11月8日に上院で審議、可決されたあと、翌年1月18日に国民議会で再可決され、同月30日には法律として公布されることとなった。

2006年10月12日には、今度は実刑をともなったジェノサイド否定禁止法が国民議会を通過するが、その後上院で否決され現在に至っている。

2.3. 認知に対するトルコ共和国の反応

冒頭でも述べたように、これらの法案・法律の条文には、トルコという言葉だけでなく、オスマン帝国という言葉も出てこない。つまり、非難する対象、責任を追求する対象に関しては全く触れられていないということになる。では、通常非難される側に立ってきたトルコ共和国はこの認知に対してどのような反応を起こしているのであろうか。

一貫して「否認政策」を貫き、国民にもそう教育しているトルコ共和国の反応は、フランスでジェノサイド関連法案が可決される度に官民間わず激しい抗議行動を起こしている。例えば、2001年の法案成立時には、政財界では駐仏トルコ大使の召喚、当時のトルコ首相エジェヴィットをはじめとする多数の政府関係者の抗議声明、トルコ国防省と仏アルカテル社の情報衛星プロジェクト契約の破棄や、フランス企業の戦車・防衛機器、フランス産穀物の入札発注からの排除、フランスの医薬製品の輸入禁止など、あらゆる反仏措置が取られた。また民間でも、各地でフランス国旗の焼却、文化交流の縮小、一部の大学のフランス語講座の閉鎖、フランス製品の不買運動など、「フランス・ボイコット」の動きが高まった。2006年の法案通過時もエルドアン首相の抗議声明をはじめとし、軍事関係の協力凍結、原子力発電所の入札からのフランス企業締め出しなど、2001年の時と同じ様相を見せているが、近年、インターネットを使った否認運動も盛んになっていることを付け加えておく。

また、対フランスの事例ではないが、ジェノサイド認知に対するトルコの反応として、次の2つの例を挙げないわけには行かない。1つは2005年2月、トルコ人作家オルハン・パムクがスイスのメディア上でジェノサイド認知を行い、トルコ政府にもジェノサイド認知を求める発言をしたことに対するものである。これに対してトルコ政府は彼を刑法301条の「国家侮辱罪」で起訴するという反応を起こした（結局彼は2006年1月に不起訴とされた）。もう1つは2007年1月に起こった、イスタンブール在住のアルメニア人ジャーナリスト、フランク・ディンクが、17歳の極右のトルコ人少年に暗殺されるという事件である。パムクもディンクもジェノサイドの認知には積極的だが、2006年フランスのジェノサイド否定禁止法には否定的な立場を取っており、決してラディカルなジェノサイド認知推進派というわけではなかった。

このように、ジェノサイド認知に関してトルコ共和国は官民ともども一貫して過剰とも言える拒否反応を行いつづけている。この背景には、1922年からおこったトルコ革命以降のケマル・アタテュルク賛美に基づいた歴史教育が、旧体制オスマン帝国の負の遺産をたくみに消し去る、いわば「仕組まれた記憶喪失」ともいえる事情があることを付け加えておく。

I 論文

2.4. 認知に至る背景

話をフランスに戻すが、フランスでは 1965 年以来一貫してジェノサイド認知に関する動きはでていたが、90 年代以降に特に動きが加速している。もちろん、CDCA ならびに「4 月 24 日委員会」をはじめとするアルメニア系諸団体の奔走は見逃せないであろう。しかし、それをフランス側が受け入れるのは、どのような背景があつてのことであろうか。

まず、認知にいたるまでの以下の 2 つの状況変化が大きく影響しているであろう。1 つ目は国内の状況であるが、1990 年代にフランス各地の地方公共団体で先に認知されてきたことが挙げられる。もちろんこれもアルメニア系諸団体の奔走、議員への陳情活動などによるものであるが、大小あわせて 60 近くの地方公共団体による認知が、国家による認知を大きく後押ししていることは言うまでもない。もう 1 つは国際的な状況として、冷戦中の国際問題を処理する実行機関設立の動き、特に 1998 年、国際刑事裁判所の設立がようやく決定されたことも重要であろう。ジェノサイドのような犯罪の処罰にとって国際的に実効力をもつこの機関は、第一次世界大戦後すぐから何度も構想と凍結が繰り返されており、この正式な設立によってアルメニア人ジェノサイドの問題がクローズアップされることは不可避であろうと言われている。下からの（地方公共団体等）認知、上からの（国際機関）認知可能性がフランス国家による認知を容易にしたのは想像に難くない。

また、アルメニア系諸団体の活動の活発化とその影響の増大は、議員にとっては魅力的な票田になるという見方もある。つまり、ジェノサイド認知を公約に掲げることで、今では 40 万人程度存在するといわれるフランス国内のアルメニア系住民の組織票を狙った選挙活動ができるということである。事実、2001 年 1 月の法案可決のあとも、3 月に地方統一選挙が控えており、2006 年 10 月の法案可決時も 2007 年初頭に地方統一選挙を控えていたので、このような見方があつても不思議ではないだろう。

認知を容易にしたのは外部環境のみではない。条文そのものの受け入れやすさというものも影響している。つまり、2001 年の法律に関しては、オスマン帝国という言葉もトルコという言葉も出されず、責任追及に関してもなされないという、中立的・宣言的な条文に帰結させたことではじめて法案が現実的に議会を通過したのである。

しかし、この認知がフランスにとってどのようなメリットがあるのかを考えたとき、やはりトルコ共和国の EU 加盟を念頭においたものと考えざるを得ない側面がある。ではトルコ共和国の EU 加盟とフランスとはどのような関係があるのだろうか。

3. トルコ共和国の EU 加盟とフランス

3.1. トルコ共和国の EU 加盟交渉の歴史

周知の通り、トルコ共和国は EU 加盟を熱望している国の一つである。しかもその交渉の歴史は長く、1959 年、EEC（ヨーロッパ経済共同体）に準加盟申請したときから始まる。

1964年にEC（ヨーロッパ共同体）の準加盟国になるが、正式加盟を申請するまでにはその後20年以上経った1987年4月まで待つことになる。それを受けて欧州議会では「1987年6月18日決議」を出すのである。そうして1999年12月によりやうくEU正式加盟「候補」リストに入る。そしてその1年後の2001年1月にフランスでジェノサイド認知法が公布されることになる。2005年10月に加盟交渉が開始されたが、2006年12月には早くも加盟交渉の一部を凍結されて現在に至っている。その交渉開始から凍結の1年の間に、フランスではジェノサイド否定禁止法が国民議会を通過している。

ちなみに、1999年12月にEU正式加盟候補になった国は、キプロスやマルタ、東欧諸国など他に12カ国であった。その中で1987年から正式加盟を申請しているトルコは最古参の候補国であった。しかし、2004年5月に10カ国、2007年1月にルーマニアとトルコの隣国ブルガリアの2国が加盟し、現時点で加盟申請中の国はトルコ共和国とクロアチア、マケドニアの3カ国である。クロアチアとマケドニアは加盟申請は2000年代になってからなので、結局トルコは、どの国よりも加盟申請は早かったが、未だ加盟できていないという状態である。

3.2. EU加盟の条件とトルコの改革過程

では、トルコ共和国がEUに未だに加盟できない理由はなんなのであろうか。それを検討するためにまずは加盟申請国すべてに適用されるEU加盟の条件を確認する必要がある。

EU加盟には「コペンハーゲン基準」と呼ばれる条件をクリアしなければならない。これは以下の3つ——①政治的基準、②経済的基準、③EU法総体の受容——に分かれる。①は民主主義、法の支配、人権および少数民族の尊重と保護を保障する安定した諸制度を有することであり、②は正常な市場経済が機能しておりEU域内での競争力と市場力に対応するだけの能力を有すること、そしてEU法総体の受容というのは、EUが積み重ねてきた法体系「アキ・コミュニテール」の全採択（部分的採択不可）と、政治的目標ならびに経済通貨同盟を含む、加盟国としての義務を負う能力を有することである。

加盟申請後、①、②、③すべてにおいて不完全とみなされたトルコ共和国は、2000年以降ドラスティックな国内改革を断行する。まず2000年7月に、ユルマズ前首相・祖国党党首を大臣としてEU関係省を新設し、国内改革の基礎を作る。そうして2001年3月にトルコはEU加盟のための「ナショナル・プラン」を発表し、早速10月に憲法の大幅改正を断行する。これはコペンハーゲン基準の政治的基準に照準を合わせた改革であり、33項目が改正された。主なものは以下のとおりである——死刑制度の原則廃止（戦時期、戦争犯罪およびテロ・国家反逆罪を除く）、国家安全上の問題がないという条件におけるクルド語の出版・放送の解禁、軍の影響の強い国家安全保障委員会（MGK）の軍人文民比率の是正、政党の解党規制の改正。

2002年2月から2003年8月までには計7回の法改正を発表したのち、2004年5月に再び憲法改正に至る。ここでは拷問の禁止等の基本的人権の確認、公平な処罰の実施、高等

I 論文

教育の改革、司法制度改革が行われた。2004年には死刑廃止をはじめとする懸案の刑法改正が行われ、2006年までに全部で150近くの法律が改正された。また、2005年1月には通貨リラに対して100万分の1のデノミネーションを行い、経済的改革にも対応してきた。このように、トルコ共和国は大胆な改革を強力に進め、ようやく2005年10月に加盟交渉が開始された。その際トルコ政府には2006年12月までにEUの求める「国内の民主化」を遂行するという条件が課されたが、1年後、トルコはその条件を満たしていないとされ、結局2006年12月に交渉は一部凍結されることになった。

3.3. トルコ共和国のEU加盟を阻む問題

では、これだけの国内改革を断行したトルコ共和国に、他にどんな問題があるのだろうか。EUは、どのような問題が手付かずのまま残されていると考えているのだろうか。

明示できる要因としてはまず、トルコの抱える国際問題として、キプロス問題とエーゲ海の島嶼に関するギリシアとの領土問題が挙げられる。キプロス島はもともと1960年の独立以来、トルコ系住民とギリシア系住民の緊張状態が続いていたが、1974年に起きたクーデターの際に、トルコ共和国はトルコ系住民を保護するという理由でキプロスに進攻し、北部を占領した。それ以来南部のギリシア系キプロスと北部のトルコ系キプロスに分断された状態が続いている。のち1983年にトルコ共和国は北部を「北キプロス・トルコ共和国」として独立を宣言させるが、この「北キプロス」はトルコ共和国以外には国際的承認を得ていない。「北キプロス」と対立する「南キプロス」政権が実質的にEUに加盟している「キプロス」であるゆえ、キプロスがトルコ加盟に関して拒否権を発動すると、加盟は実現されないということになる。ギリシアとの問題も結局ここに行き着く。

人権に関わる問題としては、少数民族問題、特にクルド問題と男女同権の問題がまだ完遂されていないことが挙げられよう。どちらも法整備はなされつつあるが、その適用が不十分であるということである。例えば、クルド語に関しては、学校教育への導入が遅れているし、クルド語をはじめとする少数民族語放送も1日30分では短すぎる。また、トルコは女性の首相もすでに出しているほど男女同権が進んでいるところもあるが、それはトルコ西部の大都市のみで、トルコ東部では依然として男尊女卑が支配的であり、女性の就学率も低い。また、言論の自由も保証されているとはいえない。例えば、前述したオルハン・パムクの発言に関して刑法第301条「国家侮辱罪」を適用していることから分かるように、トルコの検事は批判と侮辱が区別できていない——EU側はトルコの改革の不十分さをこのように見ている。

経済に関わる問題では、国内の経済格差、特に東西の経済格差の問題、そして農業の近代化の遅れが挙げられる。実は、この農業の近代化の遅れとそれにとまなう生産性の低さが一番克服し難いハードルであるとEUは見ている。トルコのような大国がこの農業生産性のままEUに加盟すると、EUが非常に重い経済的負担を強いられることは必至だからである。

以上は、加盟交渉で実際に取りざたされる問題であるが、そこでは取り上げられない EU 側の懸念材料として、つまり、明示できない要因としては以下のようなものがある。

まず、イスラームへの不安。トルコ共和国もフランスと同じく厳密な政教分離に基づく世俗国家であるが、国民の 9 割以上がイスラームであることに EU 市民の側にはもともと漠然とした不安があった。それが 2001 年の 9.11 事件以降、ヨーロッパでもイスラームは脅威と見なされる風潮が高まり、漠然とした不安が明らかな嫌悪に変質していく。実際、オーストリアのシュッセル首相などは露骨なトルコ排斥論を掲げてトルコの EU 加盟に反対していた。

次に、トルコの人口問題とそれに端を発する大量のトルコ人移民流入への不安。人口が 7,500 万人近いトルコが EU に加盟したら、ドイツについて 2 番目の人口を抱える国となり、そこが経済的に遅れているということなら EU の経済負担が莫大になるだろうと EU 市民は予想している。また、EU は原則的に域内自由移動の原則があるゆえ、経済状態のよくないトルコ国民が移民として簡単にヨーロッパに流入し、余剰労働力になったり、あるいは以前からの EU 市民の職を奪われたりして、いずれにしろ失業問題がさらに深刻になるという不安も抱えている。しかもヨーロッパでは移民は失業とともに治安悪化、犯罪のイメージとも容易に結びつくので、不安はさらに広がっていく。

そして、アルメニア人ジェノサイド認知問題である。前述の通り、欧州議会は「1987 年 6 月 18 日決議」でアルメニア人ジェノサイドをトルコ共和国が認知することを EC 加盟の条件にすべきだ、としており、同様の決議が 2000 年 11 月、2002 年 2 月、2004 年 2 月、2005 年 10 月にも欧州議会でなされ、現在も有効とされている。また、EU 域内の国家ではフランスの他、ベルギー、ブルガリア、キプロス、ギリシア、イタリア、スウェーデン、スロヴァキアと、少なくない国でジェノサイドが認知されている。なおこの問題は上記 2 つの問題とは違い、漠然とした精神的な拒否要素ではなく、組織によるれっきとした決議や認知である。なのでこの問題も一見 EU 加盟要件のようにも見えるが、実はコペンハーゲン基準には含まれていないので、EU 加盟の正式な条件ではない。

以上のさまざまな要因が重なって、トルコ共和国は未だ EU に加盟を拒否されている状態が続いている。

おわりに

ではなぜ、アルメニア人ジェノサイドの認知が今、特にフランスにおいて問題となるのか。もう一度最初の疑問を提示しておきたい。

フランスは、EU 加盟国の中で最もトルコの加盟を否定的にとらえている国の一つである。それは EU 委員会が加盟国市民に対して行う年 2 回の世論調査「ユーロバロメーター」の結果でも明らかである。そもそも EU 拡大についても、フランスは加盟国中もっとも賛

I 論文

成が少ない (25%)。EU そのものに批判的であると同時に、前項で挙げた、トルコの人権問題軽視への嫌悪という理念的な面、そしてイスラームや移民流入など現実的な面、これらの問題への不安が大きいからである。

まだまだ問題含みのトルコの EU 加盟であるが、それでもトルコは加盟基準に合致するように種々の改革を精力的に断行している。そうしていつかトルコが EU の基準をクリアして加盟が実現するような時、それでもトルコの EU 加盟を拒否したい国々は、トルコが絶対に肯定しないアルメニア人ジェノサイドの認知を迫ることで、トルコを自国や EU から遠ざけようとする可能性が大いに考えられる。例えば、ジェノサイド否定法案を立法化させたあと、トルコ出身の移民と労働契約を交わす際にアルメニア人ジェノサイドについての考えを述べさせて、否定的な見解を表明したら犯罪として告訴し、結果的に契約をしないなど、いわば「踏み絵」のように使うことで、せめて自国から彼らを遠ざけようとするようなことである。

つまり、フランスにとってのアルメニア人ジェノサイド認知のアクチュアリティは、もちろんアルメニア系コミュニティの不断の努力の結果であると同時に、「人権重視」国家をアピールする格好の材料であること、そして国内のアルメニア系有権者の集票材料に使われうること、そして、特に EU 加盟に関してはトルコに対する強力な外交カードとして使われうることであろう。そうして現在、この問題は当事者間の歴史認識問題から、トルコをめぐる国際社会の政治的イシューと化していることを最後に述べて本報告を終えたい。

【参考文献】

〈和書〉

安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文社、2002年。

レオ・クーパー（高尾利夫他訳）『ジェノサイド』法政大学出版局、1986年。

鈴木董『オスマン帝国の解体：文化世界と国民国家』筑摩書房、2000年。

中島偉晴、メラニア・バグダサリアン『アルメニアを知るための 65 章』明石書店、2009年。

中島偉晴『アルメニア人ジェノサイド』明石書店、2007年。

八谷まち子編『EU 拡大のフロンティア——トルコとの対話』信山社、2007年。

藤井良広『EU の知識 第 14 版』日本経済新聞社、2005年。

藤野幸雄『悲劇のアルメニア』新潮社、1991年。

〈和論文〉

川口マーン恵美「フランス VS トルコ 泥沼の『アルメニア虐殺論争』」『諸君！』第 39 巻 第 1 号、2007年 1 月。

- 河野健一「EU はボスポラス海峡を超えるか——トルコ加盟問題の考察」『県立長崎シーボルト大学 国際情報学部紀要』第6号、2005年。
- 瀬川博義「ジェノサイド条約からみたアルメニア人虐殺の評価—20世紀初のジェノサイド事例に関する研究—」『愛知産業大学紀要』第11号、2003年。
- 八谷まち子「EUの拡大と対トルコ政策——混迷の構図」『法政研究』第70巻1号、2003年
- 八谷まち子「トルコのEU加盟は実現するか」『国際政治「新しいヨーロッパ——拡大EUの諸相」』第142号、2005年。
- 松井真之介「フランスにおけるアルメニア人移民——その社会的成功をめぐって」『鶴山論叢』第2号、2002年。
- 松井真之介「忘れ去られたジェノサイドの認知——オスマン帝国によるアルメニア人ジェノサイドに関する三つの国際的認知をめぐって」『国際文化学』第14号、2006年。
- 松村高夫「アルメニア人虐殺1915～1916年」『三田学会雑誌』第94巻4号、2002年。
- 吉村貴之「ナルバンディアンの旅——19世紀後半のアルメニア民族運動におけるアルメニア人在外コミュニティの役割」『ロシア史研究』第67号、2000年10月。

〈洋書〉

- CDCA(Comité de Défense de la Cause Arménienne), éd., *L'actualité de Génocide des Arméniens*, Edipol, Créteil, 1999.
- Dastakian, A., Mouradian, C., *100 réponses sur le génocide des Arméniens*, Tournon, Paris, 2005.
- Govciyan, Alexis, *24 Avril – Reconnaissance par la France du Génocide Arménien de 1915*, Le Cherche Midi, Paris, 2003.
- Krikorian, Ara, *Dictionnaire de la Cause Arménienne*, Edipol, Créteil, 2002.
- Racine, Jean-Baptiste, *Le génocide des Arméniens – Origine et permanence du crime contre l'humanité*, Dalloz, Paris, 2006.
- Ternon, Yves, *Les Arméniens – Histoire d'un génocide*, Le Seuil, Paris, 1996.
- Tribunal Permanent des Peuples, *Le Crime de Silence – Le Génocide des Arméniens*, Flammarion, Paris, 1984.

〈洋雑誌〉

- Revue d'histoire de la Shoah: Le Monde Juif* « Ailleurs, hier, autrement: connaissance et reconnaissance du génocide des Arméniens », no. 177-178, janvier-août 2003, Centre de Documentation Juïve Contemporaine.

I 論文

〈洋論文〉

Cecchetti, Laurence, « *Le Rôle de la Diaspora Arméniens en France dans la Reconnaissance du Génocide Arménien 1965-2000* », mémoire de l'Institut d'Etudes Politiques, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille III, 2001.

II 講演

講演

欧州の活性化

—— EU地域の重要性とフランダースの実情——

1. 実施要領

講師 ベルナルド・カトリッセ（ベルギーフランドル交流センター館長）

日時 2009年12月11日（金）午後5時～6時30分

場所 大学院国際文化学研究科E棟4階大会議室

主催 異文化研究交流センター（IReC）

共催 文部科学省 大学院教育改革支援プログラム「文化情報リテラシーを駆使する専門家の養成」（<http://cil.cla.kobe-u.ac.jp/>）

協賛 ベルギーフランドル交流センター（<http://www.flanders.jp/>）

関西ベルギー研究会（<http://www40.atwiki.jp/kbek/>）

通訳 箱田徹（神戸大学大学院国際文化学研究科学術推進研究員）

講師略歴

ルーヴェン・カトリック大学卒（国際経済学）。1988～93年フランダース政府日本代表、1993年にベルギーフランドル交流センター館長に就任（現職）。甲南大学非常勤講師。

日本とヨーロッパの間の文化活動において先導的役割を担う団体の立ち上げやイベントの企画に数多く携わる。異文化交流に重きを置いた文化イベントの企画と制作を専門とする。

2. 講演

Energizing Europe

The Importance of the Regions and the Case of Flanders

Bernard Catrysse*

Ladies and gentlemen,

Thank you for this kind introduction. Allow me to start with elaborating a little bit more on my relationship with Europe and the EU.

Indeed, in front of you stands a real European in hart and in mind, by birth and by conviction. Being born and raised in Brussels, a stone throw away from the seat of the EU, Europe and the diversity of its cultures have been a very part of my daily life since childhood. I have seen Europe growing before my eyes and also – literally – in my backyard.

At the age of 18, I moved to Leuven, the old University City, some 25 km east from Brussels. There, I studied international economics and for the first time in my life, it made me understand thoroughly the tremendous benefits of the EU, the European zone, the internal market where people, goods and capital could move freely without any hindrance of borders. For the first time I could understand a little bit more about the enormous potential of the EU for Europe and its citizens.

Soon after my graduating, I moved to Japan. That was some 23 years ago. Yes, indeed I am 46 years old and I have already spent half of my life here in Japan. Soon, I will have been living longer here in Japan than I have ever lived in Belgium. But being even far away from Brussels, my genuine conviction of being a European hasn't faded. To the contrary, in my professional capacity, as a Representative of the Flanders Government in Japan and also as a Director of Flanders Center I became an even more committed European then I have ever been and in my work I have been acting accordingly.

As a director of the Flanders Center, I was a co-founder of the Osaka European Film Festival now some 16 years ago. Every since we have held this festival every year and by

* Director, Flanders Center (Osaka, Japan)

doing this it was my firm aim to help build a forum for the Japanese film lover to enjoy the richness of European cinema. Some 10 years ago we have also started the European Open Door Day, again a collaborative effort of all the European Cultural Centers in Osaka and this time to promote and enjoy the benefits of mastering several European languages. And then finally, some 5 years ago we started the Europe Japan Day, a cultural event to be held every year in May with the firm support of all the European Cultural centers in Kansai and with the aim of making Europe and its diverse cultures better known and appreciated.

Ladies and gentlemen, all along I do this and I keep on doing this because I believe very much that the most precious thing that Europe has on offer to Japan is the diversity of its cultures. Indeed, I believe very much in the benefits for Japan being exposed to the rich diversity of European cultures. I believe that there is a tremendous potential of inspiration and stimulation. And I am convinced that doing this effort to bring European culture to Japan keeps on challenging and triggering the hearts and the minds of the Japanese and enrich their life in many ways.

After this brief introduction about myself and my relation with Europe, allow me to get back to the original aim of this meeting here with all of you.

Introduction

Before I forget to say, I would like to take this opportunity to stress my gratitude. I feel it as a great honor to be able to address you here today at the Kobe University. I am very happy to speak to this crowd of young people. This meeting is the perfect occasion and also a very suitable forum to exchange ideas about the EU and the future of the European Union. That is indeed what I would like to talk to you about.

I would like to take this occasion especially to engage with you in a deeper discussion on the role and the importance of regions and sub-national entities. The EU is not just a collection of 27 member states; it is also an association of hundreds of local regions.

It is my view and many others with me, that the regions as entities of governance could or should complement or even in some instances replace states. The deeper involvement of regions is not a movement against states. It is a way for states to better respond to the challenges of globalization.

But before engaging in this very serious discussion, I would like to start telling you a little bit more about my country and its involvement in the EU. I would like to underline the immense importance of the EU, not only for all the participating member countries but especially for my own country Belgium.

II 講演

In a second stage I would like to brief you about the latest developments in the EU more especially the importance of the Lisbon Treaty in the decision-making process of the EU.

And lastly, I would like to elaborate on the importance of regions and sub-national entities and try to define with you where exactly they come in on the European decision making process. I especially would like to focus on the position of regions with legislative powers like Flanders and how these entities, through bodies like the Committee of Regions, can contribute to a more effective European Union.

Belgium and the EU

Coming back to the topic of my own country, ladies and gentlemen, one cannot think of nowadays Belgium without its European context of which it is a very part. Belgium and Europe belong to one another. Nowadays Belgium is firmly rooted in its European mission.

Back in 1957, Belgium was a founding member of the EEC, the then European Economic Community that later became the EU, the European Union. Ever since, Belgium has been a very committed and loyal member country of the EU. On top of that, Brussels, the capital city of Belgium, became the heart and the official seat of the EU. Moreover, the first president of the EU who has recently been appointed is the former prime Minister of Belgium, Mr. Herman Van Rompuy.

As you can see, ladies and gentlemen, Belgium is very narrowly connected to Europe. Belgium breaths European air in every thinkable way. As a smaller member country, Belgium has been recognizing in a very early stage the importance of working closely together with other European partners in order to create a scale effect and to better solve some bigger problems.

Apart from the economic aspirations, that certainly were very urgent in the period after WWII, there is the ever-growing need to tackle more and more issues effectively on a higher level. Issues like cross-border crime, terrorism, but also all issues related to the migration of people. There is the very precarious issue of the sustainable energy supply and there are of course the very urgent environmental problems and challenges that are related to the climate change. These very big issues made it even clear to us that a solution for these problems cannot only be found on a European level but also need a very strong coordination on a global level. The Climate top of Copenhagen is the very proof of this.

Over the years, the EU managed, in as far as possible, to fine-tune its decision making processes. Gradually it evolved to the world's most advanced form of supranational regionalism. It has managed to develop a model that incorporates political elements in a

deep economic integration. Still on many occasions the European citizen feels left alone and not being taken seriously. On those moments one could feel very much that there is still room for improvements in the internal as well as the external policies of the European Union.

Lisbon Treaty

Over the last years it was clear to many that the EU was facing a tough challenge because in the space of just a few years it had doubled its membership. At this moment the EU has 27 member countries. The EU therefore needed to continue to ensure that the decision-making in the EU is a smooth process.

This is why the Heads of State and Heads of Government of the EU Member States signed the Lisbon Treaty in December of 2007, and just a few weeks ago all the members have ratified this Treaty.

This was not an easy process, I can tell you. This law – or Treaty rather – needed to negotiate a tortuous path to reach the end-station. The EU went through a European Convention, a draft Constitution, two rejections in national referenda, then a draft Treaty and again a revised draft before it finally got signed. The good news however now is that it got signed and there is now, at least we believe so, an EU that is better equipped and possessing the right tools to improve its efficiency.

Indeed, for more than 40 new policy areas the EU will resort to qualified majority voting. In essence, this means that a single Member State will no longer be able to prevent action agreed by all remaining 26 countries.

Some of the innovations introduced by the Reform Treaty will also make the EU a stronger global actor. For one thing, there will be a new role for what we have called the High representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy. This High representative, the so-called Minister of Foreign Affairs of the EU, will be responsible for conducting the Union's common foreign and security policy. Recently, newly nominated Catherine Ashton has occupied this position. It finally 'puts a face' on the Union: a face that will be much easier to recognize for the Japanese Foreign Minister Okada than it is now.

Similar with the nomination of Herman Van Rompuy, the former Belgian prime Minister. The EU has now its own President. Here too, finally, a face has been put on the numero Uno of the European Council.

These are not cosmetic changes. In fact, these are necessary changes for an EU the membership of which has ballooned in just a few years.

Importance of the regions

In spite of the big Treaties like the Lisbon Treaty that I just talked to you about which certainly are a big improvement and an update on the functioning and the governance of the EU, one has to admit that the EU is still in need of more transparency, accountability, effectiveness and proximity of the European decision-making process. There is still a quite big democratic deficit. The very difficult path of rejection and revising that for instance the Treaty of Lisbon went through before it was finally accepted and voted is just a proof of that. Many Europeans still feel left out and not really properly taken into account when important decisions are made. They often refer to these kinds of decisions as ‘Brussels has decided that...’

The simple truth indeed is that EU is not just a collection of 27 member states; it is also an association of hundreds of local regions and entities. Regions can be found at all territorial levels some with administrative powers, others with legislative powers. Each of these regions has their own characteristics. Some even have their own language and culture. On the basis of their specific characteristics, these regions want a place within the European decision-making forums and wish to participate actively and directly in the European decision-making process.

Allow me to elaborate on the specifics of the Belgian political and institutional structure. As you may know, Belgium is a constitutional monarchy, a parliamentary democracy and a federalized country. Apart from a central Government, Belgium has three regions; Flanders (Dutch speaking), Wallonia (French speaking) and Brussels (Bi-lingual Capital Region). Each has their directly elected legislative bodies, which make them legislative sub national power entities. In fact, Belgium evolved to this kind of political structure as a reflection of its specific characteristics (language, culture etc.) and needs.

In fact, regions with legislative powers, like Flanders have good reasons to ask for more saying and a stronger voice. Due to their own legislative powers, which were granted to them by the Constitution, they are becoming an increasingly important actor in the European policy process. They are responsible for transposing EU directives into their own legislation and for implementing the EU policy in various policy sectors. This role results from a major development in the political and administrative organization of our democracies in the past decades. While regionalization and decentralization gained ground within the EU Member States, more and more responsibilities were transferred to the supra-national level.

In other words, European integration has been accompanied by “de-federalization”: the emergence of sub-national regional governance. Some will argue that we are witnessing a decline of the importance of states for many issues of governance, and that regions of all kinds are filling the gap.

The view that regions as entities of governance could or should complement or even replace states is shared by a growing number of scholars. Kenichi Ohmae argued in his book “The End of the Nation State” that regional economies are the new engines of prosperity while “traditional nation states have become unnatural, even impossible, business units in a global economy.” And Mark Leonard in “Why Europe will run the Twenty-first century” called for a “regional domino effect” that should lead to a world of interdependent regional clubs.

I myself believe that an announcement of the “death of the state” is exaggerated. In the foreseeable future, states will remain important centers of governance. But in an attempt to face the challenges of globalization, states can and at some point will have to turn to the world and to local regions to complement and even strengthen their power. Transparency, accountability, effectiveness and proximity of the European decision-making process new types of efficient European governance should be based on a democratic partnership between the different levels of governance in Europe, as they all have a responsibility in drafting, introducing and implementing policy measures. If the European Union is to keep abreast of how its citizens feel in an increasingly complex context, its decision-making will have to be in line with their daily lives. The regional policy level is an indispensable instrument for this. That is why regions should be given the opportunity to incorporate the expertise, which they gathered on the basis of local needs and traditions, into a European Union where all levels of governance shape the European policy. The international context increases the need for a Union, which can count on the full support of the European citizens.

As you might know, the Committee of the Regions (CoR) is the political assembly that provides the regional and local levels with a voice in EU policy development and EU legislation. This Committee is the only institution in Europe, which brings together the various sub-national entities of the different EU Member States. The regions with legislative powers are members of it and play a very active role here. These regions have always been in favor of reinforcing the Committee.

At present, the Committee has a mere advisory role. Nevertheless, it can bring issues to the notice of the institutions that have a certain impact within the EU, such as the

II 講演

Commission, the Council or the European Parliament. What really matters is to grant the Committee a larger role than that of a mere advisory body.

Local and regional authorities in the Member States implement around two-thirds of EU legislation. The Committee of the Regions was created in 1994 to give representatives of local government a say over the content of these laws. The CoR organizes five plenary sessions a year, where its 344 members vote on opinions issued in response to proposed legislation. The European Commission, which initiates EU laws, and the Council of Ministers, which determines the final content of the legislation (usually in tandem with the European Parliament), are obliged to consult the CoR on a wide range of policy areas including the environment, employment and transport. The Lisbon Treaty has strengthened the position of the Committee of the Regions further. In future, the European Parliament on all issues that are important for regions and municipalities must consult the Committee.

Conclusion

In conclusion I would like to say that in this world that is getting more and more complex, the European integration necessarily goes hand in hand with a de-federalization process, where, for the sake of transparency, accountability, effectiveness and proximity of the European decision-making process, more and more powers are given to the regions. In the case of legislative bodies like Flanders, or the German Länder, or Scotland, England and Wales, I would even say, 'should' be given to the regions. This doesn't mean that national level will vanish but I do mean that we will be witnessing a decline of the importance of traditional states for many issues of governance, and that for more and more issues, the regions will be the real engine and will be filling the gap. The future is thus more and more going to be a world of states AND regions.

3. 質疑応答

奥西（経済学研究科） ベルギーの事情はわかりにくいところがあると思うので、日本人研究者の観点から少し内容を補足したい。ベルギー人は「ヨーロッパを非常に意識する」という話があったが、これは「ベルギーのアイロニー」と呼ばれている。つまりベルギー人はベルギーという国家（nation）を意識する前にヨーロッパを意識するが、それ自体がベルギーという nation の特徴だと言える。またベルギーの地域（region）については、連

邦政府と地域政府が対等な中央政府を構成する点は、他国からは想像が非常に難しいがベルギーを理解する上では重要なので強調しておきたい。またお話にもあった、ヘルマン・ファン・ロンパウ（Herman Van Rompuy。日本語では「ファンロンパイ」の表記も）氏の役職が、日本では一般に、英語名（president）から EU「大統領」となってしまったのは誤解を招く。これは「欧州理事会議長」であることも再度確認しておきたい。さてカトリッセさんに質問だが、de-federalization（脱連邦化）という表現についてももう少しご意見を伺いたい。確かに EU 内にはベルギーなど地域が国家を代替できる国もあるが、例えばフランスでは考えられない。その点はどうか。

カトリッセ 確かにベルギーは脱連邦化がいわば極限まで進んでおり、EU 内でも世界でも稀なケースだ。この脱連邦化のプロセスは EU27 カ国でそれぞれ違った形をとっている。フランスはベルギーの対極で、パリにすべての権限を集中させる中央集権的な国家を維持している。今回の話ではスペインには触れなかったが、カタルーニャも脱連邦化が進んでいる。もちろんここにはその地域の経済力という問題も関わる。とにかく重要なのは、脱連邦化を地域、国家、超国家という 3 つのレベルの関係のあり方として考えることだ。EU 統合が進展するにつれて、この 3 者の中間、すなわち国家の役割が低下している。国家は超国家体としての EU に権限を移譲すると共に、地域にも権限を委譲しているからだ。

この現象は 17 世紀以降に成立した国民国家という概念自体の変化であるとも言える。先ほど触れたトランスペアレンシー（透明性）、アカウンタビリティ（説明責任）、近接性（政治的意思決定過程に対する住民の近さ）の観点からも、国家の役割の縮減を論じることができる。脱連邦化のペースは国によって異なるのが当然だが、連邦制の観点からすると、ベルギーで言えば地域政府が直接 EU に働きかけるプロセスが必要だ。フランスはまた独自のやり方があるだろう。ここで大きな役割を果たすのは、今日お話した EU 地域委員会だ。立法権限を持つ地域には委員会内で相応の発言権を与えるべきであり、委員会を通して各地域が EU に意見を反映させる仕組みがなければならない。確かにリスボン条約で EU 地域委員会の権限は強化されたが、まだ不十分ではないかと私は考えている。

正躰（京都産業大学） 脱連邦化という表現で先ほどおっしゃったことは興味深い。というのは一般にそうした脱中央集権化と分権化のプロセスは「連邦化」（federalization）と呼ばれるからだ。まったく同じことをベルギーの文脈では逆の表現で論じるのはベルギーらしい。リスボン条約によって地域委員会の諮問範囲が増えたり、権限強化が図られたりしたというお話があったが、実際のところ地域委員会の構成メンバーは非常に多様だ。ベルギーのように立法権限を持ったメンバーも参加しているし、市町村が参加するだけのところもある。この夏に地域委員会でインタビューを行ったところ、ベルギーやスペインの地域のような実際に強力な権限を持つ主体は、委員会内でも発言権は強いのだが、そうしたところとローカルなレベルの主体との間にかなり温度差があることがわかった。これは

II 講演

もちろん権限の差が影響しているだろう。例えばベルギーの地域は地域委員会のチャンネルを使わなくても意見表明ができる。これはドイツのラント（州）でも同じことだ。つまり地域委員会の役割強化の旗振り役だったこうした権限のある地域主体ほど、委員会以外のチャンネルを使うことができる状況が生まれている。

こうした地域委員会の構成メンバーの多様性や内部での温度差を踏まえた上で、地域委員会は今後どのようなようになっていくべきだと考えるか。また民主主義の赤字（Democracy deficit）というお話があったが、その解消を図るために地域委員会や EU 理事会を強化するという議論がリスボン条約で行われた。その観点と今日の話は非常に結びついている。この問題と欧州議会の権限強化をセットにする議論がよく行われるが、地域委員会の視点を出すことは珍しい。その意味でもカトリッセさんのお話は大変興味深いものだ。

カトリッセ 地域委員会の役割の自己定義は非常に難しい問題だ。参加する 340 のメンバーがそれぞれ考えるべきことだ。政治的な問題なので、現実的な処方箋を提案するのは難しいが、私としては地域委員会が一番末端のレベルの意見をきちんと反映するような形で変わっていくべきだと考える。

参加者 サミットなどの政治的な場所で EU 理事会常任議長は今後同席するのか、それとも将来的には EU は国単位では代表を送らなくなり、常任議長だけが出席することになるのか。

カトリッセ 将来的には可能だし、オブザーバーとしてではなく実質的な権限を備えた形で参加する方が望ましいだろう。

石川（国際文化学研究所） カトリッセさんのお話は、私のフィールドであるチェコの作家ミラン・クンデラのエピソードを思い出させる。彼はかつてヨーロッパとは最小空間における最大の多様性だと言っていた。さてクンデラは 1967 年にフランドルの劇作家と会った際、かれらが母語であるオランダ語よりも英語を重視していることに驚き、自分たちの言語と文化の衰退につながることを懸念していた。EU 全体からすれば複数の言語を使いこなす人はもちろん少数派だが、反面でグローバル化によって英語を使う場面が増えている。この点についてご意見をお聞きしたい。もうひとつはカトリッセさんのように日本で暮らしている期間が長いヨーロッパ人にとって、特に多様性という視点から、日本社会はどう映るのだろうか。

カトリッセ 私はフランドルの人間で母語はオランダ語だ。自分の国で自分の言葉が話せることは非常に重要だと考える。当たり前聞こえるかもしれないが、ベルギーに関して言えばそうでない部分がある。歴史的に言えば公用語がフランス語だった時代もあるし、

大学のフランデレン化運動や言語法の制定といった流れもあった。ベルギーはこの数十年間、統一的な国家から脱連邦的な国家へと次第に変容しつつあるが、その中で地域言語主義の採用を通して行政・教育言語が確定されていくプロセスがあった。こうした経緯からすれば自分の土地で自分の言葉が話すことができる状況がベルギーに存在することはとても重要だと感じざるを得ない。

私は人生の半分をヨーロッパの「中心」で過ごしてきた。ラテン、アングロサクソン、ゲルマンという 3 つの文化の交差点であり、精神的にもヨーロッパ的な多様性に対してオープンに接することができる土地だ。歴史的に見ると、ベルギーは大国の干渉や支配を何度も受けているが、そのせいでかえって異文化に対してフレキシブルになった面がある。したがってベルギーの文化的なアイデンティティのあり方はベルギー的と同時にヨーロッパ的だということができるだろう。おそらくベルギーでアンケートをやっても間違いなくそうした結果となるはずだ。この議論はワロン地域にも当てはまる。言語は文化の核となるものであり、母語による自己表現が制限されることは、自らのあり方に制限が加えられるようなものだ。EU は文化の多様性をこれまでも保障してきたし、これからも保障すべきである。それは英語だけを話すことを強いられることもなく、自分たちの言語で生活できる状況があるということだ。フランドルというのは確かに小さな地域だが、将来的にオランダ語を捨てて英語を選択するという事はないだろう。日本人にはちょっと想像し難いところがあるかもしれないが、もし母語を捨てることがあるとすれば、自分が自分でなくなってしまうような感覚を得ることになると思う。

日本をどう思うかという質問には、まず個人的な例を出してお答えしたい。妻は日本人で私は国際結婚をしている。2 人子どもがいるが、非日本人の父親が子育てをするのは難しい。自分のアイデンティティや自分の出自をどのように子供に伝えるのかには、それが義務であるとはいえ色々悩ましい。子どもは生まれとしては日本人だが、非日本人の部分は確かにある。他にも仕事と家庭のバランスや、子供と接するときの言葉の問題など様々なことを考えさせられた。私の場合は、子どもたちをどの学校に行かせるかという問題に、日本に来てから比較的早い段階で直面した。私はインターナショナル・スクール、妻は日本の学校と意見が別れたが、話し合っただけで日本の学校に入れることにした。その後子どもが中高生になったときにヨーロッパの学校に留学させたりもしたが、子ども自身は最終的に日本の学校に行くことを自ら選んだ。これは国際結婚で最も難しい問題の一つだろう。しかし自分の経験から言えば、親は選択肢を提出する以上のことはできない。判断するのはやはり子どもなのだ。

さて巨視的な観点から日本について述べると、私が住み始めた 1980 年代終わりにはバブル経済がまだ続いていた。確かに活気はあったが、他方で強い不自然さを感じた。大学で経済を勉強していたこともあって、株や投資の知識もない人々が株を売り買いする状況に明らかにおかしいと思ったし、こうしたギャンブルのような状況は長く続くわけではないと感じた。1990 年代について言えば、経済面の不振が続くと同時に、湾岸戦争時の対応に

II 講演

見られるように、日本は国際社会の中での位置をうまく定めることができていなかったという印象を受けた。つまり国内的には自信があるように見えても、対外的には自信なさげに映った。これは今もそうだと思う。日本はもっと自信をつけても良いはずだ。文化的にも歴史的にも大国であることを考えればその点では残念だ。

だが私はこの国に住み続けることができるととても幸運だと感じている。新しいものと昔からのものとのバランスが取れていることは素晴らしい。ただやはり国際的なレベルで言えば、経済力に見合った地位を占めているようには思えないのも事実だ。今日の話のテーマに引きつけて言えば、日本の中での地域の役割を活性化させることは大切だと思う。月に数回東京に出張するとそのことをとても感じる。もちろん日本人が考えることだが、日本でも「脱連邦化」を議論してもよい時期なのではないか。

講演

ヨーロッパ統合の深層

——政治・宗教・文化——

1. 実施要領

講師 ジル・フェラギュ（西パリ大学ナンテール／ラ・デファンス准教授）

日時 2010年1月25日（月）午後5時～7時

場所 大学院国際文化学研究科A棟4階中会議室

主催 異文化研究交流センター（IReC）

通訳 箱田徹（神戸大学大学院国際文化学研究科学術推進研究員）

講師略歴

1970年生まれ。西パリ大学ナンテール／ラ・デファンス（パリ第10大学）准教授。

専門はフランスとイタリアを中心とするヨーロッパ国際関係史。19紀末から第一次世界大戦前にかけてのフランス・イタリア外交史研究で博士号（パリ第10大学）を取得。近著に *Le XXe siècle : 1914-2001* (Hachette Supérieur, 2009) (Françoise Berger との共著)、共編著に *Acteurs diplomatiques et ordre international, XVIIIe-XIXe siècle* (Paris: Editions Kimé, 2007)がある。

2. 講演

Roots and values in the European being

Gilles Ferragu*

Introduction

Questions or facts: what is a European citizen? Is it a question of race, culture, religion...?

The Turkish dilemma

The discussions, in France, Italy or Germany, in fact in all the European countries and public opinions, about Turkey's application for membership of the EU are acute/sharp. The religious and cultural dimensions of the debate are of course predominant... a strange situation, for a state which claims his secular tendencies and traditions since 1924 and Atatürk. Turkey first submitted an application for membership of the EU back in the 1960s, but it was not until December 2004 that the EU Council made Turkey an official "candidate" by voting to begin formal accession negotiations. A long period, unusually long for the seventeenth power of the world...

And yet, for Europeans, the Turkish problem is a sharp one: hidden behind this candidacy (and his demographic danger), there is the question of the European borders and identity ... and specifically the Christian roots. Is the Turkey a "European" country? There is a bunch of books, speeches, media coverage of the subject and they all ask the same question: is there any European culture, shared by 492 millions of Europeans and 27 states?

Of course, we all know why EU has been created, and what the background of the European integration was. The wars of the Twentieth century have favoured the idea of a union between European states, in order to guarantee peace in the continent, and also the power and the democracy. After the Second World War, it appeared to every government

* Maître de Conférences, Université Paris Ouest Nanterre La Défense

victorious or defeated, that only conciliation between old enemies could preserve peace. So, a group of countries fostered by the United States, finally unit themselves in a sort of confederation to become the European Union. That building is the conclusion of a European dream... only the conclusion. But it makes us wonder to know the real task dedicated to the European Union, and what kind of identity the European citizen can proclaim.

Being European: a political culture?

The concept of European identity: the 1973 declaration

A first part of the answer has been expressed at the Copenhagen European Summit in December 1973, when the Heads of State or Government of the nine Member States of the enlarged European Community affirmed their determination to introduce the concept of European identity into their common foreign relations. The declaration was to achieve a better definition of the relations of Europeans with other countries and the place which they occupy in world affairs. The nine have decided to define the European Identity with the dynamic nature of European unification. This declaration must be mentioned here, because it will inspire my line of argument.

It begins by referring to the European history: *“The European States might have been pushed towards disunity by their history and by selfishly defending misjudged interests. But they have overcome their past enmities and have decided that unity is a basic European necessity to ensure the survival of the civilization which they share.”*

This quotation is significant of the influence of the long story of the subcontinent, and the Nine are aware of that influence.

Secondly, the declaration distinguishes between national cultures and a hypothetical European culture/identity (a strange kind of cultural subsidiarity?) and underlines the diversity of cultures within the framework of a common European civilization. It underlines too the attachment to common values and principles, the convergence of attitudes to life, the awareness of having specific interests in common... all of these characteristics are making up the European identity.

This identity / common culture is based on a determination to build a society which measures up to the needs of the individual, to defend the principles of representative democracy, of the rule of law, of social justice – conceived as the ultimate goal of economic progress – and of respect for human rights. All of these are fundamental elements of the

II 講演

European Identity, or maybe, one of the deepest aspirations of European citizens (even if the European citizenship appears only in 1995, with the Maastricht treaty). And it is obviously the definition of democracy, that Alexis de Tocqueville or the Enlightenment philosophers could have written.

So back to the European history, in order to understand how that political identity has been formed and how it became a real political culture. I will present a rapid history of the European idea, and show the various models and ways of a European unity. If there is something common to all citizens, maybe it is a common history and a political agreement about the best way to build union.

The origins of the European idea: from autocracy to democracy

First question: is there a political culture Europe? I would say, that our story encourages us to democracy, after a long time of hesitancy between two political models

The European idea is an old one, maybe an ancient one: the myth of Europe, told by the Greek poet Hesiod dates from the Greek antiquity. According to the legend, Europe was a Phoenician princess (Phoenicia was on the Aegean coasts of the present Turkey) seduced by Zeus, king of the Olympus gods. The god, disguised himself in a Taurus, carried the princess of and installed her in a Greek island (End of the story: the result of that strange union between a Taurus and a woman is a monster called the Minotaur ... maybe a first allusion to the Turkish difficulties to integrate European Union?).

This is the first occurrence of the name "Europe" in the occidental culture. We can notice that Turkey figures a border, a barbarian territory, excluded from civilization. In fact, during the Antiquity, the name Europe designate the countries of the north of Mediterranean Sea...we also could notice that it characterises territories, and not a political entity.

The idea of Europe as a political entity is a bit more recent and dates from the Second century of our era: the Roman Empire is maybe the first European political structure, covering the whole of the Mediterranean basin. It is the time of the *pax romana*, and during that time, a specific culture is raising within the Roman Empire, based on Greek philosophy and Jewish religion: the Christianity. This new religion, born in Palestine – a part of the Roman Empire – will conquer the entire subcontinent, even the north of the African continent in 300 years. Christianity will rapidly establish itself as an administration, first religious, then, civilian, a sort of bureaucracy. And when, at the Fifth century, the barbaric invasions are destructing the political structure of the Roman Empire... the religion

remains, and for two or three dark centuries, the Church – will be the only power able to preserve a culture, a bunch of laws and a tradition inherited from the Roman Empire and given – as a political gift – to the barbaric kingdoms.

In the year 800, Charlemagne becomes, with the help of Church, the new emperor of occidental Europe: exactly, the *Pater europae* (founding father of Europe)... He is the first to receive papa coronation as Emperor of the Roman. The Carolingian empire, during the Eighth century, is, moreover, an attempt to revive the Roman Empire: a successful attempt. His reign will be short, but founder and remains in the memory of the Europeans as a second attempt of territorial and political unity, based on a political model – the empire – and a religious model – the Christianity.

So **the imperial model is defined**: for centuries, it will be the only kind of political structure at European scale. During the middle and the modern ages, the Holy Roman Empire – supported by the Church and the Holly See – embodied the only way to unify Europeans.

But in the Sixteenth century, the dream, made by the emperor Charles the Fifth, to unify under his own rule the entire continent – and recreate a “roman like” empire – comes up against a lot of new obstacles:

- The division / schism between Catholics and Protestants is ruining the religious unity and the power of the Church
- The division between French monarchy and German empire is ruining the possibility of a whole European empire

It is a crisis: a political crisis, a religious crisis, and the European idea is sinking, except when a Turkish invader tries to conquer territories in the subcontinent. A fact we can underline. In the modern ages, as in the medieval ages, the only way to unite Europeans and stop internal wars is the call for crusade against Muslims (called “God peace”)... The numerous battles and wars between Europeans and Ottomans – from Turkish Empire – defined, again and again, the borders of Christendom... which are, from now on, the borders of Europe!

But let’s come back to the political question. The possibility of a real European empire, straighten by catholic faith is over: the other way to build Europe is the maintaining of peace. In fact, that is also an inheritance of the ancient “pax romana,” the roman peace.

But from the Seventeenth century, the theoreticians of a European unification are searching a new political and philosophical model, able to preserve the balance of powers, religions. Within those intellectuals, the lawyer Johannes Althusius (1557-1638) is the

II 講演

inventor of the principle of subsidiarity, the heart of the federal link. The principle of a European federation becomes – slightly – apparent. In the same way, in 1693, William Penn facing the devastation of war in Europe, is calling for a European parliament, to prevent further war, without defining how such an institution would fit in to the political reality of Europe at the time (we could notice that the European idea is more enduring in war times than in peace times). In 1713, a priest, Charles de Saint Pierre, proposed the creation of a European league of 18 sovereign states, with common treasury, no borders and an economic union. A project taken up by the philosophers of the Enlightenment: Montesquieu, the great French philosopher and Immanuel Kant in 1795, with his proposal for an “eternal peace congress”. **Europe became a utopia...**

The federative solution needs however some practical enforcement! And yet there is another political model, far away: the American model. In 1787, the creation of the United States of America, after the American war of independence offers proof that a democratic government is possible. The vision of a United States of Europe similar to the United States of America was shared by a few prominent Europeans, notably Lafayette (the “two worlds hero”) and Thaddeus Kosciusko.

But the empire – the imperial model – will strike back during the Napoleonic era and the French emperor, Napoleon 1st, introduced himself as the successor of Charlemagne and the Carolingian empire... The roman model, again and again, which survive up to now... As the Italian philosopher Carlo Cattaneo said: *“The ocean is rough and whirling, and the currents go to two possible endings: the autocrat, or the United States of Europe.”* Indeed, we will see the third Reich and the Nazi dream – rather a nightmare – as the ultimate attempt to impose the imperial model in Europe. **The bloodily failure of the imperial model in 1815 and 1945 is a part of the political culture of the Europeans, a dark one.**

The result – after centuries of conflicts – is that the federalist model wins... In the Nineteenth century, philosophers and politicians are all in favor of such solution. Moreover, we could consider that the Vienna congress – in 1815, which concludes the Napoleonic wars – is an attempt of a European cooperation between the powers: the so called “concert of nations” is organizing, in Europe, the first congress of all powers, to discuss of political and economical matters.

Europe as a political matter

The first Nineteenth century is rich in theoreticians of a European structure. Europe is becoming a political object, discussed in parliaments, in the academies, in the newspapers. The modernization of the political life, the development of the constitutions in the

European countries during the revolutionary wave of 1848 – the year of “the spring of the peoples” – all those new political phenomenon favored the politicization of the Europeans... and a peaceful Europe, after the Napoleonic wars, is a good goal for political debates.

The best example takes place in 1849 by the French poet and politician – maybe the fact that he was in the same time a poet and a politician, is an explanation – Victor Hugo, who is calling for 'United States of Europe' during a speech at the International Peace Congress, organised by Mazzini, held in Paris in 1849. Hugo favoured the creation of “*a supreme, sovereign senate, which will be to Europe what parliament, is to England*” and said “*A day will come when all nations on our continent will form a European brotherhood... A day will come when we shall see... the United States of America and the United States of Europe face to face, reaching out for each other across the seas.*”

But as a political project, The united states of Europe are also discussed, claimed by the new political forces : the anarchist M. Bakunin, father of anarchism, just said in 1867, during the 1st congress of the League of Peace and Freedom, “*That in order to achieve the triumph of liberty, justice and peace in the international relations of Europe, and to render civil war impossible among the various peoples which make up the European family, only a single course lies open: to constitute the United States of Europe*”. I wonder know what is the united states of Europe for an anarchist? In contrast Trotsky in 1923 raised the slogan “for a Soviet United States of Europe”, the dream of a communist Europe.

The Twentieth century: the era of the activists

The European project will, however, benefit of the war, the first one, the great one: the catastrophe of the Great War offers the proof, for a lot of Europeans intellectuals, that Europe must be more than a political utopia, a banality for the speeches of congresses. Paul Valéry, a major French thinker, says, for example: “*We later civilizations ... we too know that we are mortal.*” (“Crisis of the mind,” 1919).

In the same text, he gives us a fine summary of the European mind after that war : “*And in the same disorder of mind, at the summons of the same anguish, all cultivated Europe underwent the rapid revival of her innumerable ways of thought: dogmas, philosophies, heterogeneous ideals; the three hundred ways of explaining the World, the thousand and one versions of Christianity, the two dozen kinds of positivism; the whole spectrum of intellectual light spread out its incompatible colours, illuminating with a strange and contradictory glow the death agony of the European soul. While inventors were feverishly searching their imaginations and the annals of former wars for the means of doing away with barbed wire, of outwitting submarines or paralyzing the flight of*

II 講演

airplanes, her soul was intoning at the same time all the incantations it ever knew, and giving serious consideration to the most bizarre prophecies; she sought refuge, guidance, consolation throughout the whole register of her memories, past acts, and ancestral attitudes. Such are the known effects of anxiety, the disordered behaviour of mind fleeing from reality to nightmare and from nightmare back to reality, terrified, like a rat caught in a trap..."

In a second letter, Valéry summarized the fears of all the Europeans: *"But can the European Mind – or at least its most precious content – be totally diffused? Must such phenomena as democracy, the exploitation of the globe, and the general spread of technology, all of which presage a deminutio capitis (loss of influence) for Europe...must these be taken as absolute decisions of fate? Or have we some freedom against this threatening conspiracy of things?"*

The Versailles Treaty of 1919 and the League of Nations is a first, imperfect, attempt to raise a European parliament: a place of discussion, with an international court of justice (visionary too and still active). The reasons of its failure are well known, but we must underline the great hope led by that achievement.

So the Twentieth century is the century of the campaigners, activists of the European cause. Men and women: from 1918, Louise Weiss, a French intellectual, publish a European review, "New Europe" to promote peace among enemies of yesterday, in the name of the European idea. One of the most ambitious campaigners is the Austrian count Coudenhove-Kalergi, father of the Pan-Europa movement in 1922. He wants to promote the Franco-German conciliation by the creation – 1st step – of a Franco-German authority for metallurgical industry, and then, a customs union, and, finally, a common parliament, a common citizenship, a military alliance and common money...

This visionary project is maybe too ambitious for that time, so it is a failure. But the political authorities are taking hold of the idea, as a response to the decline of the European power. In 1930, the French prime minister, Aristide Briand presents a European memorandum to the League of nations, about the organization of a system of European Federal Union... a visionary memorandum, which put the emphasis on the economical links. The same projects are also developed by major European politicians as Edouard Herriot (1931), Arthur Salter (1933), Josef Pilsudski or Gustav Stresemann. And if the Briand project is still a utopian vision, it became the utopia of a statesman: a good omen. With various name (United States, Mitteleuropa...), Europe as a political, democratic structure raised by economical bonds becomes a main topic in the post war Europe.

Even during the Second World War, the European project is the subject of discussions, within the Axis forces and within the Allied forces... except that for the Nazis, it is more a pattern of propaganda than a real conviction. On two occasions (1940 and 1943), the Reich

is planning a European confederation, a “European economic community”, with a customs union and fixed internal exchange rates... and Berlin as political head. The proposition concerns all the invaded countries and the axis powers... and has found followers even in defeated France... Europe may be an illusion too, but a dangerous one.

On the other side of the hill, in the Resistance, there is also a European project, developed in France, Italy, and United Kingdom...

We, yet, could notice, in the Free French Movement, leaded by Charles de Gaulle, the influence of one of the future founding fathers of EU, Jean Monnet. In 1941, a great French politician, Léon Blum, publish – in hiding – *At human scale*, some thoughts on European integration as a peace factor. In the same time, in Italy, in 1941, the Ventotene Manifesto (the name come from the island of Ventotene), written by Altiero Spinelli and Ernesto Rossi will inspire the foundation, in Milan, in august 1943, of the European Federal Movement (MFE). Italian Resistance fighter are convinced that *“if a post war order is established in which each State retains its complete national sovereignty, the basis for a Third World War would still exist even after the Nazi attempt to establish the domination of the German race in Europe has been frustrated.”*

In London, the Polish government-in-exile proposed the idea of Central European union. The talks with Czechoslovakia were already quite advanced, but negotiations died a natural death once Czechs decided to rely more on Soviet Union promises. Also in England, in 1942, Winston Churchill, write a memorandum about United states of Europe, an idea picked up again in September 1946 in Zurich, where the great prime minister will call for a symbolic “European family”... And in 1944, the forces of the Resistance of the whole continent are meeting at Geneva (Switzerland) to prepare a common declaration on the subject.

The second part of the Twentieth century is the time of the founding fathers: the political values of EU are already defined. The time of the construction is coming. From 1945, we could say that the genetic code of Europe is ready, and that it is a democratic one: as the Copenhagen summit said, the identity of EU is a set of values, built by a long history, and centuries of disasters and wars. In the same way, the French historian Pierre Nora noticed, in an article dedicated on the memory places of EU, that *“the idea of a European decline, the WW and the struggle against authoritarianism are the real matrix of European identity.”*

The question of the Christian roots

This question is far more difficult: there is not a consensus between Europeans about this subject. In a first time, I will use history, not to answer, but to propose a point of view.

The Christian roots are there really an historical question?

We have seen that Church has played a role in the birth of the European idea, and, until the Nineteenth century, Europe, as a territory, is linked with Christendom. From the Christianization of the Roman Empire, under the reign of Emperor Constantine (321) to the destruction of the Holy Roman Empire by Napoleon in 1803, the religion plays a major role in the European institutions, preserving the legal heritage of the Roman Empire, inspiring humanism and guaranteeing royal authority with rituals (the absolute monarchy, later theorized by Bodin and Hobbes). The international laws are born in an ecclesiastical framework, with the Spanish school of international law (Vitoria, Suarez...). Even when Europeans are split into Catholic and Protestant, and suffered religion wars, the conscience of being citizens of Christendom, confronted to the Ottoman Empire (Turkey at present) is real. In fact, the religious question inspired – with the Westphalia treaty of 1648 – the first attempt to create a European community of states. As the German author Goethe said once, *“Europe was born in a pilgrimage, and Christianity is its mother language.”* Undeniably, Christian roots are a historical reality... but not the only one, and the European civilization has much more roots.

On this last point, the European (or not) historians are all agree. For the great historian Paul Veyne, specialist of the Roman Empire, the present Europe is democratic, secular, liberal, in favour of feminism, sexual freedom, socialism... some values which are far away from Catholicism... The Christian ethics is a forgotten legacy, and maybe the other roots of Europe could be the philosophy of Kant and Spinoza, the Enlightenment and the French Revolution... If there are Christian roots, it is among a lot of other sources: in the story of a civilization, religion is a consideration among powers, institutions, traditions and its influence on the European way of life is limited.

The historian and Israeli diplomat Eli Barnavi is also convinced that Christian roots are a reality, that Christianity is one of the bedrocks of Europe... not the only one. And in an interview (January 2006), he also noticed that the fact that Europe has Christian roots doesn't mean that Europe must remain Christian...

From another point of view, the expression “Christian roots” could refer to the political background of the Founding fathers. We notice that a lot of European project, developed by

campaigners as Coudenhove Kalergi, are based on a Christian vision of Europe, as Christendom (as it is claimed during the first Pan-European congress, held in Vienna in 1926). More important, the founding fathers of EU – Alcide de Gasperi, Robert Schumann, Conrad Adenauer, Paul van Zeeland... – belong to the Christian democrat party... and their political opponents call them – and their projects – the “pontifical Europe”. Robert Schumann, French foreign minister and the father of the CECA, said, for example: “*All the European countries have been moulded by the Christian civilization: this is the soul of Europe we have to revive... the Gospel is the matrix of the culture and institutions in Europe.*”

We should also notice the role of the Holy See, from the end of the Nineteenth century and the encyclicals *Inter sollicitudinis*, *Rerum Novarum*, which recognized some political and social aspects of modernity. More relevant, the international strategy of the Holy See at the end of 2nd WW consists in defending systematically the Christian civilization against communism. The Church accepts the federal idea for Europe. And in 1948, pope Pie XII sent a representative off to the European Congress of La Haye (Den Haag): the members of the Catholic Church keep up the project of European integration for economical, political and military reasons. For Pie XII, the danger is the growing expansion of communism. The Christian Democrats are also convinced that only a united Europe, supported by America, could resist to the soviet ambitions.

Even the symbol of EU refers to religion and Christian roots: the flag, blue with a golden crown of 12 stars, created in 1986, could refer to an element of the Christian symbolic, the crown of the Blessed Virgin, and the blue colour could also refer to the colour of the coat of the same Blessed Virgin... a slight sign of the Democrat-Christian origin of the founding fathers. And in the late 60's, the Council of Europe had to find a European day... among the 3 propositions, there was the Saint Benedict Day (11th of July) because Benedict had been nominated by the pope Pie XI as “father and patron saint” of Europe.

Is it a political question?

All these facts are important, in the debates, and the drafting of *the Constitutional Treaty of the European Union*. It shows that the real question is not an historical one: probably it is a political question, raised during the debates about *the Constitutional Treaty* in 2004.

On 15 December 2001, the European Council, meeting in Laeken, decided to convoke a Convention on the Future of Europe, which decided in turn to draft a constitutional treaty. After undergoing some amendments following the Intergovernmental Conference (IGC), the Treaty establishing a Constitution for Europe was adopted by the European Council in Rome on 29 October 2004.

II 講演

But one of the most discussed texts was the preamble. In 2003, the drafting of the preamble of the Constitutional project provoked very sharp discussions in Europe. The problem was to claim, or not, Christian roots in that preamble.

Why not?

The opponents are hostile to a mention that shows an influence and can drive the European Union to a close relation with Church... The accusation of “clericalism” – the political power exerted by Church – has been evoked. My theory is that the preamble is not the very heart of the problem... because the same discussion has occurred for the first time in the drafting of the preamble of *the Charter of Fundamental Rights of the European Union* (Nice, 7 December 2000), and the solution, adopted by the commission, was a very neutral formulation :

Conscious of its spiritual and moral heritage, the Union is founded on the indivisible, universal values of human dignity, freedom, equality and solidarity; it is based on the principles of democracy and the rule of law.

So the problem is elsewhere, probably in a re-emergent anticlericalism. Because the project of Constitution concerns a major aspect of the Union: the separation between religious and political fields. This is the really problem, hidden behind the question of the Christian roots. For the opponents and for the Church itself, the article 1-51, paragraph 3, the status of the Churches can lead to collaboration, even a form of influence of the Church in the European affairs (and legislation)

Recognising their identity and their specific contribution, the Union shall maintain an open, transparent and regular dialogue with these churches and organizations.

That paragraph had been probably misinterpreted in June 2002 by the COMECE (Commission of the episcopacies of the European Union) as an agreement, a promise of cooperation between the European commission and the COMECE. An interpretation taken up again by Pope John Paul II in *Ecclesia in Europa* (2003)

In carrying out their functions the various national and European institutions should act in the awareness that their juridical systems will be fully respectful of democracy, if they provide for forms of “healthy cooperation” with Churches and religious organizations.

For the opponents, in the tradition of Spinoza, the European Union has to preserve its neutrality towards the spiritual convictions and involvements. This neutrality is a guarantee of religious freedom. In this discussion, the comparison with the specific status of the Holy See at the UNO, a status denounced and criticized by some countries, played a

sharp role. And the claim, from the Holy See, to be involved in the elaboration of the European law, is – at least – clumsy, and questionable.

So why?

For the supporters of Christian roots, it was originally the recognizing of a major, predominant influence on history, culture and habits. John Paul II – a “son of Poland” as he used to introduce him – and Benedict XVI – a “son of Germany” as he introduced him later – are two deep supporters of European Union.

In his apostolic exhortation *Ecclesia in Europa* (2003), one of the major pontifical texts about Europe, pope John Paul II talk about a “spiritual vocation” of Europe:

There can be no doubt that the Christian faith belongs, in a radical and decisive way, to the foundations of European culture. Christianity in fact has shaped Europe, impressing upon it certain basic values. Modern Europe itself, which has given the democratic ideal and human rights to the world, draws its values from its Christian heritage. More than a geographical area, Europe can be described as “a primarily cultural and historical concept, which denotes a reality born as a continent thanks also to the unifying force of Christianity, which has been capable of integrating peoples and cultures among themselves, and which is intimately linked to the whole of European culture.

This claim accompany a real European program: after noticing that with the enlargement of Europe, the European union seems to suffer from a profound crisis of values, John Paul II suggest to give new impetus to Europe’s history, by putting into practice the ecclesiastical principles of subsidiarity and solidarity. But for that result,

Europe must “recognize and reclaim with creative fidelity those fundamental values, acquired through a decisive contribution of Christianity, which can be summarized in the affirmation of the transcendent dignity of the human person, the value of reason, freedom, democracy, the constitutional state and the distinction between political life and religion.”

And as a conclusion for this real European prayer, John Paul II gives his own vision of the European Union, a spiritual and political vision:

In the process of the continent’s integration, it is of capital importance to remember that the union will lack substance if it is reduced to its merely geographic and economic dimensions; rather, it must consist above all in an agreement about the values which must find expression in its law and in its life.

(And also : *This dialogue should aim at building a Europe seen as a community of peoples and individuals, a community joined together in hope, not exclusively subject to the law of the*

II 講演

marketplace but resolutely determined to safeguard the dignity of the human person also in social and economic relations.)

This is a direct reference to an old text written some months before the Maastricht Treaty (1992) that shows us that the Holy See feels itself constantly involved in the European integration, despite the fact it is not a part of the European Union.

In a Europe which is proceeding towards political unity can we accept that the very Church of Christ is a factor of division and discord? (Homily at the Ecumenical Celebration for the First Special Assembly for Europe of the Synod of Bishops, 7 December 1991.)

In the debate, the Holy See has increased the number of speeches, rituals, books to defend the claiming of Christian roots. A real political campaign... The campaign started in 2001, with a common declaration, in Athens in May 2001, at the Areopagus from Pope John Paul II and Christodoulos, Archbishop of Athens and All Greece. A common declaration of the orthodox and catholic authorities is a rare event, supposed to strike the public opinion of Europe.

We rejoice at the success and progress of the European Union. The union of the European world in one civil entity, without her people losing their national self-awareness, traditions and identity, has been the vision of its pioneers. However, the emerging tendency to transform certain European countries into secular states without any reference to religion constitutes a retraction and a denial of their spiritual legacy. We are called to intensify our efforts so that the unification of Europe may be accomplished. We shall do everything in our power, so that the Christian roots of Europe and its Christian soul may be preserved inviolate.

In the same way, a symposium on the occasion of the 40th anniversary of *Pacem in Terris*, one of the major papers of the 2nd council of the Vatican organised by the Spanish Episcopal Conference was held in Madrid on the 20th of November 2003. Peace, human rights, and European identity were some of the main themes of the congress. Cardinal Paul Poupard spoke about the Christian Roots of Europe, and explained why the future European Constitution should make explicit reference to these roots. *"I do not believe in the future of a Europe that abandons Christ and tries to go it alone."* A strong position!

Among a lot of speeches referring to Christian roots, I will present you some of them : For example, a letter to cardinal Schönborn, archbishop of Vienna, on the occasion of the day of Central European Catholics in 2003, where John Paul II said :

The common journey towards the future will be all the easier once Europeans remember their Christian roots and in them find the parameters for their social and political action. Europe urgently needs to recover its Christian identity and live it anew; only then will it be able to communicate to

the world the values on which peace among peoples, social justice and international solidarity are founded.

The reference to Christian Democrat at first, then to a Christian identity – a word which is stronger than “roots”, and a bit exclusive, is interesting for us. It shows the way the Holy See interpret the challenges of the Christian roots, even the proper notion of “roots”. We could also quote the Angelus, for example the Angelus of October 2003:

For her part, the Catholic Church is convinced that the Gospel of Christ, which has been a unifying element of the European peoples for many centuries should be and continue to be today too an inexhaustible source of spirituality and fraternity. Taking note of this is for the benefit of all, and an explicit recognition of the Christian roots of Europe in the Treaty represents the principle guarantee for the continent’s future.

Another great pontifical text about the question of the Christian roots is the conference of the cardinal Martino, from the pontifical council “Justice and Peace”, in January 2003, about the European values. Taking up the ideas of John Paul II, the cardinal Martino put the emphasis on the role of the Christianity of the founding fathers (Robert Schumann, Konrad Adenauer, Alcide De Gasperi), quoting a papal letter to the bishops (6 January, 1984). But this text is more interesting for us, because, in the same time, card. Martino is enquiring about the status of the Church in the new constitution... Maybe the defence of the Christian roots could be – from the pontifical point of view – also the sign of a special fear of the secularist tendencies in Europe... and not only a claim to play a larger role in the European works..

This is also the opinion of Benedict XVI... and a tradition in pontifical diplomacy:

Likewise, peace is rooted in respect for religious freedom, which is a fundamental and primordial aspect of the freedom of conscience of individuals and of the freedom of peoples. (Address to new ambassadors, 18 may 2006)

Conclusion

Finally, the project has not been drafted in the specific sense of the Christian roots:

Drawing inspiration from the cultural, religious and humanist inheritance of Europe, from which have developed the universal values of the inviolable and inalienable rights of the human person, freedom, democracy, equality and the rule of law... (Preamble, The Treaty establishing a Constitution for Europe, 2004.)

II 講演

And in May 2005, the French citizens reject the project by 55% of No to the constitutional referendum. A brutal conclusion for the discussion, which does not re-emerge in the drafting of the Lisbon treaty, signed the 13th December of 2007.

But ironically, it remains a political discussion: in France for example, President Sarkozy is in favor of these Christian roots, and in a speech in Germany, in December 2008, he considered that the withdrawal of this mention from the constitutional project was an error and a denial. But his predecessor, president Chirac, was opposed to the Christian roots...

There is, here, a duel between two memories and histories, two visions of the European Union... as Benedict XVI has understood.

Benedict XVI and the Christian roots: Europe as a modern Christendom

Pope Benedict XVI has also largely developed the question: more than his predecessor, he is a European, convinced that the Church has a role to play. For example, his speech in the Clementine Hall of the Vatican, the 26th January of 2006, evokes a "spiritual heritage" and the necessity, for Europeans, to rediscover their Christian roots.

His particular connection with the European history (as John Paul II, he lived, children, in a dictatorship and, like a majority of his German fellow citizens, he has a guilty conscience about the history of his country) explain his specific vision of Europe. In his proper texts, he calls for a purification of the memory (as John Paul II called for a purification of the hearts) prior to a real European Union.

For my part, I come from a Country where peace and brotherhood are treasured by all the inhabitants, especially those who, like myself, lived through the war and the separation of brothers and sisters belonging to the same Nation because of destructive and inhuman ideologies that, beneath a mask of dreams and illusions, burdened men and women with the heavy yoke of oppression. Thus, you will understand that I am particularly sensitive to dialogue between all human beings in order to overcome every kind of conflict and tension and to make our earth an earth of peace and brotherhood. ... (Address to the members of the diplomatic body, 12 May 2005.)

In the question of the Turkish candidacy to European Union, Benedict XVI has also a specific position (a moderate opposition) and we could conceive that in the papal conception, the European Union, as a Christian community, is called for the propagation of values and for the dialogue with others religious traditions (a cautious ecumenicalism...).

In our uncertain and troubled world, Europe can become a witness and messenger of the necessary dialogue between cultures and religions. Indeed, the history of the Old Continent, deeply marked by divisions and fratricidal wars but also by its efforts to overcome them, invites it to carry

out this mission as a response to the expectations of so many men and women in many countries of the world who are still aspiring to development, democracy and religious freedom. (Address to the new ambassador of Bulgaria, 13 May 2006.)

In this conception, European Union is, in the same way, a modern Christendom and a link, with Arab world... The third way?

3. 質疑応答

石川（国際文化学研究所） 2点質問がある。1点目はロシアをどう捉えるのか。講演ではトルコとヨーロッパを対比させていたが、ロシアとの比較も歴史的には古い。正教会との関係、また将来的なロシアの EU への参加の如何についてどう思うか。2点目は、ヨーロッパ史を帝国モデルから連邦モデルという形で整理されていたが、その間には国民国家モデルが挿入されるだろう。ヨーロッパ統合と国民国家モデル、あるいはナショナリズムとの関係についてご意見を伺いたい。ヨーロッパ統合の進展につれて、それに反発するナショナルな動きが各地で高まるという状況もある。

フェラギユ 1点目からお答えしたい。確かに正教会とカトリックの間には千年以上の対立がある。しかしヨーロッパに関して言えば、ギリシア正教会の役割に注目すべきだ。バチカンにはロシア正教会ではなくギリシア正教会を通して正教会との関係改善を行っている。これは史上初めてのことで、なぜギリシア正教会が相手かと言えば、現在のロシア正教会は政治化している側面があるからだ。

次に2点目だが、国民国家モデルについて言えば、かつてド・ゴールは国民国家を単位としたヨーロッパ統合を考えていたが、これは現時点では実現可能性がない。またフランスで言えば国民戦線（FN）のように国家主権の護持を唱えてヨーロッパ統合に反対する政党は確かに存在するが、小国を除けば選挙で勝つことはない。じっさいヨーロッパ統合に敵対的な諸政党はヨーロッパ統合に向けた条約の批准に反対したが、統合プロセス自体を覆すまでには至らなかった。少なくとも現時点では、例えばフランスではヨーロッパ統合支持が多数派となっている。問題はどのようなヨーロッパを構想するかにある。

また地域主義について付け加えると、ヨーロッパ統合は地域（region）に権限を委譲する大きなチャンスだ。それはフランスのような中央集権型の国家にもあてはまる。なおロシアが EU 加盟については、ロシア側は望んでいるかもしれないが、政治的な統合は不可能だろうと考える。もちろん経済的に重要なパートナーであることには変わりはない。

II 講演

坂井（国際文化学研究科） バルカン半島のムスリム（アルバニア、ボスニアなど）が EU 市民になることは、EU にとっては既定路線だろうが、加盟する側にとっての問題はないのだろうか。

フェラギユ EU 市民の 8 割は確かにキリスト教世界に属している。ここでの問題は宗教的といって済むものではなく、歴史、政治、宗教などの諸要素が入り交じった混合的な状況にあると言える。バルカン半島の住民はオスマン帝国が支配する以前はキリスト教徒だった歴史もある。今がムスリムだからといって困難な要素だけではない。興味深いのはアルメニア人の位置づけだろう。宗教はカトリックだが、政治的にはロシアと結びつきがある。

大学院生（文学研究科） ヨーロッパの「宗教的統合」の議論に関連して、カトリックとプロテスタントの関係はどうなっているのか。

フェラギユ まずプロテスタントには中心となる機構が存在していない。つまりカトリックと異なりプロテスタント「全体」や「単一の」見解も存在しない。2 つ目として、プロテスタントは歴史的に見て政治から距離をとるという事実がある。

参加者 ヨーロッパの「第 3 の道」とヨーロッパの宗教的統合との関係がよくわからなかったのだが。

フェラギユ 私が言う「第 3 の道」とは、バチカンの働きに見られるようなキリスト教世界の意味だ。ただし、それは他に対して閉じられたキリスト教世界ではなく、他の宗教にも開かれた形での「キリスト教世界」でなければならない。

内田（国際文化学研究科） ヨーロッパとキリスト教とのつながりを知識人層や政治家ではなく、一般の人々はどう捉えているのか。狭い意味でヨーロッパ＝キリスト教世界と考えるならばトルコの EU 加盟は困難だ。他方で現在は EU 各国でムスリムの人口が増えており、事実として多文化主義が存在する。したがって EU がカナダやオーストラリア型の多文化主義を採用するならば、もちろん国家の成り立ちが異なるので同列には論じられないとはいえ、トルコの EU 加盟の道はあるだろう。そのあたりをどう考えるか。

フェラギユ もちろんヨーロッパ市民がすべてカトリック信者でもキリスト教徒というわけでもない。世俗主義の伝統はかなり根強いものがある。トルコの EU 加盟問題は EU にとって難しい問題だが、同時に中東と再びつながる大きなチャンスでもある。ただしトルコ加盟を支持する意見が、例えばフランスで多数派を占めることができないのは、一つに

は政治的側面、具体的には人口の問題がある。EU に加盟すれば、トルコの人口はドイツに次いで2番目となることについて抵抗があるからだろう。

フランスの例を続けるが、ブルカの着用を巡る議論がムスリムの社会的統合という問題と結びつけられていることもある。こうした議論が「イスラームは危険」だとか「ムスリムはテロリスト」といったステレオタイプと結びつくことで、トルコが世俗国家であるにもかかわらず、加盟を支持する動きがなかなか高まらない原因にもなっている。

もう一つ付け加えると、米国がトルコ加盟を支持していることが一つの障害になっている。頭ごなしに意見を押し付けられていると感じることが、フランスの中での反米感情と結びついてトルコ加盟が支持されない側面はある。

三浦（国際文化学研究所） 古代ローマとヨーロッパをつなげた議論はどちらかと言えば地中海文明という枠組みの議論ではないか。ヨーロッパ文明の起源ということであれば、12世紀にイスラーム世界とヨーロッパ世界が分かれたことが重要になるように思われる。

フェラギュ 歴史的にはご指摘の通りだが、事実として、ローマ帝国はヨーロッパ人の間に「ヨーロッパ」というリアリティの一部として機能している。また歴史的に見ても、ヨーロッパの政体などにはローマ帝国からいわば相続した部分がある。この点でもやはりローマ帝国と現代のヨーロッパの間にはある種の連続性があると言えるだろう。

Ⅲ セミナー

第1回（2010年2月15日）

1. 実施要領

日時 2010年2月15日（月）午後2時～5時

場所 大学院国際文化学研究所E棟4階学術交流ルーム

報告 坂井一成「ヨーロッパにおける多文化共生」

岩本和子「『ベルギー文学』の射程——民族意識とフランス語とオランダ語と」

2. 報告

ヨーロッパにおける多文化共生——民族問題の予防の観点から

坂井 一成

1. ヨーロッパでの民族問題——現状と問題の所在

冷戦後、民族問題が紛争化するケースは、アフリカ、アジア、東欧・旧ソ連地域などでは頻発している。しかし一方、民族問題がそのような紛争化に至るケースがほとんどない西欧に目をやると、実は西欧においてもアフリカなどと同様に多民族社会であることが現実であり、多くの少数民族を各地に抱えていることが分かる（一例として表参照）。

	国境付近	飛び地
独立国の「母国」がある	ドイツ人（ポーランド、ベルギー等） ロシア人（バルト諸国） ドイツ系（伊南チロル） スウェーデン人（フィンランド） トルコ人（キプロス、ブルガリア等） アルバニア人（伊）	ハンガリー人（ルーマニア） バスク人（仏、西）
独立国の「母国」がない	カタルーニヤ人（仏、西） アルザス人（仏） コルシカ人（仏） ロマ人（離散）	クルド人（トルコ、中央アナトリア）

表 ヨーロッパの少数民族

出典) Witold Raczka (1996), "Le conflit ethnique : sa nature et les moyens de sa prévention par la communauté internationale," *Relations internationales*, no.88, p.407 を参考に作成。

Ⅲ セミナー

ここで考えたいのは、東欧・旧ソ連やアジア・アフリカで頻発の民族紛争が、西欧ではなぜ激化しないのか、その理由である。1970年代初頭からの「エスニック・リバイバル」(A. D. スミス)が西欧各地で確認されたように、西欧でも多数の少数民族問題を抱えて紛争化の火種は内在しているのである。ところがなぜその西欧では問題が激化しないのだろうか。

2. 民族問題はどのように生じるのか

西欧での民族問題が激化しない背景を考察するにあたり、まずは民族問題が生じるメカニズムについて見ておきたい。またその際、とりわけ冷戦後の時期を考察の対象にするにあたっては、人の国際的移動、国境の浸透性の増加、情報の国際的移動という要素を念頭に置く必要がある。

最初のステップは、異民族の間での接触の増大によって異質性の認識が強化されることである。そしてここに様々な差別・格差の認識が加味されることによって、単なる接触から摩擦へと関係が変化することになる。またそうした接触の増大、差別・格差の認識強化の背景には、上述の人の国際的移動、国境の浸透性の増加、情報の国際的移動という現代国際社会の特質が強く作用していると言える。

差別・格差の認識は、次第に自集団の生活条件を向上させ、他集団から自らを守るための道具立てを必要とする。そこでしばしば「民族」に目が向けられ、「民族」に基づく自己統治(自決)の要求が高まることになる。そして自決の最もラディカルな形となるのが政治的動員、つまり民族の国民化の要求であり、帰属の国家からの分離・独立を目指す動きということになる。

ここで一つ留意しておきたい重要な点は、最初の差異の認識が必ずしも政治的動員につながるわけではないということである。ここには、多くの場合、「民族」を自らの権力のために利用する指導者の存在があり、この指導者が「民族」に訴えて人びとを扇動・動員することで差異の認識が憎悪や暴力的行動へと駆り立てられるわけである。つまり、民族の違い自体が紛争を招くのではなく、紛争が「民族化」するということである。

3. ヨーロッパでの民族をめぐる政治

前節で見た民族問題の発生のプロセスが、他の地域では頻発しているのに西欧ではそれがきわめて低頻度に抑えられている理由として、政治指導者の台頭を促してしまう状況を未然に防ぐような政治が営まれていると見ることはできるのではないかと。そしてそこでは、内政面はもとより、国際環境(ヨーロッパ国際政治)が大きな役割を果たしていることが見て取れる。具体的には、国際協調と地域統合を通じた規範の形成である。

冷戦終結以降、東欧各国が民主化を推し進めるなかにあつて、多数の地域的少数民族を内包するなかでの政治的安定は、ヨーロッパ諸国(特に地域の国際政治を主導していた西

欧)にとって至上命題であった。またこの時期、目を世界に転ずれば、国連総会による「民族的、宗教的、言語的少数者の権利に関する宣言」(1992)が発せられており、これを受けてヨーロッパにも少数民族の問題への関心とその紛争化の予防への意識が一層広がっていく。

その役割を具体的に果たすのは、OSCE（欧州安全保障協力機構）、CE（欧州審議会）、EU（欧州連合）という3つのヨーロッパ国際機構である。これらは少数民族保護において相互補完的に機能することになる。OSCEは、諸条約と安全保障対話を通じた紛争予防機能を持ち、少数民族の権利に関するヨーロッパのスタンダードを策定する役割を担ってきた。1990年のコペンハーゲン文書はその嚆矢と言えよう。CEは人権擁護・マイノリティ保護の規範形成を主導している。欧州地域少数言語憲章（1992採択、1998発効）と少数民族保護枠組条約（1994採択、1998発効）が大きな柱となっている。EUは西欧地域統合の要、経済から政治に至る西欧国際規範形成の柱であり、東欧諸国にとってEU加盟は最優先の政策課題となってきた。

これら3つの国際機構が連携するなかで進められてきた政治の営みとして、予防外交が挙げられる。予防外交は、1) 将来的に紛争の発生原因となるような政治・社会状況が形成されるのを防止し、2) 国内の既存の手続きでは解決が望めないような紛争へと発展しかねない争いや対立を、早期に発見し、平和的に解決し、3) いったん発生した紛争を平和的に解決し、また紛争の拡大または他地域への波及を防止しようとするものである（吉川 2000）。グッドガヴァナンスの国際規範化（人権、民主主義、法の支配などの価値）が進み、さらにこれが平和・安全保障の要件であるとの認識が加わってきたことで、マイノリティ保護体制整備が進み、これによって短期予防外交が可能となった。欧州安定条約（1995）がハンガリー人、ロシア人マイノリティを対象に締結され、続いて南東欧安定条約（1996）によりバルカン地域を対象とする枠組みが整備され、これらによって内政不干涉原則を大幅に緩和する国際合意が形成され、ヨーロッパ国際社会としての予防外交が可能となったのである。

当初、上記の予防外交を進める枠組みは西欧主導によって東欧を対象とするものであったが、これは主導者の西欧自身をも飲み込む枠組みとなる。東欧地域の「バルカン化」を避けるための国際枠組みの形成であったものが、西欧の少数民族をめぐる政治にも拘束をかけることになったのである。1995年の欧州安定条約は東欧での少数民族の地位尊重を求めるものであったが、西欧もこの国際規範に拘束されていくのである。

そして、民族をめぐる集団の権利擁護という規範が形成されてきたことも重要である。個人ではなく集団的権利の付与が規範化していくことで、地方分権化の趨勢下での地方自治体などの「地域」と、民族集団の集合的属性である「エスニシティ」の交錯という状況が進み、例えばイギリスのようにもともと多文化主義が根付いていて集団的権利への理解が深い社会のみならず、集団の権利を排除して個人の権利にのみ立脚してきたフランスのような国でさえも、次第に「集団」の容認へと移行してきた。このことは、民族問題の紛

Ⅲ セミナー

争化を予防するという点で大きな意味を持っている。西欧諸国での国内政治は、こうした国際規範の形成の影響を受けつつ、民族問題に関しては全体として「拒絶的」な姿勢から、集団を重視した「対話的」な姿勢へとシフトしてきたのである。

4. 民族問題を「非政治化」する政治

こうした西欧での民族をめぐる政治の進展は、民族問題を「非政治化」する政治と捉えることができるだろう。ここで「非政治化」とは、政治化（社会に不安定をもたらすような政治問題化）させない政治を意味し、民族問題を政治化させない政治を指す。

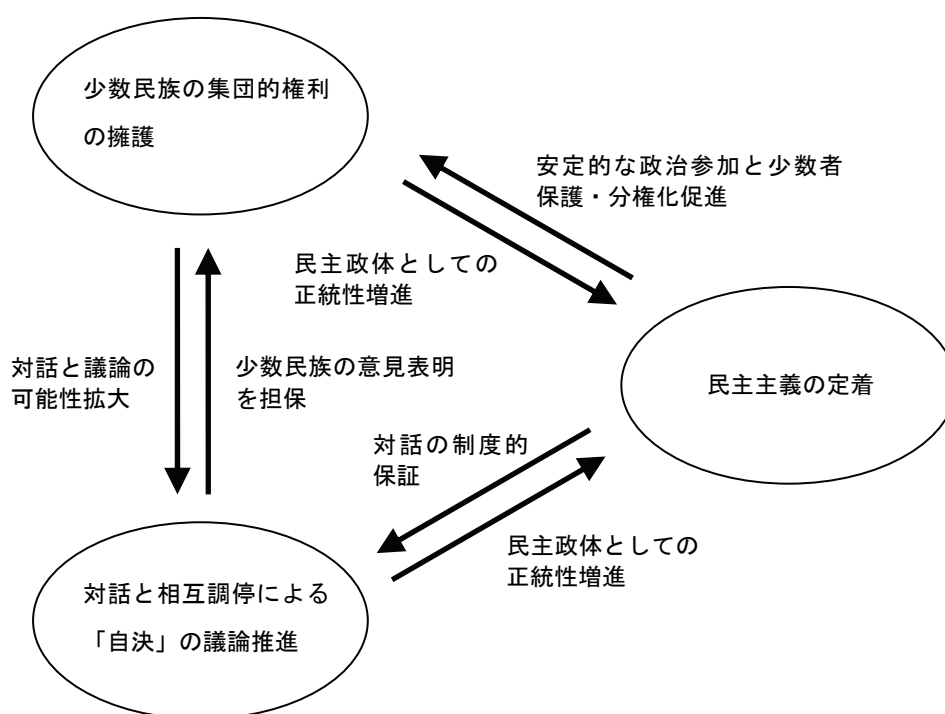


図 民族問題を政治化させない政治の構図

出典) 坂井一成 (2008) 『ヨーロッパの民族対立と共生』 芦書房、240 ページ。

民族問題の「非政治化」を果たす政治について改めて整理しておく、と、「非政治化」には3つの要件が想定できる。1) 少数民族の集団的権利の擁護、2) 民主主義の「定着」（注意したいのは民主主義の「導入」ではない）、3) 対話と相互調停による「自決」の議論推進である。この3つの要件の相互関係は図の通りであるが、西欧諸国では、これらの要件を満たした民族問題を「非政治化」する政治が進展し、紛争化することが未然に防がれていると考えることができるだろう。

【主要参考文献】

坂井一成（2008）『ヨーロッパの民族対立と共生』 芦書房。

吉川元（2007）『国際安全保障論』 有斐閣。

吉川元（編）（2000）『予防外交』 三嶺書房。

Adrian Guelke ed. (2004), *Democracy and Ethnic Conflict: Advancing Peace in Deeply Divided Societies*, Palgrave Macmillan.

Ted Robert Gurr (2000), *Peoples versus States: Minorities at Risk in the New Century*, United States Institute of Peace Press.

Kalevi J. Holsti (1996), *The State, War, and the State of War*, Cambridge University Press.

Jennifer Jackson-Preece (1998), *National Minorities and the European Nation-States System*, Oxford University Press.

Judith G. Kelley (2004), *Ethnic Politics in Europe: The Power of Norms and Incentives*, Princeton University Press.

「ベルギー文学」の射程——民族意識とフランス語とオランダ語と——

岩本 和子

1. はじめに：南北分裂？ ベルギー連邦制と地域ナショナリズムについて

2009年11月19日、ベルギー連邦政府首相ヘルマン・ファンロンパイがEU理事会常任議長に選出された。いわゆる初代EU大統領とも言われるこの任に、大方の予測を超えて「最も地味な男」「Mr. Nobody」とも称される人物が充てられたのである。しかし誰もが納得もしたこのファンロンパイ氏は、ある意味で最も典型的なベルギー人でもある。ブリュッセル生まれで、オランダ語、フランス語はもちろん、ドイツ語と英語も使いこなし、また少年時代は(旧植民地)コンゴ民主共和国で過ごしたこと、調整型で敵が少ないなどの点である。またヨーロッパにおいて重要な案件を扱う際には列強のバランスをとるために頼られる「困ったときのベネルクス」の一員でもある。そして朝日新聞の記事では次のような紹介もあった。「2008年末、ベルギー国家分裂の危機とまで言われた北部のオランダ語圏と南部のフランス語圏の対立のさなかに首相に就き、粘り強い対応で安定を取り戻した。」

ここで言及された北部のオランダ語圏と南部のフランス語圏の対立だが、言語問題とそれに起因する国家分裂の「危機」はベルギー国家の歴史とともに実は断続的に続いてきたもので、その対処法としての連邦制による地域分権の強化の歩みも存在し続けてきた。最近の大きな「事件」としては、2007年6月から12月の半年間、政治的空白(連邦内閣組織できず)とそれに乗じた北部独立の動きがあった。詳しい事情はこうだった。6月の連邦議会総選挙でオランダ語系・中道右派カトリック系の「民主キリスト教フランデレン党」が最大議席数を獲得した。しかし党首のルテルム Leterme 上院議員は北部の利益優先策を明言、また党議席が過半数には至らないために、フランス語系を含めたカトリック・リベラル政党との連合政権による組閣を画策するもまとまらず、「無」政府状態が6ヶ月続くことになる。この機に北部独立の世論も活発になったのである。ちなみに12月に前首相フェルホフスタット氏が3ヶ月の調停期間として再度首相を勤め、翌年3月にルテルム連立政権成立、さらに混乱を経て、ファンロンパイ政権ではとりあえずの平穏を保っていた、というその後の状況であった。

もう少し遡って、北部独立「偽報道」事件もベルギー言語問題を象徴する出来事だった。2006年12月13日の夜8時過ぎ、ベルギーのフランス語系国営放送RTBF(日本で言えばNHKにあたる)が、緊急ニュースで北部オランダ語圏・フランデレン地域の一方的な独立宣言を伝えた。続いて90分にわたる特別番組が組まれ、各地の中継も入れて(独立を喜ぶ北部の人々、国王の国外亡命、地域境界線での交通機関の遮断など)、政治家・学者・

有名人のインタビュー、背景紹介や解説などを交えた盛りだくさんの内容であった。放送開始 30 分後から「これはフィクションです」というテロップが流れ出したが、それまで多くの視聴者はまず本気にした様子である。番組ディレクターが「改めて議論を活性化させるため」として実は 2 年前から着々と極秘に準備を進めていたのだという。放送 1 年後の 2007 年同日には、この番組の DVD *Bye, Bye, Belgium?* まで出た。これほどまでに言語問題はベルギー人にとって身近であり、また北部独立も現実的な問題なのである。南北分裂の動きもこれまで何度も浮上してはそのうちに落ち着くという繰り返しがあった。ベルギー人の中庸精神も根底にあるだろうし、また EU という大きな枠の存在も無関係ではないが、何よりも言語問題を最優先とした国家制度の変革と緻密な言語政策がこの国を特徴づけ、芸術文化の背景となっているのである。

2. ベルギー連邦制への道と現在の言語状況

まずは資料として配布した年表を参考にしてベルギーの歴史を概観し、この土地が常に列強各国の一部であり続けたことを確認する。また 1830 年の独立後から特に 19 世紀後半以降の「言語戦争」と言語政策の歴史を見ておく。現在は地域別一言語主義によりオランダ語・フランス語・ドイツ語（ブリュッセル首都圏はオランダ語とフランス語の 2 公用語併用）の 3 公用語が資料地図のように言語境界線とともに定められている。1993 年に憲法で明文化されて完全に連邦制に移行した現在の国家体制は、3 層構造を成す以下のようなものである。まず中央すなわち連邦政府がブリュッセルに置かれ外交・防衛といった対外政策を管轄する。さらにベルギー全体が言語圏別に 3 共同体（フランデレン共同体・フランス共同体・ドイツ語話者共同体）に分けられ、それぞれに政府がおかれて（つまり首相、議会、立法権がある）主に言語・教育・文化政策を担当するいわゆるソフト面での行政単位となっている。またそれとは別にベルギー全体が 3 地域（フランデレン地域・ワロニー地域・ブリュッセル首都圏地域）に分けられ、主にハード面と言える都市・環境・観光・住宅に関する政策を管轄とする。結局全部で 7 つの政府（ただしフランデレン共同体とフランデレン地域は統一政府となったので 6 政府）が存在することになる。

本発表のテーマであるベルギーの文学、特に話題の中心となるフランス語文学は、ベルギーの中でもフランス語圏における芸術文化活動、つまり上記の第 2 層目の「フランス共同体」のみが対象ということになる。しかし実際には「フランス共同体」の名称はたかだか 30 年の歴史しか持たない。ここではもっと広く長く、1830 年の独立以降の、フランス語で書かれたベルギーの文学全体を対象とすることになる。

3. 「ベルギー文学」の定義

作家や文学作品のアイデンティティ、つまり言語や民族意識とのかかわりを考察していきたいのだが、実は「ベルギー文学」の枠組みを設定すること自体、すなわち「ベルギー

Ⅲ セミナー

文学とは何か」に答えること、いや問うこと自体、困難な問題だとわかる。とりあえずではあるが、「ベルギー文学」を定義づけようとするときに、大きく二つの考え方ができるのではないか。つまり、「ベルギーのフランス（語）文学」か「フランス語のベルギー文学」か、である。

一つめの「ベルギーのフランス（語）文学」（Littérature [Lettres] française[s] de [en] Belgique）はフランスを中心に考え、その「フランス文学」がたまたまベルギーという土地（地方）にもあると考える視点である。それに対して後者の「フランス語のベルギー文学」（Littérature belge de l'expression [la langue] française）は「ベルギー文学」というジャンルがあると前提した上で、そのうちのオランダ語ではなくフランス語による文学であることを強調する視点である。このような複数の視点があり得ることを認識したのは、かつてブリュッセル大学留学時に受講した「フランス語表現のベルギー文学史 Littérature belge de l'expression française」という講義によってであった。さらにこの講義録によると、大学の講義タイトルに初めて「ベルギー文学 littérature belge」という表現が使われたのは1929年だったという。しかし独立以来希求され続けていたいわゆる「国民文学 littérature nationale」の創出や概念自体については、一方ではまた疑問が呈され続けていたことも確かである。研究書や関連著書のタイトルなどでは、1960年代までは「ベルギーのフランス文学」が傾向としては多く、1970年代以後、「フランス語によるベルギー文学」の類が増えてきたと思われる。いずれにしてもベルギーの文学は常に大きな「フランス文学」との関係からその特質やアイデンティティの問題を考えざるを得ず、フランス（特にパリ）という「中心」との距離のとり方によって歴史的な変化を見ることができるといえる。その時代区分が、講義においても多くの研究所においてもおおよそ4つに分けて論じられることが多いので、次にそれを紹介しつつ「ベルギー文学」の変遷をたどっていくことにしたい。

4. 「ベルギー文学」の4つの時代

まず独立から国家の安定期（立憲君主制のもとでの市民社会の成立、産業革命による技術・産業の急速な発達など）までの1830～1880年を第1期とする。国家の出発点においては、ウィーン体制下で併合されていたオランダから独立戦争によって独立を勝ち取った（ギュスターヴ・ワッペルスの歴史絵画「9月の栄光の日々——ブリュッセル市庁舎前広場にて——」参照）という背景があるために、公用語は実質的に（それまでのオランダ語に対して）フランス語となった。北部フランデレン地域の一般民衆の大部分はオランダ語話者であったが、上層階級、知識人、政治家、そして文学言語も実質的にベルギー全体においてフランス語を常用としていたのである。しかしまだ「ベルギー文学」と呼べるものはなく、ほとんどの作品は隣大国の「フランス文学」の垂流であり、またその海賊版出版によって出版業界は成り立っている状況であった。ただ、独自の芸術文化が国家の強化に役立つという意識は強く、ナショナリズム（国民意識）の激しい高揚と一体化して、民間

伝承採録や歴史小説の試みはかなり行われていた。その中から、この時期のものとしては例外的に今日にまで「国民文学」として残った2つの作品を見ておくことにする。

一つは1838年出版のヘンドリック・コンシャンス Henri (Hendrick) Conscience による歴史小説『フランデレンの獅子』である。1302年の「黄金拍車の戦い」で、フランドル伯と毛織物職人を中心とした民衆が協力して領土拡大をめざすフランス軍をコルトレイクで破り、戦利品として騎士たちの黄金の拍車700個を拾い集めた、という史実をもとに伯の息子（通称「フランデレンの獅子」）を英雄に仕立てた物語である。ただしこれはオランダ語で書かれた。作家の母の言葉であったため（父はフランス人でナポレオン軍兵士）と言われるが、フランスに対する民族主義をかなり意識した言語選択であったとも言われ、独立直後のベルギーの文学としては珍しい姿勢といってもよいだろう。

二つ目は1867年刊行、ブリュッセルの作家シャルル・ド・コステル Charles de Coster の『ウーレンシュピーゲル伝説』（正確なタイトルはかなり長くなる）で、これはフランス語で書かれた。民間伝承を一部取り入れ、歴史小説的でもあり冒険小説、叙事詩、あるいは超現実的でもあり、ジャンル分けの難しい特異なテキストである。作家自身はかなり意図的に「国民的文学」の創出を狙ったものだが、出版当時はあまり売れず、世紀末に評価され現在ではベルギー人なら誰もが知っている有名な物語である（隣国フランスでは全く知られていないというのも興味深い）。舞台は16世紀ネーデルラント（現在のオランダとベルギー）で、主人公のウーレンシュピーゲルは（この名前は中世のドイツに伝わるいたずら者の道化からとったものだが）、ド・コステルのテキスト中ではベルギーのブリュージュ近郊で生まれた炭焼き職人の息子という設定である。当時のスペイン（カール5世とその息子フェリペ2世）によるカトリック支配と弾圧に対し、ネーデルラントの貴族と民衆が団結して独立戦争を戦い、ウーレンシュピーゲルはその革命の闘士となる。その結果、北部7州はオランダ共和国として独立、しかし南部のベルギーにあたる地域はスペインの支配下にとどまる。ウーレンシュピーゲルは未来の自由獲得を信じて永遠の旅に出る、という内容である。

ド・コステルは19世紀当時のベルギーの状況に重ねて、列強諸国に対するベルギー・ナショナリズムを鼓舞しようとした。ただ、中世フランデレン庶民たちを描くのにラブレバりの擬似中世フランス語を用い、また挿絵入りの豪華版にしておそらくフランス語話者の上層知識人の読者しか対象とし得なかったのではないかという、言語・読者層の問題を抱え込んでしまった。それが当初一般読者に受け入れられなかった一因であり、また文学賞を獲得できなかつた敗因でもあつたのだろう。

第2期は1880～1920年の、世紀末から第一次大戦までの時代である。真のベルギー文学の始まりとも、「ベルギー文芸ルネサンス」とも言われ、また「ベルギー象徴派」が活躍した時代でもある。つまり、それまでの（これ以降も現在までそうであるが）もっぱらフランスを中心に外から受容することの多い文学領域において、ほとんど唯一、フランスやヨーロッパにもベルギー発信で影響を与えることのできた時代であり、特に象徴主義文学

Ⅲ セミナー

において優れた理論や作品を輩出した。主な特色としては、フランスに対する独自性を追及するもので、同じフランス語を用いつつ、ゲルマン性或北方精神を描くという方向へ向かった。多くの有名な作家や作品をここでは挙げるができるが、例として、ノーベル文学賞も受賞したモーリス・メーテルランク Maurice Maeterlinck の象徴主義的戯曲『ペレアスとメリザンド』や『青い鳥』、あるいはフランスでは「象徴主義」としては展開しなかった小説ジャンルでの、ジョルジュ・ローデンバック George Rodenbach の『死都ブリュージュ』などがある。前者は根底にゲルマン神話の深い流れがあることを筆者自身分析したが、後者はかなり露骨にフランス人読者を対象に北方フランドルの異国情緒を描き出したものである。

第3期として1920～1950年の両対戦間を区分できる。この時代の特徴としては、まずフランドレン（オランダ語圏）の台頭がある。19世紀末から、北部オランダ語圏のフランドレン地域住民による「フランドレン運動」がいつそう激しくなっていた。言語復興と民族的アイデンティティを掲げていたが、南部に対する経済的格差からくる社会的な地位の向上も目指したものだ。このときにコンシャンスの『フランドレンの獅子』も、皮肉にもベルギー中央政府に対抗するフランドレン民族の旗印として担ぎ出されることになった。そして文化的アイデンティティ獲得の象徴として、オランダ語文学の復興も積極的に求められたのである。一方、フランス語文学については、フランスとの一体化という特徴がある。フランス語作家たちはベルギー独自の文学や、異国趣味に走ることをやめ、パリでの活動に積極的になり、フランスと一体化して「フランス文学」の一端を担う作家たちが多くなる。

第4期が1950年以降である。第1、第2期のベルギー・ナショナリズムが強くパリという中心からは分離した時代に対し、第3期を中心との融合の時代とすれば、第4期はいわば弁証法的段階とも言われる。「ベルギー」という枠組の揺れはあるが、フランス語文学は、フランドレン側を意識しつつ、またフランスにも対して自らの地域性を意識し、同時に他文化との共存も探るという姿勢を示すことになる。つまり言語圏・地域の独自性と共存をめざすのである。とりわけ1970年代以降の地域運動や地域文化の見直しの風潮、また文化的多様性を掲げたEUという大きな枠組みの存在により、国家単位ではない独自の文化や民族意識が顕現しやすくなってきたという要因もあるだろう。

5. 「ベルギー文学」のアイデンティティ？

まとめに入ろう。「ベルギーのフランス語文学」の独自性やアイデンティティの問題を考えようとするときには、まず大きく分けて2つのスタンスの取り方があることを認識する必要がある。一つはベルギーのフランス語圏とフランスとの関係からその独自性を探るスタンスである。この場合、言語は共通であるから、それぞれの民族性の違いに注目することになる。歴史的な時代区分に照らせば、第1、第2の時期の傾向と重なるものと言えよう。「ベルギー文学」はこのとき、北方・ゲルマン性を重視し、そしてこの民族的性格

はフランデレン（フランドル文化）と一体化することにもなる。もう一つは、ワロニー（フランス語圏）対フランデレンの対照から独自性を考えるスタンスである。この場合は言語の違いを強調することになり、ベルギーのフランス語文学はその独自性を「フランス的なもの」、ラテン性に求める傾向を持つ。第3期の状況と似ているとも言えるが、ただ第4期以降から現在に至るまで、言語の違いを民族性の違いと錯覚し、とくに北部フランデレン地域の民族主義がそれと重ね合わせられて、地域ナショナリズムの強化に加担することにもなりがちである。メディアや出版言語が違えばそれぞれ別々の情報や文化に日々触れ続け、その限られた言語世界の中での共通認識や思想が形成されるのであるから、ある意味で当然とも言える状況であろう。

結局、ベルギー文学は、パリとの差異化を意識しつつ、また同時にパリの認知とのジレンマに陥っていると言える。つまりベルギーでなくパリの出版社から出版してフランスで活動することによってしかベルギー本国でも作家として認められないという現実、ベルギーの文学賞の受賞対象者をベルギー国籍作家に限定しても、フランスや外国在住であったり出版社がパリからであったり作品内容にも全く「ベルギー性」が存在せず、自国の文学振興の意味を問わざるを得ない状況、あるいは「文学史」がどの作家、どの作品、またどの言語作品を範疇に入れるのかといった未解決の根本的問題、などが存在し続けているのである。

しかし現在、このようなベルギーの「曖昧さ」を抱え込みつつ、ナショナリズムを超え、また偏狭な地域・民族主義にもこだわらずに単に「ヨーロッパ人」「フランス語で書く者」として世界的に活躍する現代作家たちも出てきている。代表的な2人を挙げておこう。ジャン＝フィリップ・トゥーサン **Jean-Philippe Toussaint** は処女小説で映画化もされた『浴室』で一躍注目を集め、その後『カメラ』『ムッシュ』『ためらい』、日本を舞台とした『愛し合う』、次に中国の『逃げる』など、全作品も邦訳され「フランス作家」として知られるが、ブリュッセル在住のベルギー人である。作品の中でもインタビューなどでも「ベルギー人」アイデンティティを振りかざして特異性を売り物にするわけでもなく、かといって敢えて隠そうともしない。ほとんど遊びのようにしてさりげなく主人公がベルギー人であることを匂わせたり、フランス語の「ベルギー特有語法」を織り交ぜたりしているらしいが、読者は気づかないことが多い。本人も状況に合わせて自らを「ヨーロッパ人」「ベルギー人」「フランス語作家」と称し分けているのである。

若手の女性作家としてアメリー・ノトン **Amélie Nothomb** を挙げておこう。少々辛口の独特な世界観や表現力のある小説を数多く執筆し、奇妙なデザインの帽子がトレードマークでエキセントリックな印象、フランスのメディアにもよく登場する人である。『恐れおののいて』は自らの研修体験に基づいた日本企業の不条理な組織・人間関係をユーモアも交えて描き出し、フランスの文学賞を取り映画化もなされた代表作である。やはりフランスで仕事をする事、実はベルギー人であることなどへのこだわりは、ほとんどないと思われるのである。

Ⅲ セミナー

最後に、現在ではフランス語文学と並んで「ベルギー文学」の半分を確実に担っているオランダ語文学にも（やはり言語の問題から筆者には、そして日本においても、今のところほとんど未知の領域なのだが、ベルギー文学を語る上では必要不可欠なものである）、少し目を向けておこう。最も重要な現代作家を一人挙げれば、ヒューホ・クラウス Hugo Claus (1929~2008)であろう。メーテルランクに次いで 2 人目のノーベル文学賞受賞者となる可能性がきわめて高かった作家だが、残念ながら 2008 年 3 月に、ベルギーの法律では許されている積極的安楽死により、自らの生に終止符を打った。処女小説は『かも猟』（1951）で、実は出版当時に澁澤龍彦がフランス語からの重訳で日本にも紹介している。ただそれ以後は全く翻訳も紹介も途切れてしまったのだが、本国では小説だけでなく詩、戯曲、映画のシナリオ、映画監督、絵画、など多ジャンルで活躍し、長編の自伝的小説『ベルギーの嘆き』（1983）では第二次大戦中のフランデレンの地方都市における、親ナチ派やナショナリストとなって右往左往しつつエゴをむき出しにして生き抜く大人たちの世界を少年の目を通して描き出し、ノーベル文学賞対象の中心的作品とした。若いときから体制に反抗的で、初期にはシュルレアリスムや、Cobra（コペンハーゲン、ブリュッセル、アムステルダムで展開した前衛的芸術グループの活動）などにも関わっていた。ほとんどの作品がフランス語に訳されてベルギーのもう一方の言語圏でも読まれている。またコンシャンスの『フランデレンの獅子』の映画シナリオや、フランデレンの自然賛歌をテーマとする小説の映画監督などでフランデレン民族称揚に加担しているかに見える一方で、ド・コステルの「ウーレンシュピーゲル伝説」をオランダ語の戯曲に翻案して上演したり、フランス語圏でも「珍しく」知られている作家でもあった。実際、北部で過激化していくフランデレン・ナショナリズムには苦言を呈していたとも言われる。オランダ語での芸術活動を続けつつ、常にベルギー人アイデンティティを、さらにすべての境界を超えて個人としての自由な生き方を追求した、境界を越え多様性を受け入れる、いかにも現代ベルギー人らしい人物だったのではないか。

第 2 回（2010 年 2 月 23 日）

1. 実施要領

日時 2010 年 2 月 23 日（火）午後 2 時～5 時

場所 大学院国際文化学研究所 E 棟 4 階学術交流ルーム

報告 寺尾智史「少数言語保全と言語記述の複数性——表記のゆれか、多様性のあらわれか——」

三浦伸夫「エスペラント運動と多民族共存思想」

※寺尾氏の報告内容については第 1 部に掲載された同名の論文をご参照ください。

2. 報告

エスペラント運動と多言語共存思想

三浦 伸夫

ここでは、エスペラントとは何か、そしてそれと多言語共存思想との関係を考えてみます。そのためにはエスペラントの展開を歴史的にみる必要がありますので、エスペラント運動史にも触れていきます。

1. エスペラントとは

エスペラント (ESPERANTO) とは、「希望する人」の意味で 1887 年にザメンホフが考案した計画言語です。エスペラントを使う人をエスペランティストと呼びますが、その話者が何人くらいかに関しては明確な答はありません。エスペラントがどこの国家語でもないということの証左です。実際には 10 万人から 200 万人と言われていますが、この幅の広さはどの程度運用能力があるかということも関係しています。

エスペラントは国家を持たない言語ですが、それに関連する団体は数多くあります。その中で大きな団体に触れておきます。

「世界エスペラント協会」(Universala Esperanto-Asocio) は頭文字をとって UEA (エスペラントではウーエーアと発音します) と呼ばれています。1908 年に設立し、本部はロッテルダムにあり、121 カ国に会員が分散しています。これがもっとも大きな団体ですが、かならずしもすべてのエスペランティストが入会しているわけではありません。また、

Ⅲ セミナー

「国民性なき全世界協会」(Sennacieca Asocio Tutmonda) というのもあり SAT と呼ばれています。こちらは、労働者エスペラント運動が基盤となって 1921 年にランティによってパリで設立されました。「国民性なき」というところに注意してください。これはどこの民族・国家にも所属していないというエスペラントそのものに関わる重要なキー・ワードでしょう。以上の団体は雑誌や書籍の刊行、年次大会の開催など多彩な活動を行っています。日本では、「日本エスペラント学会」(Japana Esperanto-Instituto) が一番大きな団体です。これは JEI と呼ばれ、学会とは銘打っていますが通常の意味での学術的学会ではなく、財団法人の協会です。1919 年に設立され、現在は早稲田に本部があります。国際文化系図書館雑誌室にも置かれている月刊雑誌『エスペラント』を定期的に刊行しています。現在の会員数は 1500 人位。

われわれ大学人にとってエスペラントは学術とどのような関わりがあるのかと問われるかもしれません。本題とは直接関係ありませんが、次のようなあまり知られていない例を挙げておきましょう。神戸大学理学部数学科は 1958 年から函数方程式の国際的雑誌を刊行しています。そのタイトルは Funkcialaj Ekvacioj (函数論研究の意味) というエスペラント表記で、現在もそれは変わっていません。第 2 次大戦以降、科学論文をエスペラントで書いて、日本から海外に発信しようという運動が科学者の中に大規模に起こりましたが、数学者の福原満洲雄 (1905-2007) が中心になってこの雑誌が刊行されたわけです。もちろん論文はエスペラントで書く必要はないのですが、当時の科学者のエスペラントへの姿勢が見て取れます。もちろん福原自身もエスペラントで数学専門論文を書いています。現在神戸大学理学部数学科図書館に保管されている福原文庫には、エスペラントで書かれた論文原稿なども保管されています。

学術雑誌としましては、日本では査読付紀要として日本エスペラント学会発行の『エスペラント研究』(Japana Esperantologio) が 1992 年から刊行されています。海外ですと、ウプサラ大学発行の『エスペラント学』(Esperantologio: Esperanto Studies)、『媒介言語学者のための情報誌』(Informiloj por interlingvistoj) などもあります。

エスペラントに関して博士学位取得可能な大学としては、エトボシュ＝ロラン大学 (ブダペシュト、ただし 2009 年まで)、アダム・ミツケヴィッチ大学 (ポーランド)、アムステルダム大学 (オランダ) などがあります。

さて、本題に戻しましょう。エスペラントの呼び方について一言述べておきます。従来エスペラントは、世界語、人工言語、国際語などと呼ばれていましたが、最近は他の名前で呼ばれることが多くなっている事を指摘しておきます。世界語とは、世界を 1 つの言語で統一しようという概念を暗示しますからエスペラントにはなじみません。エスペラントイストはエスペラント以外の言語を認めないということでは決してありません。むしろ複数言語間を橋渡しする言語として、あるいは言語間を移動する言語として、「橋渡し言語」、「乗り物言語」(vehicular language) と呼ばれることがあります。これはカルヴェの用いた用語ですが、あまりしっくりとはいかない造語かもしれません。またエスペラントは人

工語と呼ばれてきました。人工的に作られたことは事実ですが、人工的という語幹があまりにエスペラント自体とかけ離れています。すなわちエスペラントは既存の自然言語を元にして計画的に作られたわけですから、人工と自然の中間に位置しています。したがって今日エスペラントは言語学者の間では「計画言語」と呼ばれることが多いようです。さらに詳しく言うと、語彙はロマンス系、スラブ系、ゲルマン系を基礎にしていますので、それらが接触して出来上がった「接触言語」とも見なせます。

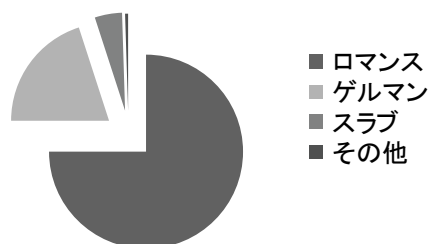
実際、ポーランド語から、字上符の存在、アクセントの位置、czy から çu などを取り入れる一方、英語の and に当たる単語に関しては、ラテン語系（フランス語 et など）を使うと esti（フランス語 être など）との混乱が生じるので、ギリシャ語 κατ から kaj という単語を採用したことなどがあります。初期エスペラント運動の中心地の 1 つはポーランドですから、ポーランド文学の翻訳が初期に多いことは指摘すべき事

で、近年エスペラントとポーランドとの関係が渡邊克義氏、臼井裕之氏などによって詳しく調査されています（『ポーランド学を学ぶ人のために』世界思想社 2007 など）。

エスペラントは国家を持たず、複数言語間の間を取り持つ言語と述べました。ここで覇権言語と媒介言語という概念を取り入れると見やすくなるでしょう。「覇権言語」とは、ある時代、ある領域、ある場（使用する共同体）に支配的な言語です。他方「媒介言語」（interlinguistics）とは、同一の言語をもたない集団間で相互コミュニケーションを図る際に使用される言語です。もちろん両者はともに相対的なもの、次元が異なるもので、日本では通常は日本語が覇権言語ですが、日本にいる留学生では日本語が媒介言語で、さらにブラジル人コミュニティではポルトガル語が覇権言語となるでしょう。エスペラントは世界の媒介言語とすることが出来るわけです。

以上、様々な単語でエスペラントを表すことを述べましたが、しかしもっともふさわしいのは「民際語」という単語です。これに関しては最後に述べることにします。

エスペラントの語彙の由来



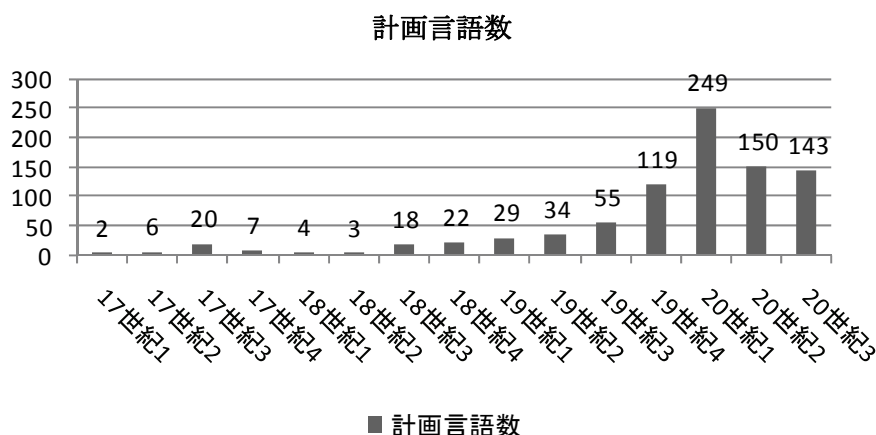
2. 計画言語の歴史

言語学史の中では計画言語案は正統に扱われてこなかったようです。それは 1865 年に創立されたパリ言語学会（Société de Linguistique de Paris）に関わりがあるとされています。その会則第二条では、次の発表を禁止したとのこと。哲学的議論とも関わるので普遍言語の創造、そして実証性が欠如することから言語起源論です。この双方は計画言語と密接に関わるので、それ以降、今日まで計画言語案は通常の言語学ではあまり取り扱われなくなったと言われていています。ここでは簡単に 17 世紀以降の計画言語の歴史をおさらいしておきます。

Ⅲ セミナー

まず登場したのは「先験語」(アプリオリ)であり、これは人間に本来備わった論理を中心とするもので、通常「哲学語」と称される言語です。概念=事物=言語(文字)が密接に結びつくことが世界把握に至る道と考えられ「完全言語の探求」が時代概念ともなります。デカルト、ライプニッツ等がこれに関わりますが、詳細はエーコの著作などでお馴染みでしょう。言語自体は当初視覚的で、文字や記号を持つが発音に関してはあまり考慮されないパジグラフィーでしたが、やがて音声をもつパジラリ(pasilalie)に進み、実際には実用とはほど遠いものの運用も考慮される案が、ウィルキンス(1668)、ダルガーノ(1661)、コメニウス(1665頃)等によって出されてきます。以上に関わった多くは「自然哲学者」(今日の科学者に相当)たちであったことも指摘しておきます。

しかし以上の案では非実用的と悟られて以降、「後験語」(アポステオリ)が登場します。すなわち、現存する自然言語の改革案が様々提案されます。当時の学術用語であったラテン語の改革、複数言語という複雑な言語状況にあったスラブ系民族におけるスラブ系言語改革などがありますが、後のベイシック・イングリッシュもこの流れに入るでしょう。以上は「図式主義言語」と呼ばれることがあります。エスペラントはこの中に入ります。しかし実際に使用する言語としてはより自然言語に近いものが求められます。そこでは例外規則などが生まれて、習得性からは問題ではあるのですが、これはエスペラント以降の改革案などにも当てはまり、「自然主義言語」と呼ばれます。



さて、『媒介言語論を学ぶ人のために』所収のタニ・ヒロユキ氏の調査を元にして計画言語数の流れを表にしておきます。これを見ると先に述べた「哲学語」の17世紀と、19世紀後半から20世紀前半の増加が目立ちます。

後者に関して少し補足しておきましょう。この時代は、東欧や中欧において複雑な言語環境、民族環境が存在しました。その中で言語的少数者の差別廃止や多言語環境の克服というコンセンサスが意識ある者に誕生していきます。この時代は1859年にダーウィンの進化論が発表されて以来、進化論を元にして社会や人間に関わることを考える時代となりました。そこでは言語も進化する、すなわち個別自然言語から統一言語への進化という考えも出てきました。その共通言語を自らの手で創造しようというわけです。さらにエスペラ

ント発表（1887年）以降は、その成功から計画言語案への関心も各方面で高まっていきます。そして計画言語採用に関する国際的委員会も様々な形で設置されます。しかしなんといっても、共通言語の必要性が以前にも増して高まった事が重要です。すなわちこの時代には国際交流の進展が飛躍的に見られるからです。様々な国際的組織、国家間の交渉はもちろん、国際学会という科学者・技術者共同体が誕生し、国家を越えたビジネスも飛躍的に伸張していきます。その中で科学者、ビジネス関係者に国家を越える言語の実際的必要性が感じられるのは当然のことでしょう。

以上の背景の中でエスペラントは誕生し展開します。

3. エスペラント運動の歴史

エスペラント運動を述べる前に、エスペラント以前にもっとも普及した計画言語について述べておかねばなりません。その運動からエスペラントは多くのことを学びました。それはヴォラピュック（Volapük）です。この言語は1879年にヨハン・シュライヤー（バーデン出身のカトリック神父：右写真）が考案したものです。

その言語名の由来は“vol”（世界 world）+“pük”（言語 speak）から分かるように、語彙は英語を基本に、独仏語からの語彙を借用した計画言語です。発表後、時代の要請もあって直ちに普及しますが、他方で衰退（1890年ごろ）もすぐに訪れます。その理由は、考案者自身が言語を管理しようとしたこと、言語運動における内部紛争などがあげられます。その後生まれたエスペラントの登場も衰退の原因となっていました。ニュルンベルクのヴォラピュック協会会員が全員エスペラントに鞍替えしたというスキャンダルも、ヴォラピュックにエスペラントが勝ることを当時の人がいち早く感得したことを物語ります。



さて、ここでようやくエスペラントについて述べることができます。エスペラントはワザシュ・ルドヴィク・ザメンホフ（1859年12月15日～1917年4月14日：下写真）によって考案されました。ここでは彼の名前はエスペラント表記であるルドヴィーコ・ラザーロ・ザメンホフ（Ludoviko Lazaro Zamenhof）を使用します。



彼は、ロシア領リトワニア（ポーランド）のビャウイストクに生まれ、そこはロシア語、イディッシュ、ポーランド語、ドイツ語の世界でした。ユダヤ人ですが、ハスカラ（ユダヤ啓蒙主義）の家系なのでロシア語を第一言語として育ちました。職業としては医者（眼科医）ということになります。実際、1879年にモスクワ大学医学部を卒業し、1881年にワルシャワ大学医学部を卒業し、1885年から眼科医を開業しています。しかし実際にはエスペラント運動の傍らで開業もしていたと言えるでしょう。

Ⅲ セミナー

次にエスペラント運動の歴史を述べておきましょう。エスペラントは計画言語ですので、当然のことながら社会的な「運動」が関わってきます。学生時代の 1878 年にザメンホフはリングヴェ・ユニヴェルサーラ (Lingwe uniwersala) というエスペラントの素案を考案します。そして 1887 年 7 月 14 日に『第一書』(Unua Libro) と呼ばれるパンフレットでエスペラントを公表します。今日これを含めてザメンホフの文献は、いとうかんじ (筆名 Ludovikito) によって『ザメンホフ著作集』55 巻として編集されています。さて、その後すぐ 1889 年には雑誌『ラ・エスペランティストイ』(La Esperantistoj) がニュルンベルクで刊行されます。この頃、運動の中心地は東欧と中欧でした。しかし 1900 年のパリ万博ころから中心地は西欧、とりわけパリへ移転します。それを物語るものとして、1902 年からパリのアッシュト社からエスペラント書籍が刊行されて始めました。しかしここで重要なことは、エスペラントの言語的改革案が数々出てきたことです。とりわけ問題となったのは、イード (エスペラントでは、「そこから生まれた者」の意味) です。これはより自然言語に近くエスペラントを改革しようというもので、多くの著名な人物が関わり (ライプニッツ研究者クーチュラなど)、その意味でもエスペラント運動にとっては危機的状況でした。これについてはここでは詳しく述べませんが、このことはエスペランティストとは何であるかという問題にも繋がることになります。

エスペランティストは毎年世界大会を開催していますが、第 1 回は 1905 年フランスのブローニュ・シュル・メールで開催されました。そこではエスペラント憲章とも言うべきブローニュ宣言が出されています。その要旨は次のようになります。

- ・ 国際語になり得るのは人工言語だけで、最も有用なものはエスペラント
- ・ エスペラントの創造者は言語に関する全権利を放棄
- ・ 永久に強制的な唯一の基礎は『エスペラントの基礎』
- ・ エスペランティストとは、使用目的に依存せず、エスペラントを知り使用する者全てを指す
- ・ 言語問題、民族問題が存在する地域での和解の言語

ここでは、ヴォラピュックの経験を生かして、ザメンホフはエスペラントに関する権利をすべて放棄し、『エスペラントの基礎』(1887 年に出た『第一書』を指す) に反しない限り、言語的变化を自然にゆだねることが述べられています。重要なのは「エスペランティストとは、使用目的に依存せず、エスペラントを知り使用する者全てを指す」ということです。これに従いますと、極端ですが、エスペラントを否定するためにエスペラントを使用する者もエスペランティストと呼べることになります。しかしこれは当初のザメンホフの思想からの離脱を意味します。

ではザメンホフの思想とはどのようなもののでしょうか。それはエスペラントの「内的思想」(interna ideo) と呼ばれています。ザメンホフは生まれた環境から当然のこととして、

学生時代にシオニズム運動に関わりました。イディッシュ言語入門書を執筆した（1879年）のもその頃です。しかしユダヤ主義という排他主義に限界を感じ、ヒレル主義という一神教にこだわりながらもより広い視野で社会を捉えようと発展させた思想に発展させます。しかしそれでも狭い見と悟り、最終的に人類主義（Homaranismo）というものにたどり着きます。すなわち人類は宗教や民族を越えて皆兄弟ということで、差別や争いをやめようという思想です。たしかに今日から見れば素朴な考えですが、当時としては公言することさえ勇気のある考え方でした。この考え方は先のエスペラント憲章と齟齬がないわけではありません。ザメンホフにとってエスペラントは人類平和の為にのみ存在する言語ですが、先のエスペランティストの定義からすれば、戦争にエスペラントを利用する人もエスペランティストとなるからです。ザメンホフのとった方法は、両者を分けることでした。言語は公的なものであり、内的思想は私的なものであると。すなわちここにザメンホフの言語戦略があったわけです。ここではまた西欧と東欧の言語状況の差を見ることができます。西欧では実用性を求め、さらに言語的にさらに改変さえしようと企てる改革試案が様々生まれ、東欧では民族的・言語的状況から和解の言語を求めるということがコンセンサスで、両者が折衷する形、あるいはむしろザメンホフ側が折れた形でエスペラント憲章が生まれたわけです。

エスペラントはその後政治的・宗教的に利用されることがありました。また他方で多くのエスペランティストに政治的抑圧が加えられることがありました。ナチ支配下のドイツやスターリン支配下のソ連では相当数のエスペランティストが弾圧されたことはリンス『危険な言語』で見るとおりです。もちろん日本も例外ではありません（宮本正男・大島義夫『反体制エスペラント運動史』三省堂 1974）。

4. ユネスコとエスペラント

今日の多言語思想運動ではユネスコに言及しないわけにはいきません。ユネスコによりますと、日本には15の言語が存在するそうです。アイヌ語、本土の言語、北方奄美大島語、南方奄美大島語、徳之島語、喜界島語、沖永良部島語、与論語、国頭語、沖縄中央語、宮古語、世那国語、八重山語、朝鮮語、日本手話（『21世紀後半の世界の言語はどうなるのか』明石書店 2005）。さらに今日世界中にはおおよそ7000の大小様々な言語が存在しますが、その大半は話者が小数で、危機に瀕しているということです。そうした状況から、ユネスコは2009年を国際言語年として様々な活動を行いました。当時のユネスコの事務局長（松浦晃一郎）は次のようなメッセージを述べています。

私たちは今すぐに行動を起こさねばなりません。では、どうしたらよいのでしょうか。まず、教育の場を含め、それぞれの言語コミュニティが、国または地域の言語と国際語を習得する傍ら、その第1言語、すなわち母語をできるだけ広く、かつできるだけ頻繁に用いることのできる言語政策を奨励、開発すべきです。そして、支配的な言語を話す

Ⅲ セミナー

人々に対し、もう一つの国語または地域語と、一つまたは二つの国際語を習得するよう促すべきです。多言語主義が全面的に受け入れられてはじめて、すべての言語が今日のグローバル化された世界に居場所を見いだせるからです。(ユネスコ HP 日本語版)

この国際言語年におけるユネスコの行動計画をまとめると次のようになります。

- ・ 第1言語使用を保証する言語政策
- ・ 覇権言語使用者は、他に、地域語1つと、1～2つの国際的言語を習得すべき
- ・ 多言語主義思想の普及

これは多言語主義思想の普及の現状が悲慘的状况であるからでしょう。現実の厳しい例を2つ挙げてみましょう。

イスラーム諸国版ユネスコに ISESCO (イスラーム教育科学文化機関、Islamic Educational Scientific and Cultural Organization) というのがあります。EUのエラスムス計画などと同様に、留学生の移動政策としてバイト・アル=ヒクマ計画などが企画されています(バイト・アル=ヒクマとは「知恵の館」の意味で、9世紀バグダードでギリシャから学術をアラビア語へ翻訳するとともに、高等学術研究を行った研究所)。

ここではイスラームですから当然アラビア語が公的言語となるべきでしょう。これはかつてのラテン語と同じ役割を果たしているからです。しかし実際には運用言語は英語とフランス語です。

日本では平成21年度に文部科学省が「国際化拠点整備事業(グローバル30)」を公募しましたが、そこでは「大学の機能に応じた質の高い教育の提供と、海外の学生が我が国に留学しやすい環境を提供する取組のうち、英語による授業等の実施体制の構築や、留学生受け入れに関する体制の整備、戦略的な国際連携の推進等、我が国を代表する国際化拠点の形成の取組を支援することにより、留学生と切磋琢磨する環境の中で国際的に活躍できる高度な人材を養成することを目的」、と謳われています。また小学校英語の必修化を目前にして、250万冊を越える規模で「英語ノート」という補助教材を国内に無償配布したとのことです。ただし「事業仕分け」で廃止との話も聞いていますが。

以上2つの例は、今日の国際語は英語であることを物語るものです。

ところでユネスコとエスペラントとはどのような関係があるのでしょうか。ここでは2つの公的見解を紹介しておきましょう。

- ・ 「国際的な知的交流および世界の諸国民の友好の分野でのエスペラントの実績に注目し、この実績がユネスコの目的と理念にこたえていることを認める」(第8回総会1954年)

- ・ 「エスペラントが異なる民族のあいだでの国際的な理解と交流のために大きな可能性を持っていることを認める」（1985年の第23回総会）

すなわちユネスコはエスペラントを理想的には支持しているといえるでしょう。しかし、他方で多言語主義思想の普及として、「覇権言語使用者は、他に、地域語1つと、1, 2の国際的言語を習得すべき」として、かなり無理な要求をしているようです。

以下では、多言語主義思想の背景として、言語権の重要性を指摘し、エスペラントがそれにどのように関わっていったらよいかを見ていきましょう。

5. 言語権とエスペラント

1996年バルセロナで、NGO、国際ペンクラブ、言語法制専門家などの呼びかけに応じて世界言語権宣言が採択されました。まずその世界言語権宣言の一部を紹介しましょう。

第3条

1 この宣言は、以下の権利を、どんな状況でも行使できる不可分の個人的権利と考える。

- i. ある言語共同体の成員として認められる権利
- ii. 私的、公的に自己の言語を使う権利
- iii. 自己の名前を使う権利
- iv. 出身の言語共同体の他の成員と関係をもち、交流する権利
- v. 自己の文化を維持し発展させる権利

[以下略]

第10条

1 すべての言語共同体は、平等の権利を有する。

2 この宣言は、政治的な主権の程度、社会的・経済的・または他の見地から定義される状況、言語が文字化、現代化、または近代化されている程度、または他のどんな基準を基にしても、言語共同体に対する差別は認められないと考える。

(『エスペラント』第67巻(1999)1月号、pp.6-7)

ここでは、言語権が基本的人権、普遍的人権に並び称されるものとして存在すべきことが明確にされ、それが個人的権利と同様さらに集団的権利（少数民族、難民、追放者など）にも及ぶことが指摘されています。

この宣言は民間レベルのもので、現在はまだ「世界人権宣言」などとは異なり公式に認知された宣言ではありません。ユネスコ代表部に提出され、さらに委員会が設立され、その後を目指して国連総会での採択に向けての活動中にあるにすぎません。

しかしここには本来ザメンホフが抱いた思想と通じるものが有り、また言語権の主張はザメンホフの時代に東欧の一部の人びとが抱いた事柄ではなかったでしょうか。

Ⅲ セミナー

では今日エスペラントと言語権はどのように結びつくのでしょうか。UEA 会長のエンダビーが 1998 年に、「エスペラント運動は、政治的立場は中立だが、言語運動に関しては中立ではない。それは基本的人権の 1 つである言語権のために戦う運動だ」、というようなことを述べています。これ自体は原則的にはエスペラント憲章に反することではありません。しかし、今日エスペラントの意義のひとつは、この「言語権のために戦う運動」にあるのではと考えます。

それに関連して、「国際語エスペラント運動に関するプラハ宣言」を紹介しましょう（以下の引用は、日本エスペラント学会訳で、東北大学大学院の後藤斉教授のウェブ・サイトからです。<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~gothit/manifestoprago.html>）。これは 1996 年、プラハで開催された第 81 回世界大会で採択されたもので、「エスペラントの使用者たちが目指してきた理想は今なお重要性と現代的意義を失っていない。私たちは公正で効果的な言語秩序のためには以下に述べる原則が必須であると考え、として次の 7 条を掲げています。

1. 民主性
2. 民族性を越えた教育
3. 教育上の効果
4. 多言語性
5. 言語上の権利
6. 言語の多様性
7. 人間の解放

ここで、「多言語性」とは、ユネスコが第一言語以外にあと 2, 3 の言語の習得が必要と主張していますが、そうすることの困難を克服するために、エスペラントを選択することによって、「どの言語の話し手にも、その言語の大小を問わず、コミュニケーションが可能な高い水準まで第二言語を習得する現実的な機会が与えられていしかるべき」で、エスペラントが「その機会を提供するものである」と考えます。エスペラントの特徴の 1 つとして学習の容易性があることはいまでもありません。

また「言語の多様性」とは、「尽きることなく欠くことのできない豊かさの源泉である」ものとして言語の多様性を捉え、「それぞれの言語はあらゆる生物種と同様にそれ自身すでに価値があり、保護し維持するに値するものである」と見なすものです。こうしてその国の言語政策が「すべての言語の尊重と支持に基礎を置くものでないならば、それは世界の大多数の言語に死を宣告するものである」と考えるものです。すなわちエスペラント運動は言語の多様性を目指すものと宣言しています。生物種の多様性と言語の多様性が地球における文化的豊かさの根源であり、それを保護することの重要性を主張していますが、これはユネスコの主張に繋がります。

しかしここでさらに強調したいことは「言語上の権利」に関することです。これは今日では言語権と呼ばれています。いまここでその項目の内容を引用してみましよう。

言語間に力の不平等があることは、世界の大部分の人々にとって、言語的な危機感をもたらし、ときには直接の言語的抑圧となっている。エスペラントの共同体では、母語の大小や公用・非公用を問わず、互いの寛容の精神によって、中立の場集っている。このような言語における権利と責任の間のバランスは、言語の不平等や紛争に対する新しい解決策を進展させ評価するための先例となるものである。

いずれの言語にも平等な取り扱いを保証する旨が多く国際的文書に表明されているが、言語間の力の大きな格差はその保証を危うくするものであると、私たちは主張する。私たちの運動は言語上の権利の保証を目指すものである。

これは先のバルセロナの世界言語権宣言に通じるもので、またユネスコの国際言語年の指針とも合致しています。エスペラントは「橋渡し言語」として“特定の文化を持たない”というそれ自体が特殊な「文化を持つ」一方、発表当初からエスペラントによる創作活動が開始され、「エスペラント文化」を築いています。したがってエスペランティストの集まりは文化をもつ共同体と言えるでしょう。彼らは様々な地域に分散しているという意味ではディアスポラ的です。もちろん自己選択による共同体への参画という点では通常の意味のディアスポラではありません。さらにそれは少数言語共同体という特徴を備えつつも、多言語主義を採用し、さらに言語権を主張しています。その上言語帝国主義、言語民族主義に反対し、脱覇権的、脱民族的、脱地域的な活動を理念とします。ここにいたって私たちは従来の「国際語パラダイム」がもはや成り立たないことが看取できます。

国際的 (international) とは文字通り 19 世紀ころ西洋で成立した近代国家を前提したものです。実際、その語源は「国際管理する」(internationalize)、すなわち「nation の間」で管理する (枢軸国で管理する)、というような意味です。その際にはもちろん強力な国家の言語、すなわち覇権言語が国際語となるのは必然でしょう。しかしグローバル化した今日、民間レベルでは超国家的言語が必要であることは言うまでもありません。「nation を超えた」(transnational) 媒介言語、すなわちこれが「民際語」という事になります (これをエスペラントでは *interpopola lingvo* 「人びとの間の言語」と表現します)。それを担うのがエスペラントであり、ここに交流言語に関するパラダイム・チェンジが必要と思われれます。すなわち「国際語」から「民際語」への「民際語パラダイム」シフトです。

エスペラント憲章が生まれたすぐ後 1906 年、二葉亭四迷『世界語』の出版により日本にエスペラントが本格的に導入されました。そしてすでに同年日本エスペラント協会 (日本エスペラント学会の前身) が設立され、しかも第 1 回日本エスペラント大会が東京で開催されています。エスペラントはヨーロッパで生まれた言語ですが、その言語運動は場所

Ⅲ セミナー

を変え、この東洋でも、本来の理念を保ちつつも新しい時代に適合した形で受容支持されているのではないのでしょうか。

【参考文献】(出版年順)

- リンス『危険な言語』(栗栖継訳) 岩波新書、1975
中村敬『英語はどんな言語か：英語の社会的特性』三省堂、1989
ボウルトン『ザメンホフ』(水野義明訳) 新泉社、1993
クルマス『ことばの経済学』(諏訪功他訳) 大修館、1993
エーコ『完全言語の探求』(上村忠男他訳) 平凡社、1995
カルヴェ『超民族語』(林正寛訳) 白水社、1996
言語権研究会編『ことばへの権利』三元社、1999
カルヴェ『言語政策とは何か』(西山教行訳) 白水社、2000
立川健二『ポストナショナリズムの精神』現代書館、2000
山本真弓編『言語的近代を超えて：多言語状況を生きるために』明石書店、2004
『ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか』(『ことばと社会』別冊1) 三元社、2004
バッジオーニ『ヨーロッパの言語と国民』(今井勉訳) 筑摩書房、2006
田中克彦『エスペラント：異端の言語』岩波新書、2007
「特集 言語権とは何か」『月刊言語』第37巻2号、大修館、2008
木村護郎他編『媒介言語論を学ぶ人のために』世界思想社、2009

本発表に関連する発表者執筆の文献は次の通り。

- 「ザメンホフのユダヤ性」、『モバード』678(2007), 4-5
「文明移転における翻訳の役割、『エスペラント』1059(2009), 17-19
「文明間の交流における言語の役割」、日本エスペラント学会編『国際言語年から考える言語の多様性と対話の文化』、2009, 22-30
「媒介言語の光芒——科学伝搬を例に」、木村クリストフ他編『媒介言語論を学ぶ人のために』世界思想社、2009, 22-41

第3回（2010年3月2日）

1. 実施要領

日時 2010年3月2日（火）午後2時～5時

場所 大学院国際文化科学研究科E棟4階学术交流ルーム

報告 松井真之介「オスマン帝国の1915年アルメニア人ジェノサイドにおけるフランス国家の認知問題——EU、トルコ、フランス——」

石川達夫「チェコ国歌に潜んでいた矛盾——両大戦間チェコスロヴァキアの民族問題——」

※両氏の報告内容については第1部に掲載された同名の論文をご参照ください。

執筆者または講演者（掲載順）

石川 達夫（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）

寺尾 智史（神戸大学大学院国際文化学研究科助教）

松井 真之介（神戸大学大学院国際文化学研究科地域連携研究員）

ベルナルド・カトリッセ（ベルギーフランドル交流センター館長）

ジル・フェラギュ（西パリ大学ナンテール／ラ・デファンズ准教授）

坂井 一成（神戸大学大学院国際文化学研究科准教授）

岩本 和子（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）

三浦 伸夫（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）

ヨーロッパにおける多民族共存とEU

——多民族共存への多視点的・メタ視点的アプローチ——

発行日 2010年3月25日

編集 石川達夫（神戸大学大学院国際文化学研究科教授）

発行者 神戸大学大学院国際文化学研究科異文化研究交流センター (IReC)

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1-2-1

078-803-7650

irec@ccs-srv.cla.kobe-u.ac.jp

<http://web.cla.kobe-u.ac.jp/group/IReC/>

制作 箱田徹（神戸大学大学院国際文化学研究科学術推進研究員）

© InterCultural Research Center, Kobe University 2010 Printed in Japan